

令和5年度第1回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時：令和6年3月18日(月)

午後1時30分～

場所：Mウイング 4-2会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画について

社会福祉施設等施設整備の基本方針について

日中サービス支援型共同生活援助事業所における評価について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	委員長
小橋 加英子	(一社)ぴあねっと理事長	副委員長
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
片桐 政勝	(福)アルプス福祉会理事	
杉山 敦	松本市医師会	審査部会長
紘野 美和	ちごちごの会	
香西 智子	松本養護学校教諭	
前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会	
山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ センター長	
林 律子	(特非)こすもけあくらぶ	
臼井 尚子	(福)信濃友愛会理事	
東條 知子	松本市障がい者基幹相談支援センター	
西村 昭太	(特非)ケ・セラ	公募委員

計 14名

松本市 事務局名簿

所属部	職 名	氏 名
健康福祉部	障がい福祉課長	西村 恵美
	障がい福祉課課長補佐（相談・支援担当係長）	大森 将嘉
	障がい福祉課課長補佐（給付担当係長）	高羽 優
	障がい福祉課給付担当係長	小坂 幸絵
	障がい福祉課給付担当係長	栗田 佳樹
	西部福祉課長	荻上 寿子
	西部福祉課福祉担当係長	直井 光世
こども部	こども福祉課長	二木 玲子
	こども福祉課主任	西田 麻衣

第 7 期松本市障がい福祉計画
第 3 期松本市障がい児福祉計画

令和6年3月

目次

1 計画の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	2
4 障がい者の状況	2
5 計画の位置づけ	4
6 国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項	6
7 障がい者を対象としたサービス	8
(1)自立支援給付	9
(2)地域生活支援事業	9
(3)障害福祉サービスの体系	10
8 障がい児を対象としたサービス	11
9 障害福祉サービス等の利用状況	12
10 令和8年度の成果目標値の設定	18
(1)成果目標①施設入所者の地域生活への移行	18
(2)成果目標②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
(3)成果目標③地域生活支援の充実	19
(4)成果目標④福祉施設から一般就労への移行等	21
(5)成果目標⑤障がい児支援の提供体制の整備等	22
(6)成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等	23
(7)成果目標⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	24
11 障害福祉サービスの見込量と計画実施の方向性	26
(1)訪問系サービス	26
(2)日中活動系サービス	27
(3)居住系サービス	30
(4)相談支援	31
(5)障がい児支援	32
12 地域生活支援事業	35
(1)必須事業	35
(2)任意事業	38
13 計画の見込量到達状況の点検及び評価	39

1 計画の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量などを定める障害福祉計画を市町村が策定することとされており、松本市では平成18年度から令和5年度まで3年ごとに策定し計画の推進に努めてまいりました。

障害者総合支援法の一部改正により、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が加わり、また、児童福祉法の一部改正では、障害児通所支援等の確保に関する計画の策定が義務づけられ、地域での生活の継続を進めていくための環境整備が求められています。

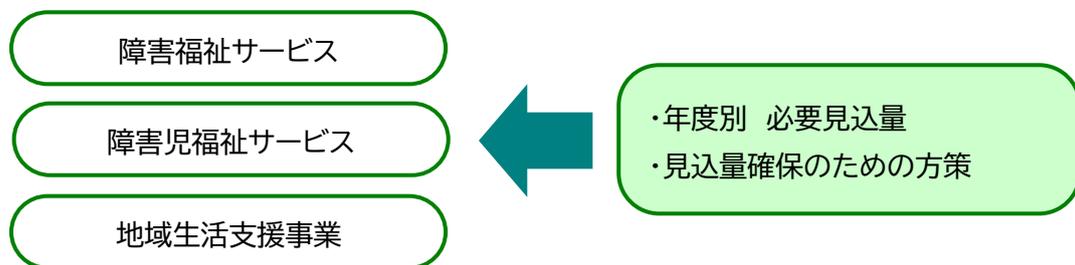
このたび、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児計画」の計画期間(令和3年度～令和5年度)の終了に伴い、国・県の動向やこれまでの計画の実績、サービス利用の状況等を踏まえ、障がい児・障がい者施策の充実に向け、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」(令和6年度～令和8年度)を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に沿って、各種障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の必要な見込量やその見込量の確保のための方策に関する実施計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- 各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類ごとの必要量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること



3 計画期間

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、国の基本方針に従って、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 障がい者の状況

(1) 松本市の人口推移

(各年3月31日現在)

		H31	R2	R3	R4	R5
松本市の人口	人	238,647	237,840	237,484	236,345	235,720
年少人口(0歳～14歳)		31,418	30,879	30,379	29,732	29,086
生産年齢人口(15歳～64歳)		140,898	140,216	140,021	139,380	139,619
老年人口(65歳以上)		66,331	66,745	67,084	67,233	67,015

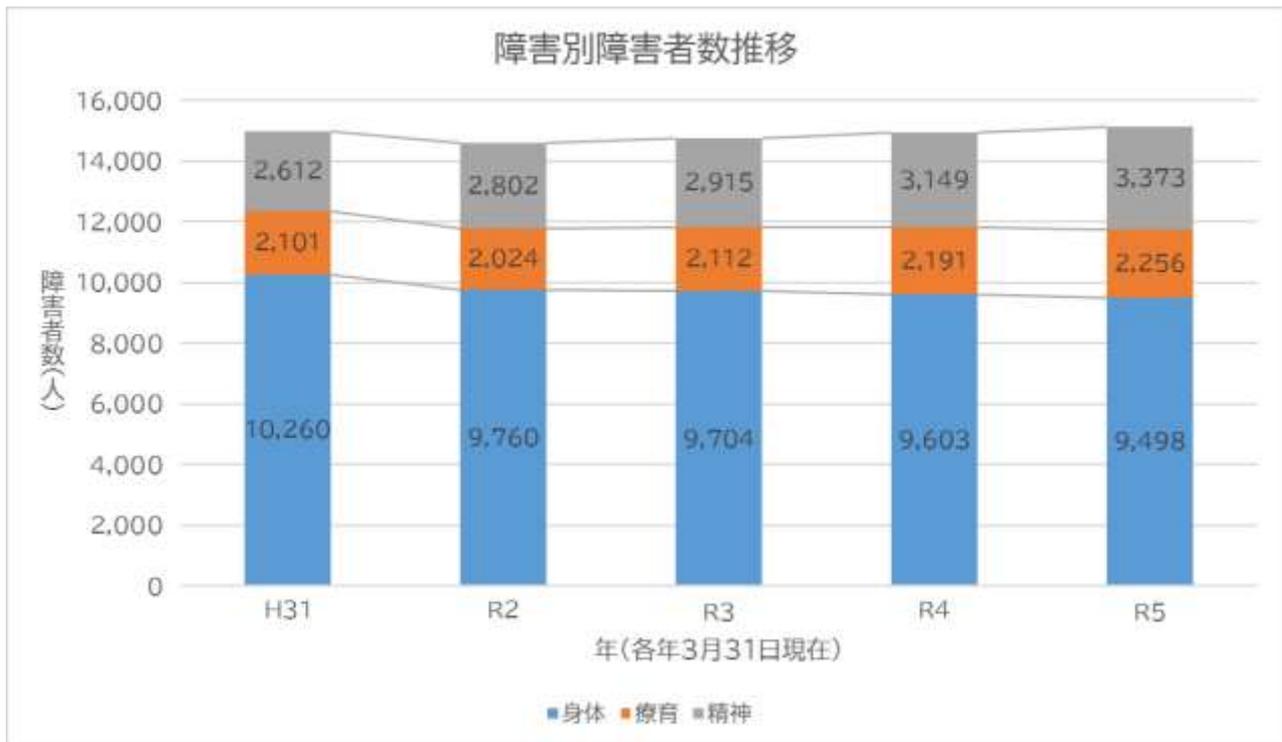
※ 住民基本台帳の登録人口による

(2) 障がい別障がい者数推移

障がい別、手帳所持者数及び精神障がい者自立支援医療利用者数の推移 (各年3月31日現在)

		H31	R2	R3	R4	R5
身体障害者手帳①	人	10,260	9,760	9,704	9,603	9,498
	人口比(%)	4.30	4.10	4.09	4.06	4.03
療育手帳②	人	2,101	2,024	2,112	2,191	2,256
	人口比(%)	0.88	0.85	0.89	0.93	0.96
精神保健福祉手帳③	人	2,612	2,802	2,915	3,149	3,373
	人口比(%)	1.09	1.18	1.23	1.33	1.43
自立支援医療(旧精神障害者通院医療費公費負担)	人	4,501	4,664	4,978	5,060	5,235
	人口比(%)	1.89	1.96	2.10	2.14	2.22
障害手帳全体①+②+③	人	14,973	14,586	14,731	14,943	15,127
	人口比(%)	6.27	6.13	6.20	6.32	6.42

※ 自立支援医療は精神保健福祉手帳を持っていない方も利用している。



- ア 身体障害者手帳数の減少は人口減に比例しているものと考えられます。
 - イ 療育手帳者数は毎年平均43.8人ずつ増加しており微増の傾向がみられます。
 - ウ 精神保健福祉手帳者数は毎年平均213.6人ずつ増加しており、大幅な増加の傾向がみられます。
- 障がい者数の状況から障害福祉サービスの見込量については、事業により増・減・現状維持等の判断が難しい状況となってきました

5 計画の位置づけ

本市の障がい児・障がい者の福祉を目的とした計画には、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画があります。以下その計画の位置づけについて説明します。

(1) 計画の法的根拠

ア 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村福祉計画で、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方針、施策や事業を定める基本計画です。

イ 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める実施計画です。

当計画はこれに該当します。

ウ 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援事業の見込量や提供体制を定める実施計画です。

当計画はこれに該当します。

(2) 計画の位置づけ

「第7期松本市障がい福祉計画」及び「第3期松本市障がい児福祉計画」は松本市総合計画、地域福祉計画等、本市における保健・福祉に関連する他の計画と整合を保ちながら策定します。

【「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係】

障害者計画(基本計画)

○計画期間:中長期(松本市は5年)

※現行の第4次計画は令和4年度から令和8年度までを計画期間として策定

障害福祉計画(実施計画)

○計画期間:3年を1期とする

※第7期計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定

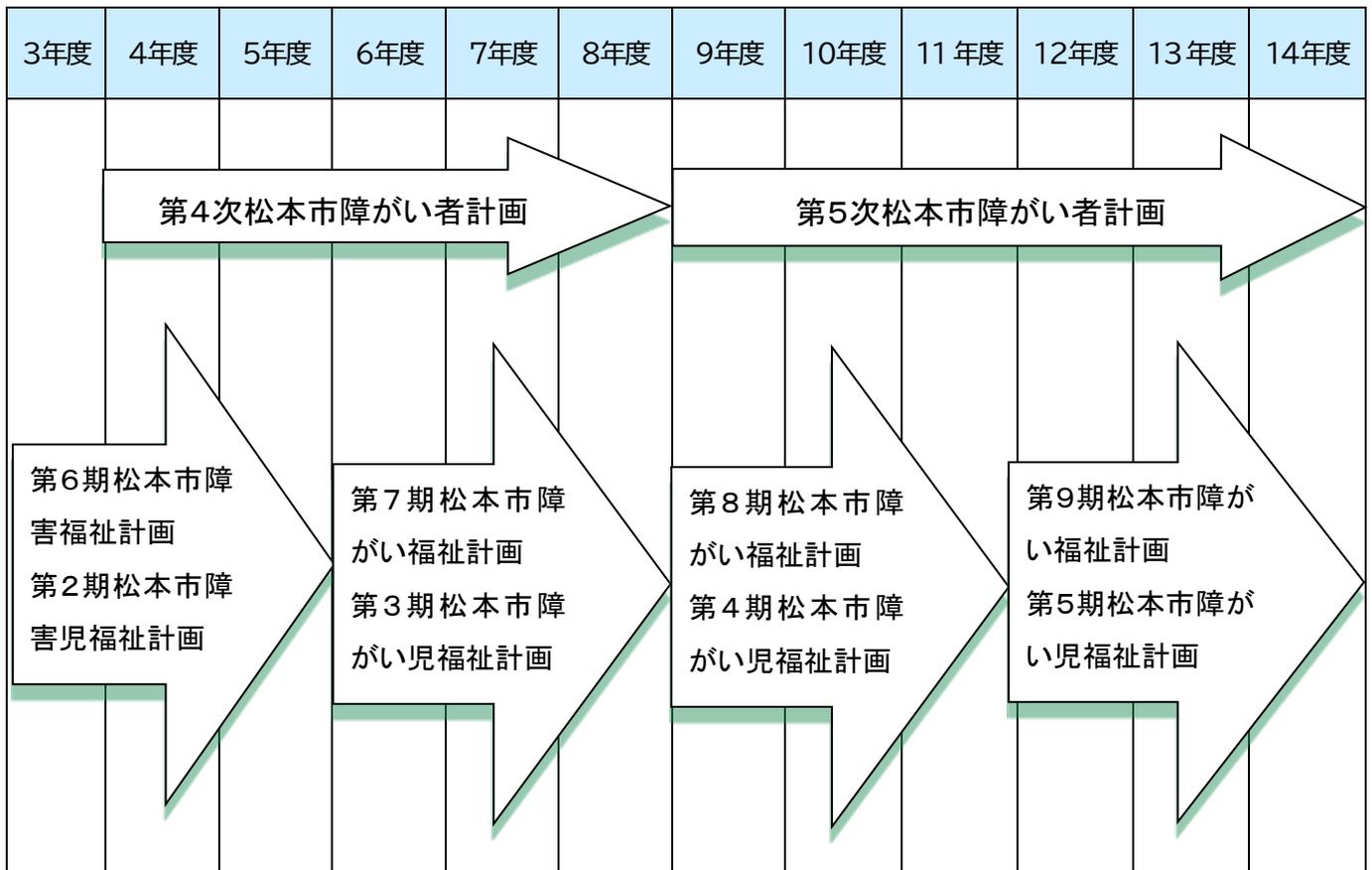
障害児福祉計画(実施計画)

○計画期間:3年を1期とする

※第3期計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定

※ 第4次松本市障がい者計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間となっており、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間となります。

したがって、両計画ともに令和8年度をもって計画期間が終了となりますので、第5次の松本市障がい者計画からは、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度を中間評価年とした6年間の計画期間とすることを予定しています。



6 国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

(1) 国の指針による基本的理念

当計画は国の基本指針で掲げられている次の点に配慮し策定しました。

- ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ 障がい福祉人材の確保・定着
- キ 障がい者の社会参加を支える取組定着

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 必要とされる訪問系サービスの保障
- イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- オ 強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実
- カ 依存症対策の推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 相談支援体制の充実・強化
- イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ウ 発達障がい者等に対する支援
- (ア) 発達障がい者等への相談支援体制等の充実
- (イ) 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保
- エ 協議会の活性化

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 地域支援体制の構築
- イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

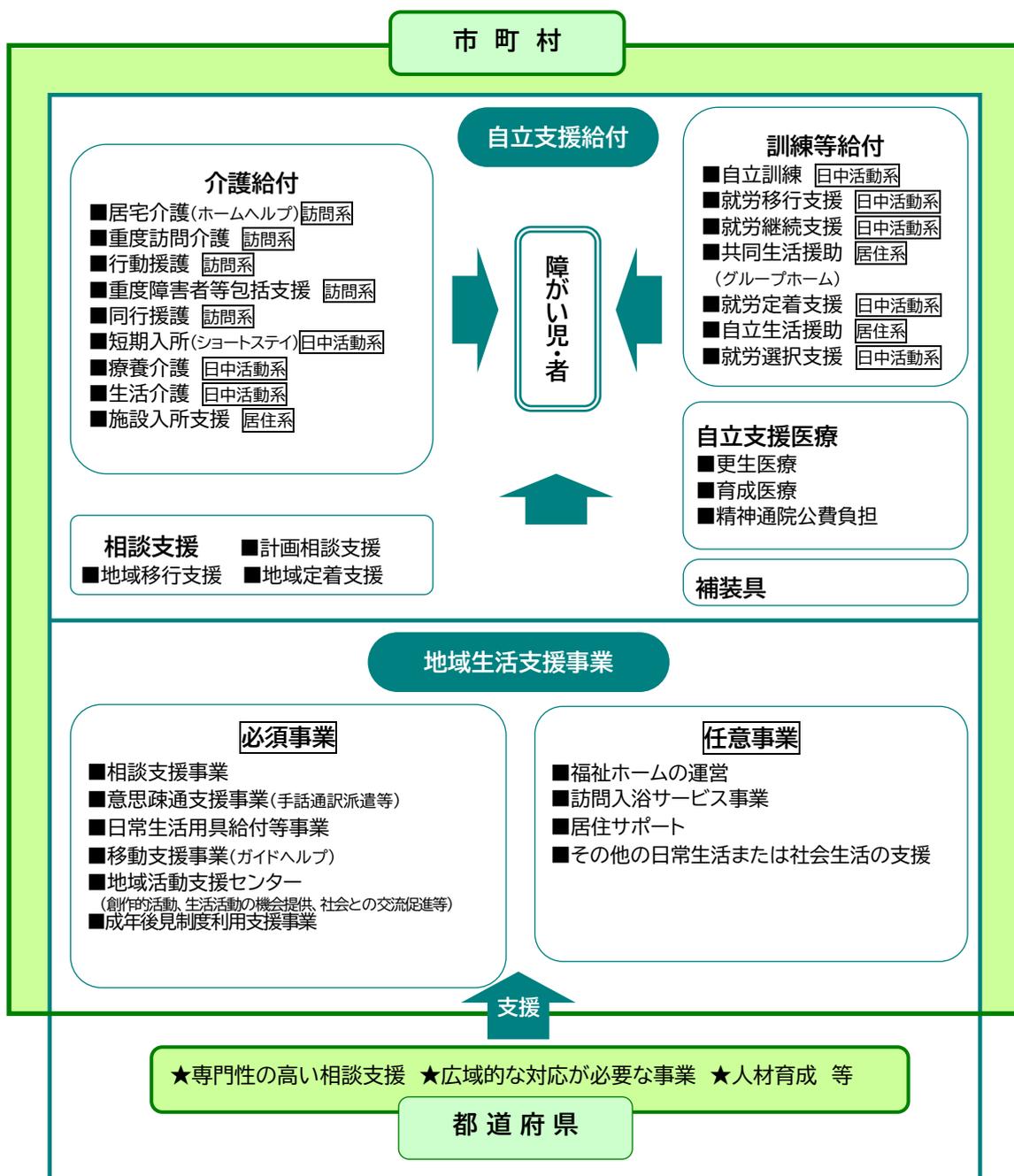
- ウ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- エ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - (ア) 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - (イ) 強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の充実
 - (ウ) 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

7 障がい者を対象としたサービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、障害者総合支援法に基づき、障がい種別にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを利用します。

サービス体系は、国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に分かれています。

【自立支援システムの全体像】



※訪問系:訪問系サービス、日中活動系:日中活動系サービス、居住系:居住系サービス
 ※訓練等給付中の「就労選択支援」は、令和7年10月から制度開始予定のサービスです。

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに大きく分かります。

低所得(市町村民税非課税)の障がい者については、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料化されています。

介護給付と訓練等給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を給付する「介護給付」と、身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」サービスの2種類の体系に分かれています。

- 「介護給付」 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援
- 「訓練等給付」 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

自立支援医療の支給

心身の障がい除去・軽減のための医療は、自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療公費負担に分かれています。

補装具の支給

身体機能を補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用に対して、補装具費を支給します。

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業で、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、地域の実情に応じて行う任意事業に分かれています。

(3)障害福祉サービスの体系

自立支援給付	相談支援	計画相談支援
		地域移行支援
		地域定着支援
	介護給付	居宅介護
		重度訪問介護
		行動援護
		同行援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所
		療養介護
		生活介護
		施設入所支援
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援(A型・B型)
		共同生活援助
		就労定着支援
		自立生活援助
		就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)
	自立支援医療	更生医療
		育成医療
		精神通院医療
	補装具	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		地域活動支援センター
		日常生活用具の給付等
	任意事業	日中一時支援事業 等

8 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法の一部改正により、障がい種別で分かれていた障害児施設について、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」として、それぞれ一元化されました。

また、通所サービスの支給決定を身近な市町村に変更したことで、障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。

市町村

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

都道府県

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

9 障害福祉サービス等の利用状況

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画におけるサービスの見込量と実績は、次のとおりです。

令和5年度の実績値については、令和6年度に松本市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会において到達状況を評価し公表します。なお、この評価に基づき本計画を見直す場合があります。

この利用状況は評価終了後、毎年更新します。

(1) 訪問系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	7,065	7,065	7,065
	実績	6,201	6,890	—
	到達状況(実績/見込)	87.8%	97.5%	—
②重度訪問介護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	443	443	443
	実績	1,419	1,460	—
	到達状況(実績/見込)	320.3%	329.6%	—
③同行援護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	498	498	498
	実績	503	613	—
	到達状況(実績/見込)	101.0%	123.0%	—
④行動援護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	1,232	1,318	1,410
	実績	909	1,178	—
	到達状況(実績/見込)	73.8%	89.4%	—
⑤重度障害者包括支援(時間/月) サービス内容はP26	見込	2,920	2,920	2,920
	実績	2,880	2,160	—
	到達状況(実績/見込)	98.6%	74.0%	—

時間＝月間利用時間

- ※① 居宅介護の利用者数は令和2年度394人/月から令和4年度467人/月と増加傾向にあります。
- ※② 重度訪問介護は、長時間の利用者が増加したことにより、実績が見込を大幅に超過しています。
- ※④ 行動援護の利用者は令和2年度62人/月から令和4年度79人/月と増え、利用時間も増加しています。

(2)日中活動系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護 (日分/月) サービス内容はP27	見込	9,488	9,677	9,870
	実績	8,657	8,568	—
	到達状況(実績/見込)	91.2%	88.5%	—
②自立訓練(機能訓練)(日分/月) サービス内容はP27	見込	29	29	29
	実績	11	77	—
	到達状況(実績/見込)	75.9%	265.5%	—
③自立訓練(生活訓練)(日分/月) サービス内容はP27	見込	145	145	145
	実績	164	479	—
	到達状況(実績/見込)	113.1%	330.3%	—
④就労移行支援 (日分/月) サービス内容はP28	見込	1,265	1,347	1,430
	実績	1,401	1,357	—
	到達状況(実績/見込)	110.8%	100.7%	—
⑤就労継続支援(A型)(日分/月) サービス内容はP28	見込	1,627	1,702	1,777
	実績	1,667	2,364	—
	到達状況(実績/見込)	102.5%	138.9%	—
⑥就労継続支援(B型)(日分/月) サービス内容はP28	見込	10,042	10,170	10,300
	実績	9,585	9,679	—
	到達状況(実績/見込)	95.4%	95.2%	—
⑦就労定着支援 (日分/月) サービス内容はP28	見込	16	16	16
	実績	15	20	—
	到達状況(実績/見込)	93.8%	125.0%	—
⑧療養介護 (日分/月) サービス内容はP28	見込	49	49	49
	実績	52	51	—
	到達状況(実績/見込)	106.1%	104.1%	—
⑨短期入所(福祉型) (日分/月) サービス内容はP28	見込	392	401	409
	実績	383	398	—
	到達状況(実績/見込)	97.7%	99.3%	—
⑩短期入所(医療型) (日分/月) サービス内容はP28	見込	169	170	174
	実績	122	106	—
	到達状況(実績/見込)	72.2%	62.4%	—

日分＝月間延利用人数

※⑤ 就労継続支援(A型)の利用人数が大きく増加している要因は令和2年度に6か所だった事業所数が令和4年度に12か所に増えたことや精神障がい者の利用者が増加しているためと考えられます。

(3) 居住系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助 (人/月) サービス内容はP30	見込	6	8	10
	実績	5	4	—
	到達状況(実績/見込)	83.3%	50.0%	—
②共同生活援助 (人/月) サービス内容はP30	見込	260	279	298
	実績	259	282	—
	到達状況(実績/見込)	99.6%	101.1%	—
③施設入所支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	232	231	230
	実績	220	219	—
	到達状況(実績/見込)	94.8%	94.8%	—

人=月間実利用人数

※① 自立生活援助事業は平成30年度に始まった事業で、事業所数も少ないため実績が少ないと考えられます。

※③ 施設入所支援の利用者数について、第6期障害者福祉計画では施設入所者を地域へ移行し利用者数が減る見込みとしました。

(4) 相談支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援 サービス内容はP31	見込	486	494	503
	実績	473	562	—
	到達状況(実績/見込)	97.3%	113.8%	—
②地域移行支援 サービス内容はP31	見込	5	5	5
	実績	1	0	—
	到達状況(実績/見込)	20.0%	0.0%	—
③地域定着支援 サービス内容はP31	見込	5	5	5
	実績	5	6	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	120.0%	—

人=月間実利用人数

(5)障がい児支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	117	125	133
	実績	120	149	—
	到達状況(実績/見込)	102.5%	119.2%	—
②放課後等デイサー ビス(人/月) サービス内容はP30	見込	316	335	356
	実績	422	477	—
	到達状況(実績/見込)	133.5%	142.3%	—
③保育所等訪問支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	2	3	3
	実績	0	1	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
④居宅訪問型児童発 達支援(人/月) サービス内容はP30	見込	2	3	4
	実績	0	1	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
⑤障害児相談支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	45	46	48
	実績	55	203	—
	到達状況(実績/見込)	122.2%	441.3%	—
⑥医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーデ ィネーター (圏域配置人数) サービス内容はP30	見込	0	0	1
	実績	0	0	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—

人=月間実利用人数

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑦福祉型児童入所支 援(人/月) サービス内容はP30	見込	5	5	5
	実績	4	4	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
⑧医療型児童入所支 援(人/月) サービス内容はP30	見込	14	16	16
	実績	20	21	—
	到達状況(実績/見込)	142.8%	131.2%	—

人=月間実利用人数

(6) サービス事業所数の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護設置目標数 サービス内容はP27	見込	20	21	22
	実績	20	20	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	95.2%	—
自立訓練設置目標数 サービス内容はP27	見込	1	1	1
	実績	1	2	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	200.0%	—
就労移行支援設置目 標数 サービス内容はP28	見込	12	13	14
	実績	10	13	—
	到達状況(実績/見込)	83.3%	100.0%	—
就労継続支援(A型) 設置目標数 サービス内容はP28	見込	6	6	7
	実績	10	12	—
	到達状況(実績/見込)	166.7%	200.0%	—
就労継続支援(B型) 設置目標数 サービス内容はP28	見込	29	29	30
	実績	34	37	—
	到達状況(実績/見込)	117.2%	127.6%	—
療養介護設置目標数 サービス内容はP28	見込	2	2	2
	実績	2	2	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	100.0%	—
短期入所設置目標数 サービス内容はP28	見込	15	15	16
	実績	17	19	—
	到達状況(実績/見込)	113.3%	126.7%	—
グループホーム設置 目標数 サービス内容はP30	見込	50	53	56
	実績	59	64	—
	到達状況(実績/見込)	118.0%	120.8%	—

単位:カ所数

(7)地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業(件数/年) サービス内容はP35	見込	1,424	1,495	1,596
	実績	1,348	1,483	—
	到達状況(実績/見込)	94.7%	99.2%	—
日常生活用具給付等 事業(件数/年) サービス内容はP36	見込	5,143	5,177	5,220
	実績	5,146	5,500	—
	到達状況(実績/見込)	100.1%	106.2%	—
移動支援事業(時間 /年) サービス内容はP36	見込	22,877	22,877	22,877
	実績	15,743	14,278	—
	到達状況(実績/見込)	68.5%	62.4%	—
地域活動支援センタ ー事業(件数/月) サービス内容はP36	見込	155	156	157
	実績	113	103	—
	到達状況(実績/見込)	72.9%	66.0%	—

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に見込量があり比較可能と考えられる項目

10 令和8年度の成果目標値の設定

(1) 成果目標①施設入所者の地域生活への移行

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減することを基本としています。

イ 松本市における成果目標

項目	第7期目標値	備考
施設入所者数(A)	213人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	13人 (6.1%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数
令和8年度末時点の施設入所者数(C)	201人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込(D)	12人 (5.6%)	差し引き(A-C)

※ 地域生活移行者数における県の目標値は、国の考え方のおり未達成割合を加えた目標値とすると、実績との乖離が生じることから、国の目標値は参考としつつも、各圏域の現状を加味し、適正な目標値を検討した各市町村の積み上げ数値を県の目標値としています。

※ 入所者削減見込における県の目標値は、国の目標値は達成しているものの、各圏域の現状を加味し、適正な目標値を検討した各市町村の積み上げ数値を県の目標値としています。

計画実施の方向性

- ・地域移行の必要性について、事業者・利用者への制度周知を図ります。
- ・入所施設からの地域移行を推進するために、事業者と連携し、重度の障がい者や高齢の障がい者に対応したグループホーム(P30)や日中活動系サービス(P27)の整備を図ります。

(2) 成果目標②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標が次のとおり設定されています。

(ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とします。

(イ) 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を減

少させます。

(ウ) 令和8年度における入院3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とします。

※アの成果目標は県のみが設定する項目になります。

イ 松本市における成果目標

項目	単位	6年度	7年度	8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	2	2	2
協議の場の参加者数	保健	1	1	1
	医療(精神科)	1	1	1
	福祉	9	8	7
	介護	2	2	2
	当事者			1
	家族		1	1
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	指定一般相談支援事業者連絡会等の開催により、精神障がい者にも対応した地域包括支援システムを構築します。		
	評価の実施回数	2	2	2

※ 松本圏域内の他地域の自立支援協議会とも協議し、これまでの地域移行部会にあたる会議を松本圏域で設置、開催するよう検討します。

併せて、現在開催されている指定一般実務者連絡会や病院のメディカルソーシャルワーカーと市の職員の会議等もこの取組として位置づけ、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとして構築してまいります。

(3)成果目標③地域生活支援の充実

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとしています。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

イ 松本市における成果目標

(ア) 地域生活支援拠点等の整備

項目	単位	6年度	7年度	8年度
地域生活支援拠点等の数 ※1	カ所	1カ所	1カ所	1カ所
コーディネーターの配置人数 ※2	人	7人	7人	7人
運用状況の検証および検討の回数 ※3	回/年	4回/年	4回/年	4回/年

※1 地域生活支援拠点には①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を整備することとなっています。

松本圏域は地域における複数の機関が分担して五つの機能を担う「面的整備型」の体制で整備し、1カ所としています。

※2 松本圏域における計画数値との整合を図るため、松本圏域全体の配置人数となっています。

※3-1 運用状況の検証及び検討の場としては、松本市自立支援協議会、松本圏域行政連絡会を想定しています。

※3-2 松本市自立支援協議会は、障がい者を支援するための開かれた会議とするため、出席者を特定せず、関係機関及び障がい者福祉に関わる方がどなたでも自由に参加していただけるものとしています。

※3-3 基幹相談支援センター・ひとり暮らし体験事業等の活動について自立支援協議会へ報告し運営状況を検証します。

(イ) 強度行動障がい者を有する者への支援体制整備

項目	内容	
取組単位	松本圏域	
強度行動障がい者を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握	障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計及び基幹相談支援センターとの情報共有により、支援を必要とする者を把握するとともに、対象者本人及び家族への調査や障害福祉サービス事業所等関係機関への聞き取り等により、圏域全体でのニーズ把握を行います。
	支援体制の構築	
	実施の体制	強度行動障がい支援検討プロジェクト等を活用し、調査、聞き取り等により把握したニーズや課題、実際の支援の事例を圏域全体で共有し、また、関係機関との連携を図り、地域資源の開発等の支援を行う体制づくりを行います。

※ 令和4年度から社会資源や支援する人材が不足している強度行動障がい者を対象とした新たな事業を開始し、当該障がい者の地域生活を支える体制の整備に努めています。

a 日中一時支援事業における強度行動障がいに対応する単価の設定

地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス単価について、強度行動障がい者に対

応じた際の報酬単価を設定しました。

- b 強度行動障がいに対応した住宅整備事業
強度行動障がいを有する方の介護者の負担軽減のため、居室、浴室、台所、洗面所等の住宅整備、改修に対して補助金を交付しています。
- c 強度行動障がいに対応した施設改修事業
強度行動障がい者の地域での安定した生活を支援し、介護者の負担軽減を図るため、市内の事業者が強度行動障がい者に対応するために施設を改修等する場合の経費に対し、補助金を交付しています。

引き続き、強度行動障がいを有する方の支援体制整備に向け、更なる事業内容の充実を図ってまいります。

(4)成果目標④福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

(ア) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

- a 就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所)を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とします。
- b 就労移行支援事業所からの一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とします。
- c 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所数の5割以上とします。
- d 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とします。
- e 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とします。

(イ) 職場定着率の増加

- a 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とします。
- b 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

イ 松本市における成果目標

項目	第7期目標値	考え方
令和8年度の年間一般就労移行者数	58人	令和8年度における障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数を、令和3年度(44人)の1.28倍以上とする。(松本市:1.32倍)
就労移行支援事業から一般就労への年間移行者数	42人	令和8年度における就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(32人)の1.31倍以上とする。(松本市:1.31倍)

就労継続支援A型事業から一般就労への年間移行者数	12人	令和8年度における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(9人)の概ね1.29倍以上とする。(松本市:1.33倍)
就労継続支援B型事業から一般就労への年間移行者数	4人	令和8年度における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(3人)の概ね1.28倍以上とする。(松本市:1.33倍)
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	7事業所	令和8年度における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所(13事業所)の5割以上とする。(松本市:54%)
障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者	11人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者を令和3年度利用者(7人)の1.41倍以上とする。(松本市:1.57倍)
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の年間の数	7事業所	就労定着支援事業所(10事業所)のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。(松本市:70%)

<就労定着率の考え方>

過去6年間に就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

計画実施の方向性

- ・企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等との連携を強化し、目標の達成を目指します。
- ・障がい者の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所と連携し、障がい特性に合った就労の場の確保と一般就労への定着を促進します。

(5)成果目標⑤障がい児支援の提供体制の整備等

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

- (ア) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - a 児童発達支援センターを設置(市町村単独での設置が困難な場合は圏域設置を検討)
 - b 全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
 - c 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。
- (イ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(市町村単独での設置が困難な場合は圏域設置を検討)
- (ウ) 県に医療的ケア児支援センターの設置、各都道府県、各圏域及び各市町村において、

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。

医療的ケア児等支援コーディネーターを中心に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設け、地域での支援体制を強化していきます。

イ 松本市における成果目標

項目	整備状況
児童発達支援センターの設置	H25年度設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H25年度設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	H25年度設置
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	R元年度設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	R5年度配置

(6)成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本します。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

イ 松本市における成果目標

(ア) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目		6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	件	150	180	200
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	回	13	14	15

個別事例の支援内容の検証実施回数	回	2	2	2
主任相談支援専門員の配置人数	人	3	3	3

(イ) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目		6年度	7年度	8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	5	5	5
参加事業者数・機関数	団体	28	28	28
協議会の専門部会の設置数	部会	7	7	7
協議会の専門部会の実施回数	回	17	17	17

※ 令和5年度から、松本市自立支援協議会においてサービス種別ごとの事業所連絡会を順次立ち上げています。引き続き、定期的に会議を開催し、情報共有、課題解決に取り組んでいきます。

(7) 成果目標⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までに、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とします。

イ 松本市における成果目標

(ア) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目		6年度	7年度	8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	人	2	3	4

(イ) 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	考え方
本項目の取組単位 (市町村、圏域・地域、その他複数市町村)	松本市単独

(ウ) 審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目		6年度	7年度	8年度
体制の有無		有	有	有
実施の方法		事業所を集めた集団指導を行う。		
実施回数	回	1	1	1

11 障害福祉サービスの見込量と計画実施の方向性

(1)訪問系サービス

サービスの概要

- ① 居宅介護
 - ・ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
- ② 重度訪問介護
 - ・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方が対象となります
 - ・ 自宅又は病院、診療所、助産所、介護保険老人施設及び介護医院において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、及び清掃等の家事並びに助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に供与します。
- ③ 同行援護
 - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方が対象となります。
 - ・ 外出に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護などのサービスを提供します。
- ④ 行動援護
 - ・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって常時介護を要する方が対象となります。
 - ・ 行動する際に生じる危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
- ⑤ 重度障害者等包括支援
 - ・ 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が対象です。
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①居宅介護	時間	6,833	6,776	6,720	6,664
	人	459	457	452	447
②重度訪問介護	時間	1,568	1,568	1,568	1,568
	人	4	6	6	6
③同行援護	時間	661	713	769	830
	人	74	77	82	88
④行動援護	時間	1,214	1,251	1,289	1,329

	人	82	81	82	83
⑤重度障害者包括支援	時間	2,160	2,160	2,160	2,160
	人	3	3	3	3

単位：月間利用時間・月間利用実人数

<見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率をもとにして、今後3年間の見込量を推計しました。

計画実施の方向性

地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであるため、障がい者への制度の周知、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

- ① 指定特定相談支援事業所と連携し、サービス利用計画やモニタリングを通じ必要なサービスが確保できるよう適切な支援を行ないます。
- ② 適正な障害福祉サービス提供の目安となる、介護給付費等の支給決定基準の策定について検討します。
- ③ 全体的に利用者は増加傾向にあるため、事業所等と連携し、利用者増への対応を図ります。
- ④ 医療的ケアの必要がある障がい者、強度行動障がい者、精神障がい者への対応ができる、障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、ヘルパー研修等を紹介し、サービスの向上を図ります。

(2)日中活動系サービス

サービスの概要

- ① 生活介護
 - ・ 常時介護が必要な方で、障害支援区分 3(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 4)以上、または年齢が 50 歳以上で、障害支援区分 2(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 3)以上の場合対象となります。
 - ・ 事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。
- ② 自立訓練(機能訓練)
 - ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいの方が対象となります。
 - ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
- ③ 自立訓練(生活訓練)
 - ・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、精神障がいの方が対象となります。
 - ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等

のサービスを提供します。

④ 就労移行支援

- ・ 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる方が対象となります。
- ・ 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

⑤ 就労継続支援(A型)

- ・ 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、就労継続支援(A型)事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な方が対象となります。
- ・ 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

⑥ 就労継続支援(B型)

- ・ 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある方が対象となります。
- ・ 生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

- ・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方が対象となります。
- ・ 事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを提供します。

⑧ 就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

- ・ 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑨ 療養介護

- ・ 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な方で、障害支援区分 5 以上の重症心身障がいがある場合に対象となります。
- ・ 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

⑩ 短期入所

- ・ 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする方等が対象となります。
- ・ 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①生活介護	日分	8,791	8,791	8,791	8,791

	人	521	521	521	521
②自立訓練(機能訓練)	日分	42	42	42	42
	人	2	2	2	2
③自立訓練(生活訓練)	日分	456	456	456	456
	人	21	21	21	21
うち精神障がい者の利用	人	14	14	14	14
④就労移行支援	日分	1,503	1,665	1,844	2,043
	人	81	85	90	95
⑤就労継続支援(A型)	日分	3,052	3,940	5,087	6,567
	人	173	231	309	413
⑥就労継続支援(B型)	日分	9,981	10,284	10,596	10,918
	人	665	673	681	689
⑦就労定着支援	人	24	29	35	42
⑧就労選択支援	人	—	—	1	2
⑨療養介護	人	51	51	51	51
⑩短期入所(福祉型)	日分	413	428	444	460
	人	88	92	96	100
⑩短期入所(医療型)	日分	130	130	130	130
	人	27	27	27	27
生活介護設置目標数	カ所	20	20	21	22
自立訓練設置目標数	カ所	2	2	2	2
就労移行支援設置目標数	カ所	13	13	13	13
就労継続支援(A型)設置目標数	カ所	13	14	15	16
就労継続支援(B型)設置目標数	カ所	37	38	39	40
療養介護設置目標数	カ所	2	2	2	2
短期入所設置目標数	カ所	18	18	19	20

単位：人＝月間実利用人数、日分＝月間延利用人数

<見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

就労選択支援は、令和7年10月制度開始予定のため、令和6年度は見込んでいません。

計画実施の方向性

障がいのある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対する指導、各種研修等への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの向上に努めます。

① 生活介護

日中活動の中心的なサービスであり、今後も利用者の増加が予想されるため、サービス提供事業所の確保が必要であり、とりわけ強度行動障がい者、医療的ケアの必要な障がい者等重度の障がいのある方に対応できる事業所の確保が必要となります。

そのため、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知を図るとともに、当該補助

金の交付に当たっては、強度行動障がい者、医療的ケアの必要な重度障がい者等を受け入れるための事業所を整備する事業者を優先する方針とします。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービスを提供する事業所が少ないため、事業者と調整し、見込量の確保に努めます。

③ 就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援・就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所と連携し、障がい特性に合った就労の場の確保と一般就労への定着を促進します。

④ 短期入所

医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする方や強度行動障がいのある方等重度障がい者に対応した事業所の確保に努めます。また、地域生活支援拠点の機能の一つとして、空床確保事業を進めます。

(3)居住系サービス

サービスの概要

① 自立生活援助

・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方が対象となります。

・定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援のサービスの提供をします。

② 共同生活援助(グループホーム)

・地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。

・家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

③ 施設入所支援

・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の対象となる方に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①自立生活援助 ※1	人分	4	4	4	4
うち精神障がい者の利用	人分	2	2	2	2
②共同生活援助 ※1	人分	303	324	359	375
うち精神障がい者の利用	人分	143	166	178	191

③施設入所支援 ※2	人分	210	207	204	201
グループホーム設置目標数	カ所	67	69	71	73

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

※1 国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

※2 国、県の入所者削減目標等に基づき算定しました。

計画実施の方向性

① 自立生活援助

障がい者が地域生活へ移行する際に、自立生活援助の活用を促し、障がい者が地域での生活を継続できるよう事業者と連携しながらサービス提供を進めます。

② 共同生活援助

施設入所、入院されている方の地域移行に中心的な役割を担うことが期待されるグループホームの整備を促します。また、さまざまな障がい特性に対応できるグループホームの設置を事業者に促します。

併せて、社会福祉施設等施設整備補助金を活用した施設整備について、生活介護事業所の整備と同様に、当該補助金の交付に当たっては、強度行動障がい者、医療的ケアの必要な重度障がい者等を受け入れるための共同生活援助事業所を整備する事業者を優先する方針とします。

③ 施設入所支援

地域移行を推進していくとともに、入所の必要性に応じた対応が図られるよう施設と連携していきます。

(4) 相談支援

サービスの概要

① 計画相談支援(サービス等利用計画等)

障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし、サービスの利用に向けた連絡、調整、利用計画の作成などを行います。サービス利用開始後は、サービス利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)や事業者との連絡調整等を行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において、単身または同居家族の支援を受けられない障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等において相談・訪問などの緊急対応を行います。

必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①計画相談支援	人	597	634	674	716
②地域移行支援	人	0	3	3	3
うち精神障がい者の利用	人	0	3	3	3
③地域定着支援	人	7	7	8	9
うち精神障がい者の利用	人	4	6	7	8

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

計画実施の方向性

① 計画相談支援事業

障がい者一人ひとりに合った適切なサービス利用計画が作成されるように相談支援事業所に指導・連携するとともに、目安となる介護給付費等の支給決定基準を検討します。

② 地域移行支援・地域定着支援

相談支援事業所に働きかけ、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所の指定を受けるよう促します。

(5)障がい児支援

サービスの概要

① 児童発達支援

・未就学の障がい児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 放課後等デイサービス

・就学中の障がい児に対し、放課後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

・保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児が対象となります。
・集団生活の適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児が対象となります。

・障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 障害児相談支援

・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成などを行います。
 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画の作成を行います。

⑥ 医療的ケア児等支援コーディネーター

・医療的ケアが必要な障がい児の総合的な支援体制構築に向けて、関係機関との連携や支援を調整します。

⑦ 福祉型児童入所支援

・施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

⑧ 医療型児童入所支援

・施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①児童発達支援※1	日分	668	722	780	843
	人	165	179	194	210
②放課後等デイサービス※1	日分	5,367	6,065	6,853	7,744
	人	548	619	700	791
③保育所等訪問支援	日分	4	6	9	14
	人	3	5	8	12
④居宅訪問型児童発達支援	日分	13	17	21	26
	人	2	3	4	5
⑤障害児相談支援	人	220	253	291	335
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	1	1

単位：人＝月間実利用人数、日分＝月間延利用人数

<見込量の考え方>

令和2年度から令和5年度実績(見込)の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。
 ※1児童発達支援、放課後等デイサービスについては、令和2年度から令和4年度まで続いた新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し推計しました。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
⑦福祉型児童入所支援	人	5	5	5	5
⑧医療型児童入所支援	人	17	17	17	17

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

計画実施の方向性

障がい児のサービス需要に合わせ、安定したサービス供給ができるようサービス提供事業所の確保、サービスの質の向上に努めます。

児童発達支援センター等を中心に、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築していきます。

重症心身障がい児の受け入れ事業所が限られていることから、必要なサービスが提供できるよう事業所の新規参入等を促進します。また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置により、関係機関と密に連携し、地域での支援体制を構築していきます。

① 児童発達支援・放課後等デイサービス

発達障がい等への理解が進み、診断を受ける児童が増加しています。また、サービスについて医療機関や保育所、学校での認知が進み利用につながりやすくなったことから、新規利用者が増加しています。今後も必要なサービス量の確保に努めるとともに、事業者に対しては、各種研修等への参加を促し、専門的人材の確保、サービスの質の向上に努めます。

② 保育所等訪問支援

サービスを提供できる事業所が限られているため、事業者と連携し必要量の確保や支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

③ 居宅訪問型児童発達支援

サービスを提供できる事業所が限られているため、事業者と連携し必要量の確保や支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。

④ 障害児相談支援

- ・ 対象者の拡大に対応するため、松本圏域市村と連携し相談支援事業所の確保・相談支援専門員の育成・質の向上を図ります。
- ・ 適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との連携強化及び支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。

⑤ 医療的ケア児等支援コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、統合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進していきます。

12 地域生活支援事業

(1) 必須事業

事業の概要

事業名	事業内容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
2 自発的活動支援事業	障がい者等、障がい者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
3 相談支援事業	
障害者相談支援事業	(1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利の擁護のために必要な援助 (6) 専門機関の紹介
基幹相談支援センター等機能強化事業	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 (2) 地域の相談支援体制の強化の取組 (3) 地域自立支援協議会を設置する市又は圏域等を単位として実施
居住サポート事業	(1) 入居支援(不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。) (2) 24時間支援(夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。) (3) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整(利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。)
4 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業
6 意思疎通支援事業	
手話通訳・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業
手話通訳者設置事業	
点訳、音訳等支援事業	

7 日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する事業
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修を行う事業
9 移動支援事業	
個別支援型	個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
グループ支援型	(1) 複数の障がい者等への同時支援 (2) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
10 地域活動支援センター事業(基礎事業)	創作的活動、生産活動、社会との交流促進
I 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施
III 型	地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による小規模作業所等
11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(中核市事業)	
手話通訳者・要約筆記者養成事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する事業
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する事業
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(中核市事業)	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業

各年度における事業量の見込み

事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
3 相談支援事業					
障害者相談支援事業	カ所	2	2	2	2
基幹相談支援センター設置事業	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等相機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,412	1,539	1,678	1,828
手話通訳者設置事業	カ所	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	5	11	11	11
自立生活支援用具	件	48	32	32	32
在宅療養等支援用具	件	52	57	57	57
情報・意思疎通支援用具	件	61	72	72	72
排泄管理支援用具	件	5,544	5,749	5,961	6,181
居宅生活動作補助用具	件	3	9	9	9
8 手話奉仕員養成研修事業	人	30	30	30	30
9 移動支援事業	人	2,926	2,972	2,972	2,972
	時間	16,616	16,000	16,000	16,000
10 地域活動支援センター事業	カ所	10	10	10	10
	人	93	93	93	93
11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(中核市事業)					
手話通訳者・要約筆記者養成事業	実施の有無	有	有	有	有
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(中核市事業)					
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実施の有無	有	有	有	有

<見込量の考え方>

平成2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

計画実施の方向性

- ・利用者のニーズに応じた日常生活用具を提供できるよう、松本圏域3市5村と連携し、随時種目の見直しを実施します。
- ・手話奉仕員養成研修事業については、質の高い手話奉仕員の養成を目的として、聴覚障がい者の当事者団体と連携して、実践的な手話を学ぶ機会を提供します。
- ・松本市の社会資源の状況や利用者のニーズに応じて、障がいのある方の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化します。
- ・事業者と連携を図りながら、安定したサービスが提供できるよう基盤整備等に努めます。
- ・松本圏域で単価設定を統一することにより、他市村の社会資源を利用できる体制を維持します。

(2)任意事業

事業の概要

事業名	事業内容
1 日常生活支援	
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の休息の確保を図る事業
2 社会参加支援	
レクリエーション活動支援等事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流余暇等に資するため及び障がい者が運動に触れる機会を増やすため、各種レクリエーション教室などを開催し、障がい者が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業
点字・声の広報等発行事業	点字・声の広報等発行
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成：研修開催
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業

各年度における事業量の見込み

事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
1 日常生活支援事業					
訪問入浴サービス事業	利用回数	2,998	2,894	2,894	2,894
日中一時支援事業	利用回数	9,419	9,500	9,500	9,500
2 社会参加支援事業					
レクリエーション活動支援等事業	実施の有無	有	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成	件数	5	5	5	5

<見込量の考え方>

令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

計画実施の方向性

- ・令和4年度から、日中一時支援事業において強度行動障がいのある方を受け入れた際の報酬単価を設定し、強度行動障がいのある方の日中活動の場の確保に努めています。引き続き松本圏域市村と受け入れ事業所の拡充等更なる事業の充実を図っていきます。
- ・「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」については、利用ニーズが高く、市外の事業所や介護保険事業所の協力を得て、事業所の拡充を進めておりますが、引き続き受入体制の充実を図っていきます。
- ・レクリエーション活動支援等事業については、積極的に活動している団体に補助していきます。
- ・その他の事業についても、支援団体等と連携し、地域で自立した生活が営めるよう、また社会参加の促進が図られるよう推進します。

13 計画の見込量到達状況の点検及び評価

松本市自立支援協議会、松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会等においてサービス見込量等について到達状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

令和7年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針

1 目的

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念や松本市第4次障がい者計画及び第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の実現に向け、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、また、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、次のとおり施設整備の方針を定める。

2 整備方針

次の施設整備を優先的に実施する。

(1) 障がい児・者の安全対策の促進

ア 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備を優先する。

イ 利用者の安全を確保するため、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の倒壊防止など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) 重度障がい児・者に対応する事業所の整備促進

重度障がい児・者の日中活動の場の確保や地域生活への移行を進めるため、強度行動障がい児・者、医療的ケアのある障がい児・者、重症心身障がい児・者等に対応できる施設整備(障害児通所支援、生活介護等)を優先する。

(3) グループホームの整備促進

ア 医療的ケアを有する者や強度行動障がい者を有する者が入居できる事業所の整備を優先する。

イ 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

ウ 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設を優先する。

(4) 日中活動の場の整備促進

地域生活の支援のため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

(5) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点整備の促進

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを支える、地域生活支援拠点となる施設の整備を優先する。

(7) 地域共生社会の促進

障がい児・者のみならず、高齢者や貧困等の問題を抱える方が地域で生活が送ることができる社会資源の整備が必要となることから、共生型サービスを提供する施設、多世代交流や多機能型福祉施設の整備を優先する。

3 その他優先度を判定する観点

- (1) 市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であるもの。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっているもの。
- (4) 松本市、松本市自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われているもの。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。
- (8) 環境に配慮された施設となっていること。

4 留意事項

- (1) 令和7年度に松本市において障がい児・者の施設整備を希望する事業者は、整備計画書を令和6年11月30日までに所管課(障害福祉サービス事業所は障がい福祉課、障害児通所支援事業所はこども福祉課)に提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和8年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の近隣住民等に事前に説明等を行い、理解を得ること。
- (4) 施設整備については、「松本市社会福祉施設等整備審査会」において審査し、承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。複数の事業者から施設整備の希望がある場合は、当該審査会における審査に基づき、優先順位を付すること。
- (5) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書を提出すること。
- (6) 国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.6%が上限))の実支出額に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額(千円未満切り捨て)が補助金額となること。
- (7) 市は予算の範囲内で補助を行うものとし、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象とされなかった場合は、市は補助を行わないものであること。また、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額された場合は、市補助金も併せて減額となること。
- (8) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されるとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応について十分に検討しておくこと。

日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告・評価について

○平成 30 年 4 月に制度開始した日中サービス支援型共同生活援助については、その指定基準（※）により、事業者が実施状況を定期的に自立支援協議会等に報告し評価を受け、協議会等から要望・助言等を聴くこととしている。※国の省令で定める基準に準拠し市の条例で規定

1 制度概要

(1) 趣旨

平成 30 年 4 月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

日中サービス支援型共同生活援助の運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会等に対し、定期的に（年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされております。

(2) 人員配置

常時の支援体制を確保するため昼夜を通じ 1 人以上の従業員の配置が必要

(3) 定員・設備

住まいの場であるグループホームの特性は従来通り維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため 1 つの建物への入居が 20 名まで認められている。ただし、10 人以下のユニットに分離し、それぞれ独立性があることが条件となる。

(4) 報酬

日中を住居で過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の 2 つの基本報酬が設けられ 1 日単位で選択する仕組み。

2 指定状況 1 事業所（2 ユニット）

ソーシャルインクルー松本筑摩 R5.3.1 指定（1 ユニット）

R5.4.1 住居追加（1 ユニット）

3 評価について

(1) 目的

地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る。

(2) 評価の観点

○常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来ているか。（基準省令 213 条の 3 「基本方針」）

○利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。（解釈通知第 15 4 (3) ③）

○日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。（解釈通知第 15 4 (3) ④）

【関係規定】

基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

基準省令第213条の3（基本方針）

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

基準省令第213条の10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聴く機会を設けなければならない。

解釈通知第15 4(3) 社会生活上の便宜の供与等

（略）なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。

解釈通知第15 4(3) 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行なう会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）

1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする

報告・評価シート

【報告日 令和 6年 2月 15日】

【評価日 令和 年 月 日】

事業所名 ソーシャルインクルーホーム松本筑摩

項目	【事業所記入欄】											
1 施設概要	事業者名	ソーシャルインクルーホーム松本筑摩			人員配置	日中						
	指定日	2024年	3月	1日		世話人	生活支援員					
	所在地	松本市筑摩1丁目27番15号				7人	9人					
	定員数（共同生活援助）	20人				（常勤換算後）	（常勤換算後）					
	定員数（短期入所）	2人				6.7人	5.6人					
	共同生活住居数	1戸				看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 人					
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			夜間						
	住居名：ソーシャルインクルーホーム松本筑摩A	10名				世話人（夜間）	生活支援員（夜間）					
	住居名：ソーシャルインクルーホーム松本筑摩B	10名				10人	5人					
	住居名：短期入所松本筑摩	2名				（常勤換算後）	（常勤換算後）					
	住居名：	名				1.3人	1.24人					
	住居名：	名				看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 人					
	事業所の特色・独自の取組		利用者様の家族が気軽に立ち寄れる環境を整えている。									
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分		人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）						
	非該当		人			身体	総数：		4人			
	区分1		人				主に日中GHで過ごす人数：		2人			
	区分2		人			知的	総数：		8人			
	区分3		3人				主に日中GHで過ごす人数：		2人			
	区分4		6人			精神	総数：		7人			
	区分5		5人				主に日中GHで過ごす人数：		6人			
	区分6		5人			難病等	総数：		0人			
	合計		人				主に日中GHで過ごす人数：		0人			
	年齢構成	・60歳以上		4人		・50歳代		5人	・40歳代		2人	・30歳以下
障害特性等	医療的ケアの必要な者				4人	強度行動障害のある者					7人	

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
3 地域に開かれた運営	利用者に対する指定計画相談支援の提供は別法人が行っているか。	(別法人等による指定計画相談支援の提供状況) 別法人等 (19) 名中 (19) 名	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
	実習生やボランティアを受入れているか。	(受入人数) 実習生 0名・ボランティア 0名 (受入事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし 日中サービス支援型共同生活援助は地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。実習生やボランティアの受け入れについて検討してください。
	地域住民との交流の機会が確保されているか。	(交流機会の事例) 現在交流は行われておりません。	<input type="checkbox"/> 問題なし 地域交流は行っていないとのことですが、地域のイベント等へ参加する等、地域との交流を図るよう検討してください。
4 常時の支援体制の確保	日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。	(職員の配置状況等) 1フロア2名の体制を敷いている。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
	災害時における、利用者への安全対策(マニュアル作成等)を講じているか。	(安全対策(マニュアル)や避難訓練の実施等の事例) 安全対策や災害時対策のマニュアルの作成をしている。	<input type="checkbox"/> 問題なし 業務継続計画の策定等の努力義務が令和5年度で終了し、令和6年度から義務化となります。計画の作成が必須となりますので、作成をお願いします。 また、各種マニュアルについては、定期的に見直しを行ってください。

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	体調急変等への支援体制が確保されているか。迅速に対応したか。	(緊急時の対応方法 (急な体調変化等)) 急変の場合主治医に報告。119 番通報で対応。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 事故等発生時の対応方法について職員への周知を徹底してください。
5 短期入所の併設	地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。	(通常受入人数) 2名	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 指定年度のため、実績としては少ない状況ですが、来年度は緊急利用を想定した積極的な利用を検討してください。
	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(緊急受入人数) 0名 (緊急受入事例)	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
6 支援の実施・質の確保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(外出や余暇活動等の事例) 生活介護や移動支援を積極的に利用している。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 移動支援を活用することで外出の確保に努め、余暇の充実を図られていることは評価できます。次回は、利用人数や利用割合などもお示しください。
	支援の質の確保に努めているか。(研修等)	(参加した研修名等) 強度行動障害支援者養成研修 (2) 名 研修 () 名 研修受講者により、朝礼及び会議の中で研修未受講の職員に対し、社内研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 施設内で研修を行っていることは評価できます。強度行動障害のある方も多く入居されているため、パート職員も含めスキル向上のための体制整備に努めて下さい。

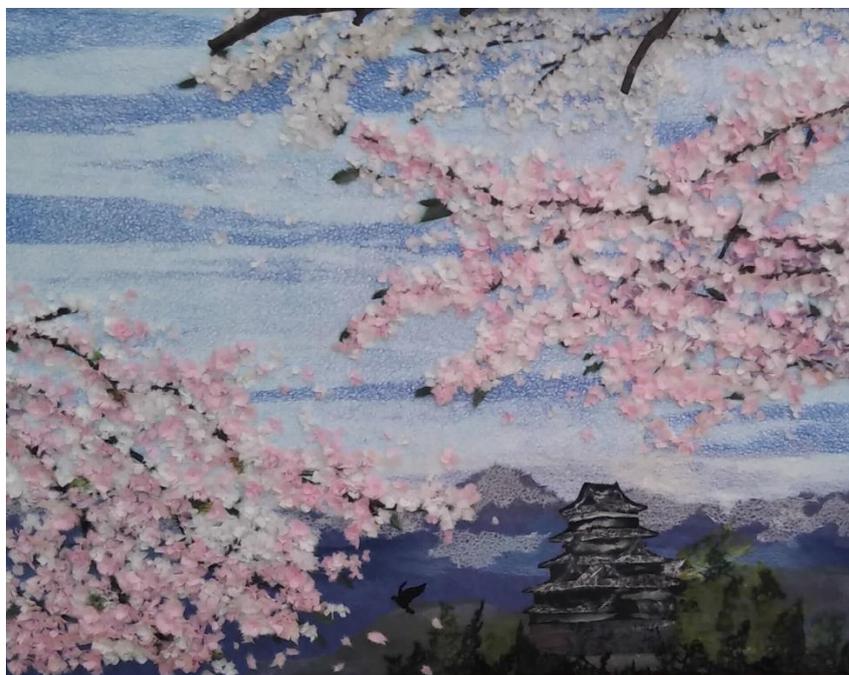
項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	体験的利用の要望に対応しているか。	<p>(体験利用人数) 3名</p> <p>(体験利用の事例) 体験利用者3名の内、2名は本入居し、1名については、物損行為がありグループホームでの生活は困難との判断で、入居に至らなかった。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
7 利用者の権利擁護等への配慮について	<p>利用者の金銭管理については、本人同意の上、帳簿等により適切に管理されているか。また、判断能力が著しく低い利用者については、成年後見制度の利用等の支援を行っているか。</p>	<p>(金銭管理の支援方法) 現金はお預かりせずに、ホームで立て替えをし、利用料金と一緒に請求をしている。 帳簿をつけ、購入品のレシートもお渡ししている。</p> <p>(成年後見制度の利用支援及び利用者数) ・利用支援事例等(<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無) ・有の場合の支援内容記載(利用者数 2人) 入居前から成年後見制度利用者1名。また、後見制度の利用を検討している方が1名おり、相談員含めサービス利用の検討を行っている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 今後も成年後見制度の必要性が高いと思われる方については、積極的な支援の提供をお願いします。
	<p>利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。(個人情報の管理、複数の選択肢の提供、自己決定・家族の合意等)</p>	<p>(利用者に配慮した支援、取り組み)</p> <p>個人情報の管理を徹底しており、ご家族・相談員と連携を取り配慮をしている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応は適切か。	<p>(虐待等に関する研修の受講状況) 入社時の虐待に関する研修を全員行っている。 虐待防止委員会を年2回行っている。</p> <p>(虐待発生時の対応、発生後の対応等) 発生時のフローを社内に掲示して、フローに沿って対応している。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 入社時の研修及び年2回の委員会の開催については評価が出来ます。定期的な研修の実施に努めて下さい。
8 入居/退去状況について	報告/評価対象年度中において、退去理由の確認及び入居時に適切な判定(流れ)が行われているか。	<p>(報告・評価対象年度の入居者数) 25人</p> <p>(報告・評価対象年度の退去者数及び事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去者数 6人 ・主な退去事由：物損・他害行為 ・主な退去事由： 	<input type="checkbox"/> 問題なし 約1年で退去者6人は多く感じられます。入居するための基準等(入所希望登録・入所判定会議など)の体制を構築してください。
9 他の日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	<p>(日中をGH内で過ごす利用者に対する支援・サービスの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助 ・受診同行 ・買い物支援 ・服薬管理 	<input type="checkbox"/> 問題なし 多くの入居者が日中をグループホーム内で過ごされていますので、一人一人に合わせた支援を提供できるよう検討してください。

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
	他の日中活動サービスの利用を妨げているか。	<p>(他の日中活動の利用状況)</p> <p>他の日中活動サービスを利用(19)名中(10)名 (主な他の日中活動サービス種別・利用先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいらいふ南原(生活介護) ・華いる(生活介護、就労継続B型) ・コムハウス(生活介護、就労継続B型) ・ムーブ(就労継続B型) ・結いの街(生活介護) ・ぼっかぼか(就労継続支援B型、介護サービス) ・ちくま(生活介護、) 	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし 入居者一人一人に合わせた外部の日中活動サービスが利用されており評価できます。
10 利用者の健康管理	日々の利用者の健康管理をしっかりと行っているか。	<p>(医師や看護師の訪問有無及び頻度)</p> <p>なし (健康チェック方法について) 毎朝バイタルチェックや健康状態を日々確認している。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
11 他事業所との連携	相談支援事業者や他のサービス事業所との連携を行っているか。	<p>(具体的な連携状況の事例について)</p> <p>管理者・サービス管理責任者を中心に、報告・連絡・相談を行い、情報共有をしている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし
12 その他	<独自に定める項目を記載>	特になし	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【専門分科会記入欄】 要望・助言・評価 (問題がない場合は□にチェック)
13 (2回目以降) 専門分科会か らの要望、助 言への対応	要望や助言に対応しているか。	(要望・助言の内容及びその対応)	<input type="checkbox"/> 問題なし

第4次
松本市障がい者計画
(令和4年度～令和8年度)



(長野県障がい者文化芸術祭作品展から)

令和4年(2022年)9月



一人ひとりが尊重され

互いに支え合い認め合える

共生のまち

松本市は、平成29年に策定した第3次松本市障害者計画で掲げた、「一人ひとりが輝き、安心して暮らしを続けられるまち」を基本理念に、障がいのある人やその家族が抱える不安や心配事を取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指してきました。

少子高齢化や単身世帯の増加、それに伴う地縁・血縁の希薄化など、社会情勢の変化とともに、障がいのある人やその家族が抱える課題は、年々多様化・複雑化してきています。

こうした課題の解決には、子ども・障がい・高齢・生活困窮という従来の縦割りの制度や分野ごとの支援では限界があり、より一体的で切れ目ない支援が求められています。加えて、発達障がいによって支援が必要な子どもの数も増えているため、教育的な視点を取り入れる必要があります。

第4次松本市障がい者計画は、「一人ひとりが尊重され 互いに支え合い認め合える 共生のまち」を基本理念に据えました。策定にあたっては、障がいのある当事者の声、身近で支援を行っている現場の声を反映させ、より実現性と実効性のある計画にすることを重視しました。

①分野を超えた包括的な相談支援体制の整備、②重度障がい児（者）の受け入れができる事業所の整備や福祉人材の育成、③関係機関の連携強化による自立するための就労支援の充実に重点的に取り組み、一人ひとりのニーズに寄り添った支援体制を整えます。

多様性を認め合い、受け入れ、障がいのある人もない人も、ともに地域で充実した生活を送ることができる、しなやかなまちへ。松本市は、「シンカ」を続けていきます。

令和4年（2022年）9月

松本市長 臥雲 義尚

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	4
1 統計データ	4
2 現状と課題	26
第3章 計画の基本的考え方	27
1 基本理念	27
2 基本施策の設定	27
3 基本目標	28
4 施策の体系	29
第4章 基本施策	31
基本施策1 包括的相談支援体制の整備 (重点施策)	31
基本施策2 重度障がい児(者)支援の充実 (重点施策)	34
基本施策3 地域における生活支援の推進	38
基本施策4 障がい者理解の促進	40
基本施策5 意思決定の尊重	42
基本施策6 就労支援の充実 (重点施策)	44
基本施策7 学習・文化芸術活動等の参加	47
第5章 計画の推進に向けて	49
1 松本市の推進体制	49
2 松本市障がい者自立支援協議会との連携	49
3 適時・適切な情報提供	49
4 適切なサービスの質と量の確保	49
5 計画の進行管理	50
第6章 資料編	51
1 アンケート調査	51
2 計画の検討経過	124
3 松本市社会福祉審議会名簿	125
4 障害者福祉専門分科会名簿	126
5 用語解説	127

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

現在、日本における障がいのある人は、身体障がい者が436万人、知的障がい者が109万4千人、精神障がい者419万3千人とされています。松本市の各種手帳交付者数（令和3年度末）をみると、身体障がい者が9,603人、知的障がい者が2,191人、精神障がい者が3,149人の合計14,943人（重複あり）となり、総人口に占める割合は約6.3パーセントとなっています。高齢化の進展に伴い身体障がい者の65歳以上を占める割合が76パーセントを超えていること、発達障がいにより支援が必要な児童・生徒が増えていること、精神障がい者の伸びが毎年大幅に増加していることに加え、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病患者が追加されていることなど、社会情勢の変化とともに、障がい者やその家族が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきています。

このような状況の中、障害者総合支援法の策定以来、障がいの有無にかかわらず、地域社会で暮らし続けることを目的に様々な法改正が行われ、日常生活や社会生活への支援が進められてきました。今後の急激な人口減少社会に対応するため、「子どもや高齢者、障がい者」という枠組みや「支えられる側」「支える側」といった従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現が重要となります。

松本市では、この地域共生社会の実現を念頭に、障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図るとともに、障がいがあっても互いに認め合いながら自らの意思により社会参加、社会貢献できるまちを目指し「第4次松本市障がい者計画」を策定します。

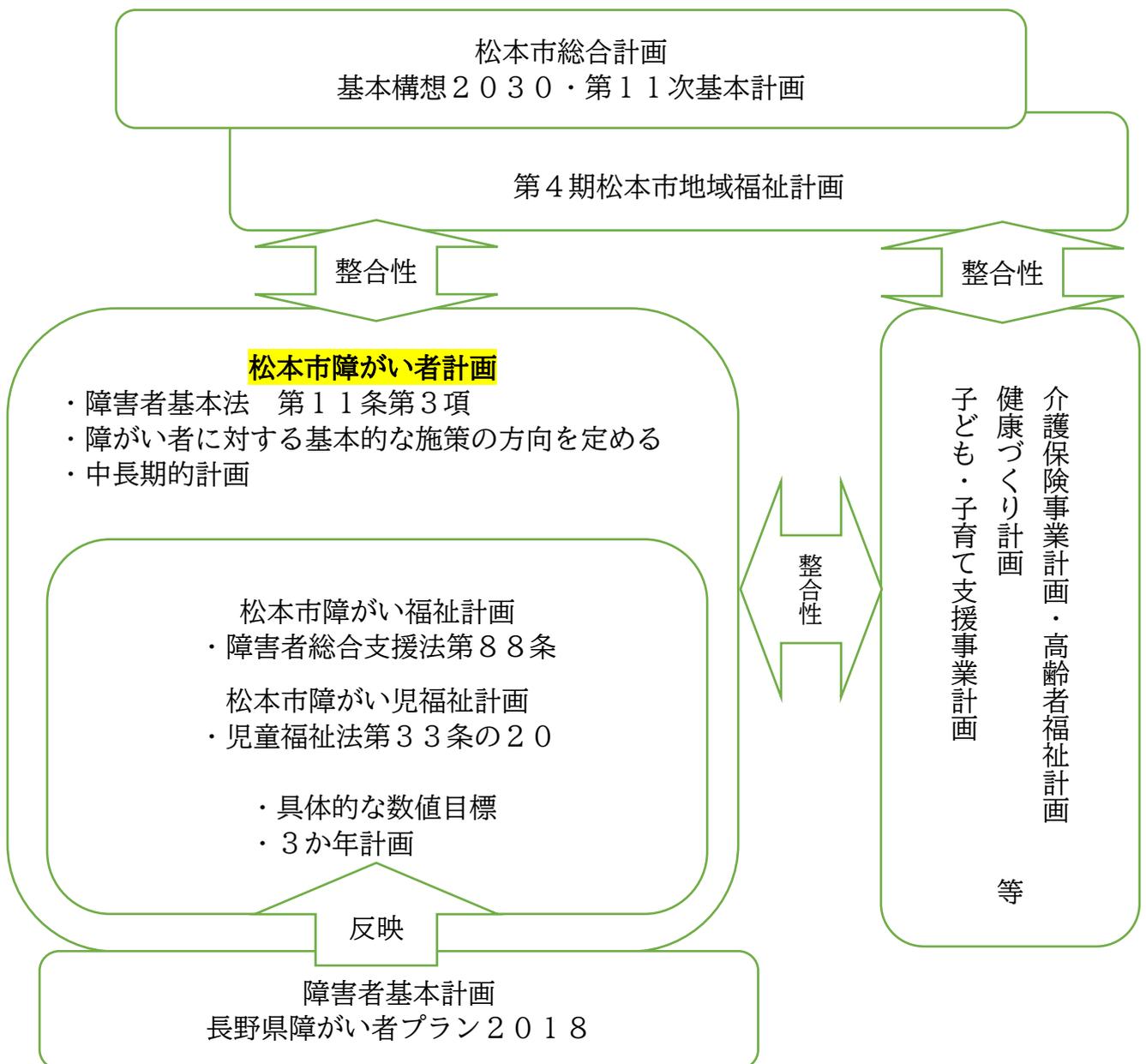
第4次松本市障がい者計画

2 計画の位置付け

「第4次松本市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定されている市町村障害者計画であり、障がい者を支援するための基本的な方向性を定めるものです。

この計画を推進するための具体的な取組みについては、障害者総合支援法第88条に基づく「第6期松本市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「第2期松本市障害児福祉計画」で定めています。

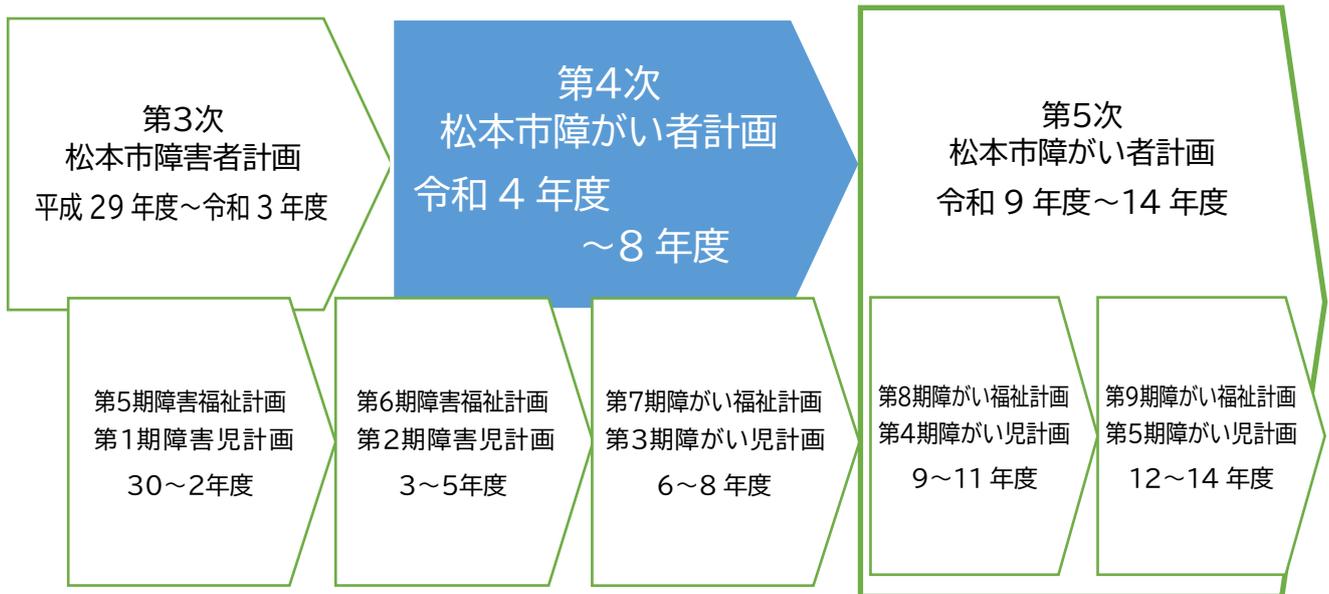
また、内容については、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン2018」を踏まえるとともに、「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」等他の関連する計画と整合性を図るものとしています。



3 計画の期間

「第4次松本市障がい者計画」は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5か年計画です。ただし、国・県の動向により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

なお、第5次からは、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体化した6年間の計画とします。



表記を変更

「障害」から「障がい」へ

近年、漢字表記の「害」に負のイメージを抱く方が多くなっていることや全国的にひらがなの表記がされていることから、松本市では公文書や広報、ホームページ等の可能なものから「障がい」に表記を変更することとしました。

「障害」の「害」は心身の機能ではなく、共生社会を阻む社会の障壁を指すものであることを理解した上、差別感や不快な思いに少しでも寄り添うことができると考えています。

法律名、団体名等の固有の名称は従来どおり「障害」と表記します。

皆様のご理解をお願いします。

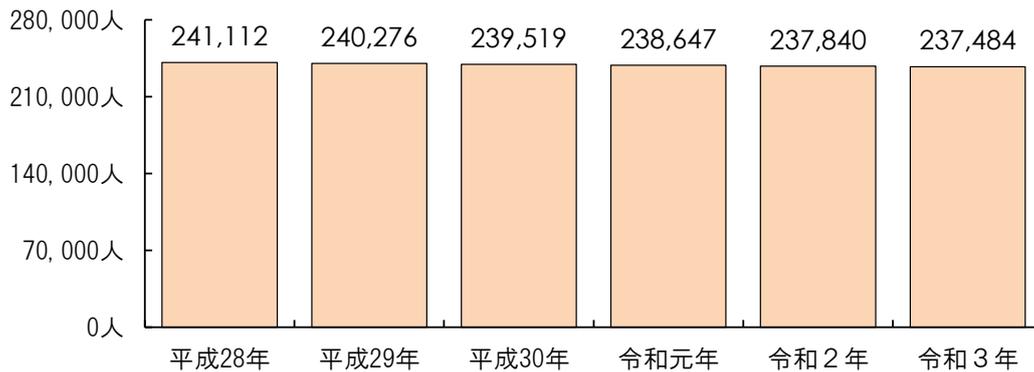
- 「障がい」の表記例
障がい 障がい者 障がい特性 強度行動障がい
- 「障害」の表記例 ※これまでと変わらないもの
高次脳機能障害 身体障害者手帳 障害福祉サービス 障害者差別解消法 等

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 統計データ

1. 松本市の人口データ

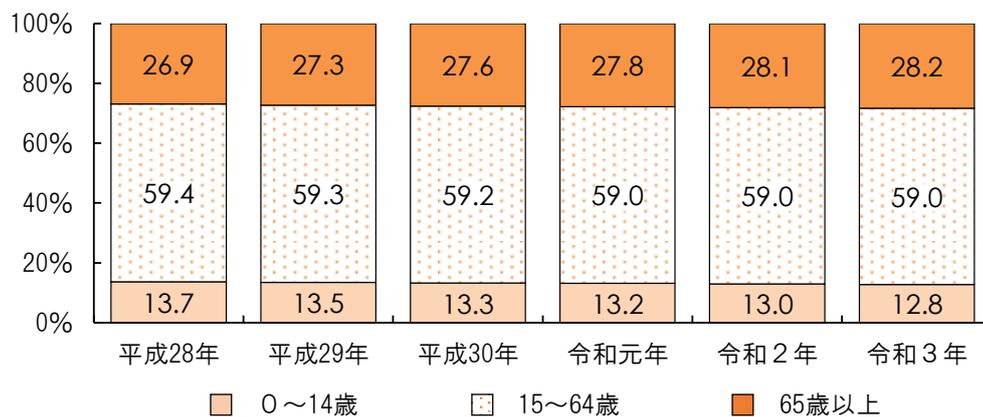
(1) 総人口



出典：「住民基本台帳」（4月1日時点）

令和3年の松本市の総人口は、237,484人となっています。平成28年以降の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成28年からの5年間で3,628人減少しています。

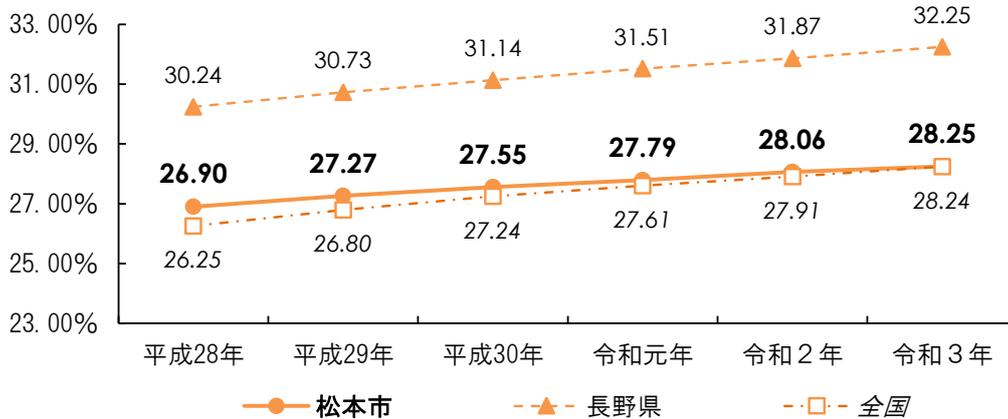
(2) 年代別人口割合



出典：「住民基本台帳」（4月1日時点）

令和3年の松本市の年代別人口割合は、「0～14歳」が12.8パーセント、「15～64歳」が59.0パーセント、「65歳以上」が28.2パーセントとなっています。平成28年以降の推移をみると、「0～14歳」・「15～64歳」は横ばい又は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。

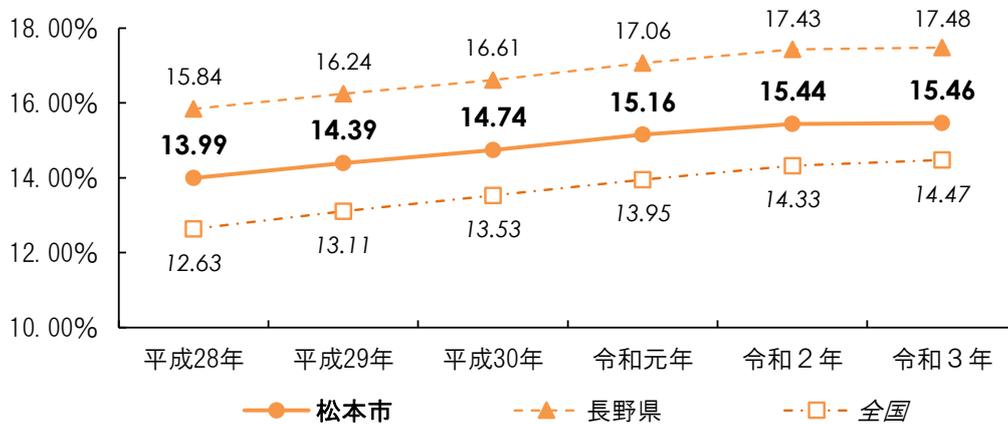
(3) 高齢化率



出典：松本市「住民基本台帳」（4月1日時点）、長野県「毎月人口異動調査」（4月1日時点）
 全国「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）」（1月1日時点）

令和3年の高齢化率は、「松本市」が28.25パーセント、「長野県」が32.25パーセント、「全国」が28.24パーセントとなっています。平成28年以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあるものの、平成28年からの5年間で「松本市」1.35ポイント、「長野県」2.01ポイント、「全国」1.99ポイントの増加と、「松本市」は比較的ゆっくりとしたペースで高齢化率が進んでいることがわかります。

(4) 後期高齢者人口割合（総人口に対する割合）

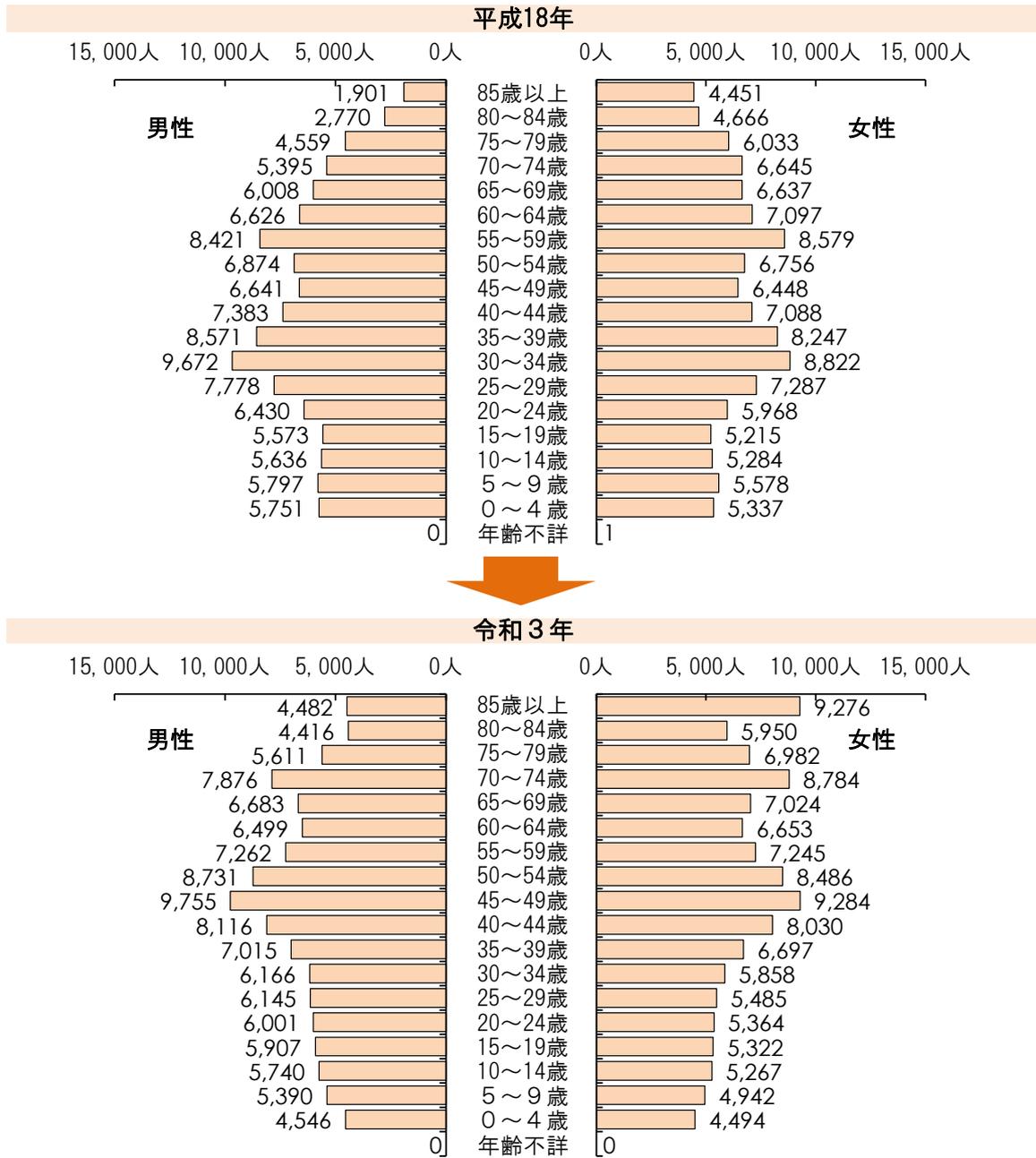


出典：松本市「住民基本台帳」（4月1日時点）、長野県「毎月人口異動調査」（4月1日時点）
 全国「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）」（1月1日時点）

令和3年の後期高齢者人口割合は、「松本市」が15.46パーセント、「長野県」が17.48パーセント、「全国」が14.47パーセントとなっています。平成28年以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあるものの、直近では前年からの増加幅が小さくなっています。

第4次松本市障がい者計画

(5) 人口ピラミッド

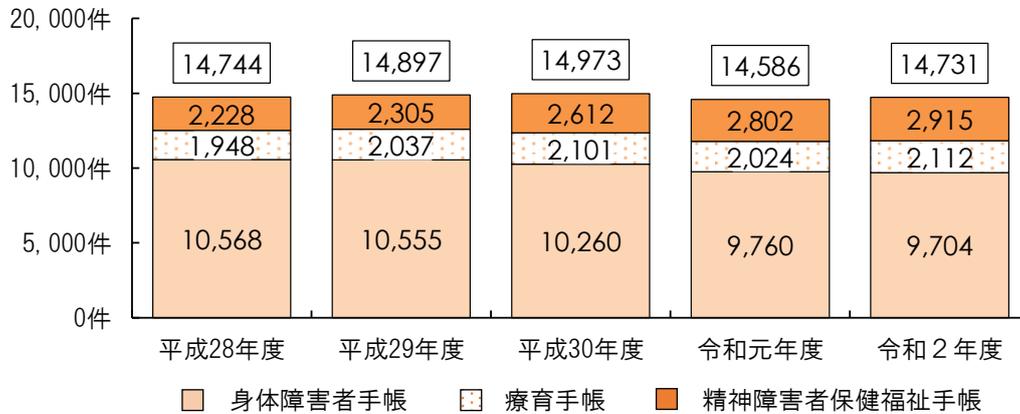


出典：「住民基本台帳」（4月1日時点）

人口ピラミッドで平成18年と令和3年の性別・年齢5歳階級別人口を比較すると、平成18年は25～59歳、令和3年は35～74歳の人口が多くなっていることがわかります。グラフの形をみても、令和3年の方が上部（年齢が高い方）に人口が集まっていることがわかります。特筆すべきは85歳以上の区分で、男性は1,901人から4,482人、女性は4,451人から9,276人と、唯一2倍以上に増加しています。

2. 障がい者の状況

(1) 手帳の種類別 手帳交付件数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

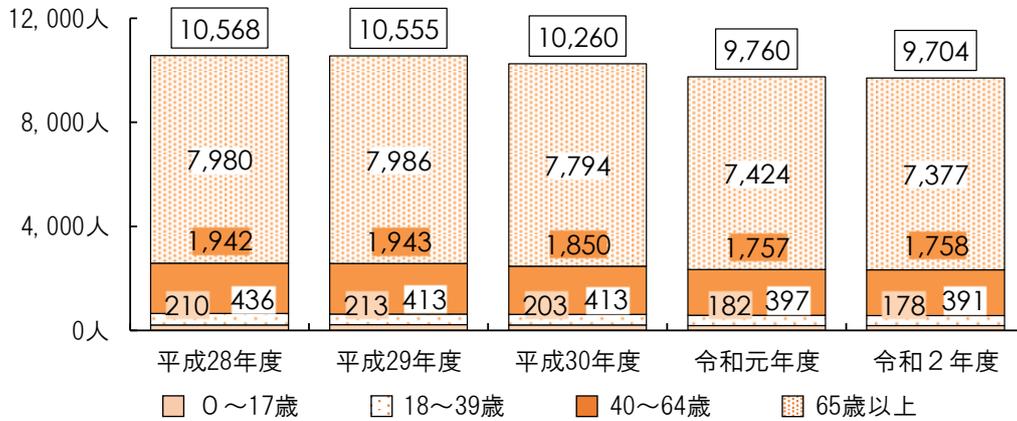
令和2年度の種類別の手帳交付件数は14,731件で、内訳は「身体障害者手帳」が9,704件、「療育手帳」が2,112件、「精神障害者保健福祉手帳」が2,915件となっています。「身体障害者手帳」が最も多く、全体の65.9パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、手帳交付件数は平成30年度をピークに減少傾向に転じたものの、令和2年度に再び増加しています。

手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」が減少傾向、「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」が増加傾向にあります。

※手帳返還届未届け分の事務整理のため、交付件数が変動する場合があります。

3. 身体障害者手帳所持者の状況

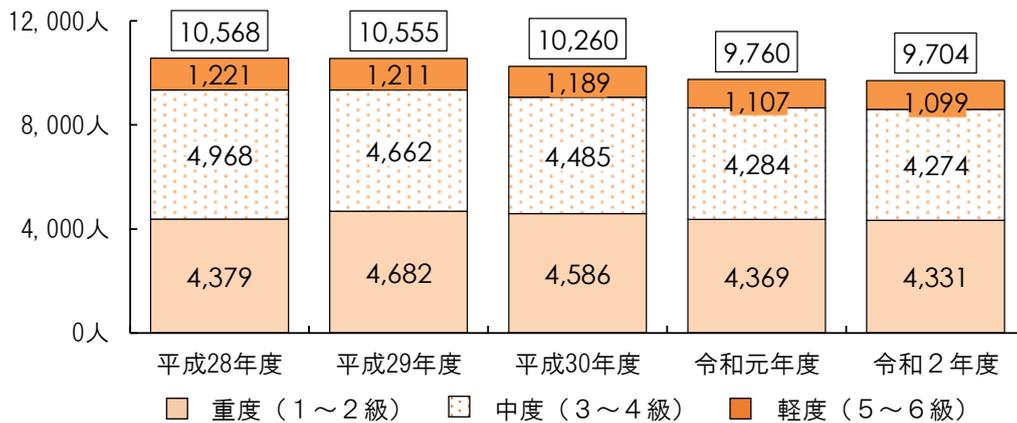
(1) 年代別 身体障害者手帳所持者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の年代別身体障害者手帳所持者数は、「0～17歳」が178人、「18～39歳」が391人、「40～64歳」が1,758人、「65歳以上」が7,377人と、「65歳以上」が全体の76.0パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にあります。特に「65歳以上」の減少幅が大きくなっています。

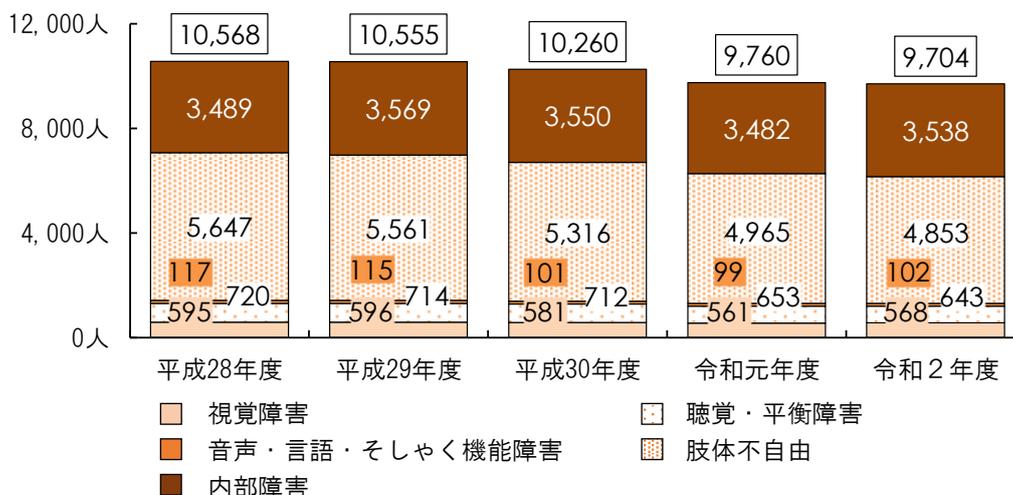
(2) 等級別 身体障害者手帳所持者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の等級別身体障害者手帳所持者数は、「重度（1～2級）」が4,331人、「中度（3～4級）」が4,274人、「軽度（5～6級）」が1,099人と、「重度（1～2級）」が全体の44.6パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、「中度（3～4級）」・「軽度（5～6級）」は減少傾向にあります。「重度（1～2級）」は平成29年度をピークに減少傾向にはあるものの、平成28年度からの4年間で68人の減少と他の等級ほど減少していません。

(3) 障がいの種類別 身体障害者手帳所持者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が4,853人と最も多く、次いで「内部障害」が3,538人、「聴覚・平衡障害」が643人、「視覚障害」が568人、「音声・言語・そしゃく機能障害」が102人と、「肢体不自由」が全体の50.0パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、「聴覚・平衡障害」・「肢体不自由」は減少傾向、「視覚障害」・「音声・言語・そしゃく機能障害」・「内部障害」は年度によって増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあります。

(4) 障害支援区分別 身体障害者手帳所持者数

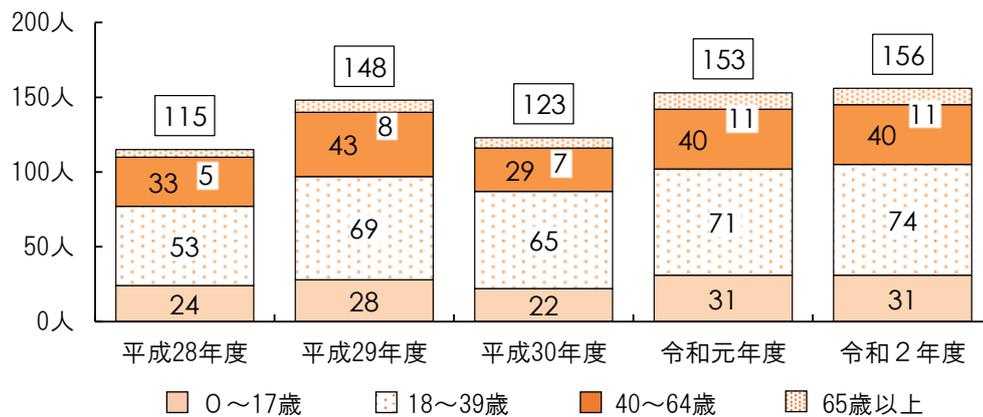
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
非該当	0	0	0	0	0
区分1～2	25	19	33	22	18
区分3～4	49	34	66	54	44
区分5～6	106	75	181	89	73

出典：「松本広域連合資料」（3月31日時点）

令和2年度の障害支援区分別身体障害者手帳所持者数は、「非該当」が0人、「区分1～2」が18人、「区分3～4」が44人、「区分5～6」が73人となっています。平成28年度以降の推移をみると、年度によって増減が大きいものの、「区分5～6」の支援を必要とする程度が高い方が半数以上を占める傾向が続いています。

第4次松本市障がい者計画

(5) 年代別 重症心身障がい者数



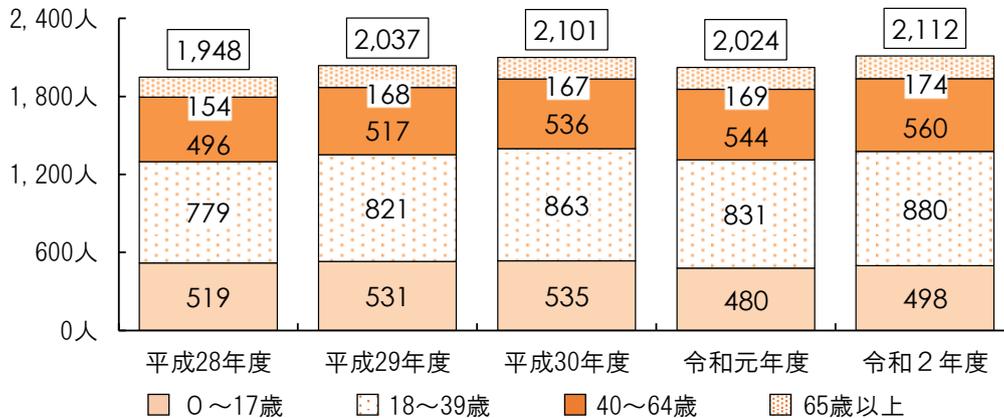
出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

※重症心身障がい者とは、重度の知的障がい及び重度（1・2級）の肢体不自由を重複して有する者のことです。

令和2年度の年代別 重症心身障がい者数は156人で、内訳は「0~17歳」が31人、「18~39歳」が74人、「40~64歳」が40人、「65歳以上」が11人となっています。「18~39歳」が最も多く、全体の47.4パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、年度によって増減があるものの、少しずつ増加傾向にあります。特に「18~39歳」の増加幅が大きく、平成28年度からの5年間で21人増加しています。

4. 療育手帳所持者の状況

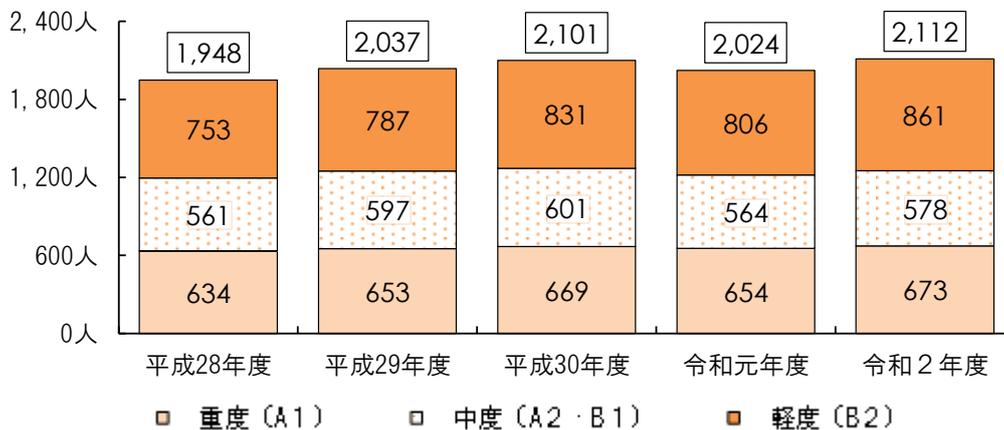
(1) 年代別 療育手帳所持者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の年代別 療育手帳所持者数は、「0～17歳」が498人、「18～39歳」が880人、「40～64歳」が560人、「65歳以上」が174人と、「18～39歳」が全体の41.7パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、「0～17歳」は減少傾向、「18～39歳」・「40～64歳」・「65歳以上」は増加傾向にあります。

(2) 程度別 療育手帳所持者数

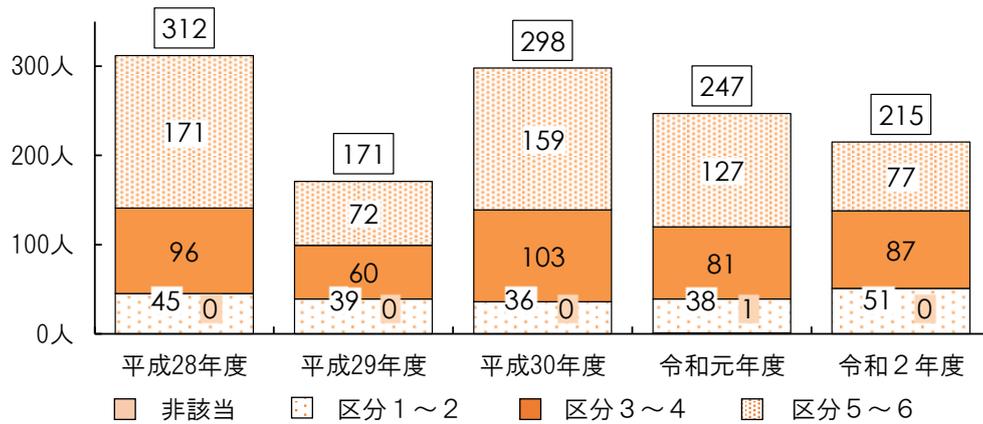


出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の程度別 療育手帳所持者数は、「重度 (A1)」が673人、「中度 (A2・B1)」が578人、「軽度 (B2)」が861人と、「軽度 (B2)」が全体の40.8パーセントを占めています。平成28年度以降の推移をみると、「重度 (A1)」と「軽度 (B2)」は増加傾向、「中度 (A2・B1)」は横ばい傾向にあります。

第4次松本市障がい者計画

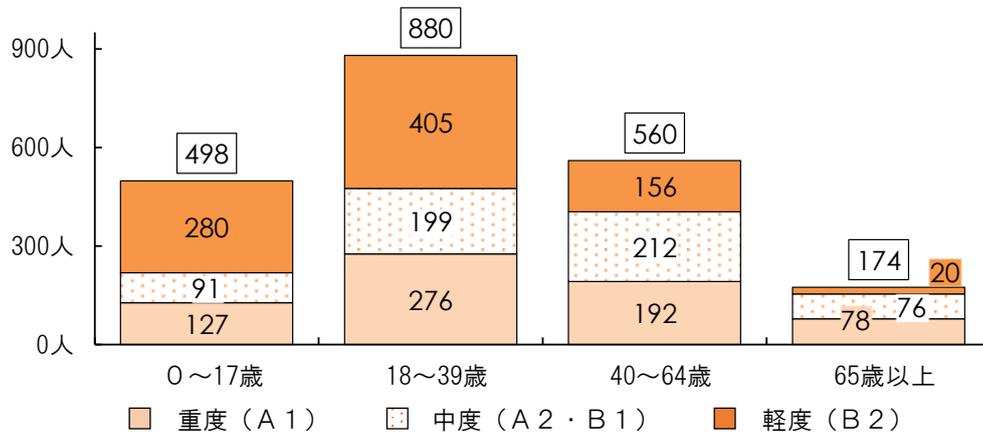
(3) 障害支援区分別 療育手帳所持者数



出典：「松本広域連合資料」（3月31日時点）

令和2年度の障害支援区分別療育手帳所持者数は、「非該当」が0人、「区分1～2」が51人、「区分3～4」が87人、「区分5～6」が77人となっています。平成28年度以降の推移をみると、年度によって増減が大きいものの、「区分5～6」の程度が高く支援を必要とする方が最も多い年度が多くなっています。

(4) 年代別・程度別 療育手帳所持者数（令和2年度）

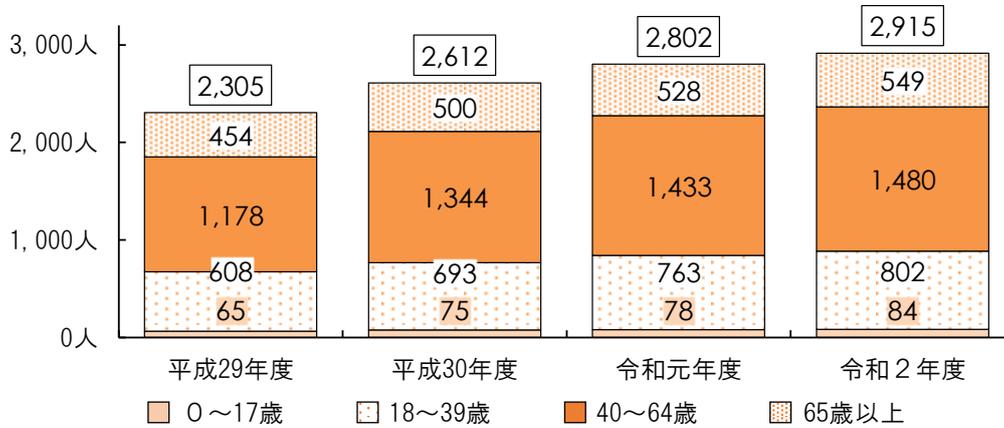


出典：「障がい福祉課資料」（令和3年3月31日時点）

令和2年度の年代別・程度別療育手帳所持者数をみると、0～17歳、18～39歳で「軽度（B2）」が最も多くなっているものの、40～64歳では「中度（A2・B1）」、65歳以上では「重度（A1）」が最も多くなっています。「重度（A1）」・「軽度（B2）」は18～39歳をピークに減少、「中度（A2・B1）」は40～64歳をピークに減少しています。

5. 精神障害者保健福祉手帳等所持者の状況

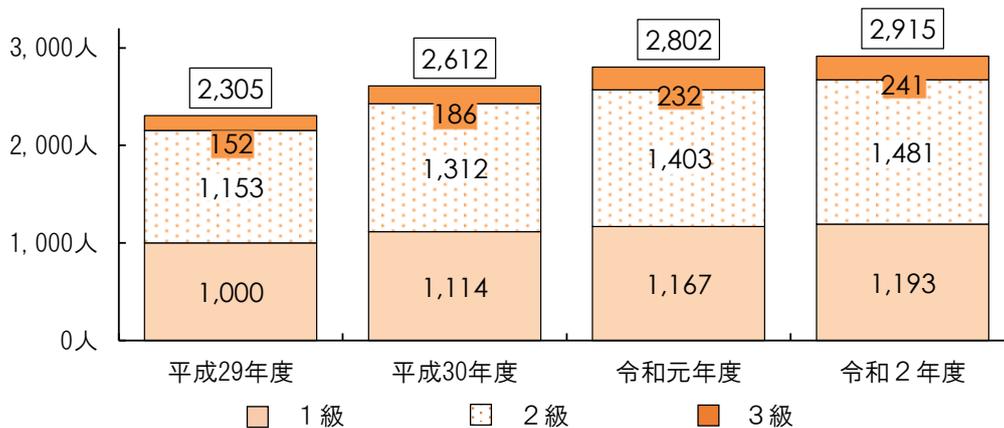
(1) 年代別 精神障害者保健福祉手帳所持者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0～17歳」が84人、「18～39歳」が802人、「40～64歳」が1,480人、「65歳以上」が549人と、「40～64歳」が全体の50.8パーセントを占めています。平成29年度以降の推移をみると、いずれの年齢区分も増加傾向にあります。特に「40～64歳」の増加幅が大きくなっています。

(2) 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

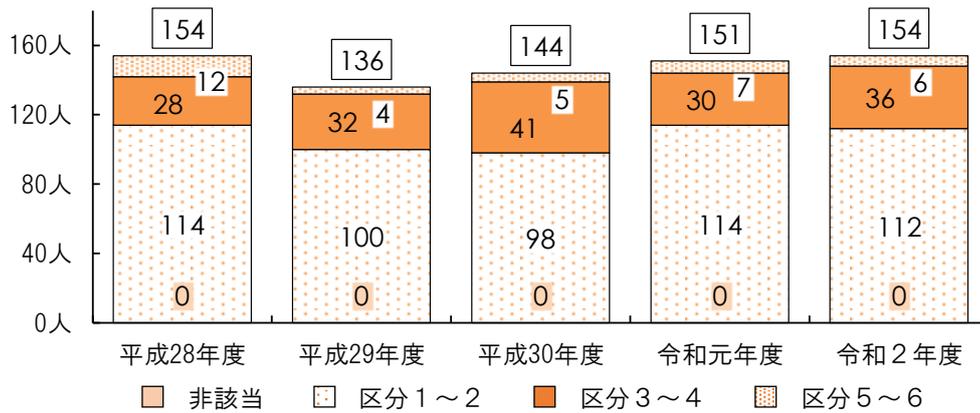


出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が1,193人、「2級」が1,481人、「3級」が241人と、「2級」が全体の50.8パーセントを占めています。平成29年度以降の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。特に「2級」の増加幅が大きくなっています。

第4次松本市障がい者計画

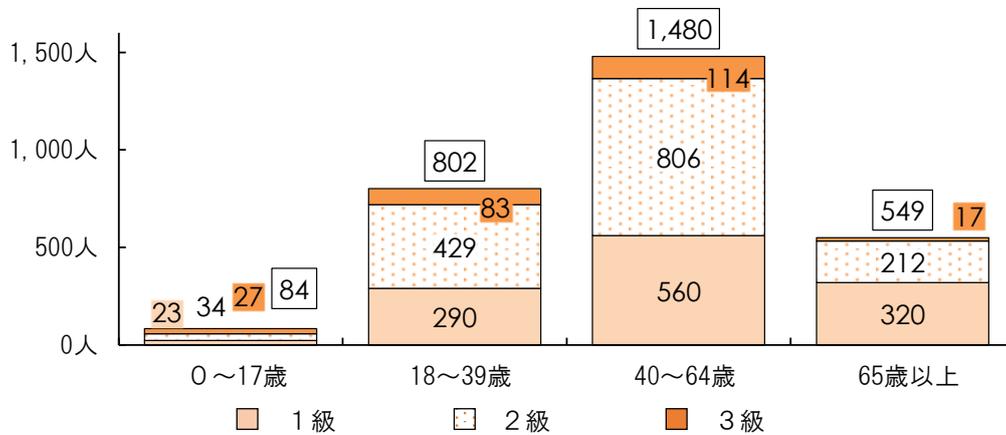
(3) 障害支援区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数



出典：「松本広域連合資料」（3月31日時点）

令和2年度の障害支援区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「非該当」が0人、「区分1～2」が112人、「区分3～4」が36人、「区分5～6」が6人となっています。平成28年度以降の推移をみると、「区分1～2」の程度が低く支援を必要とする方が大半を占める傾向が続いています。

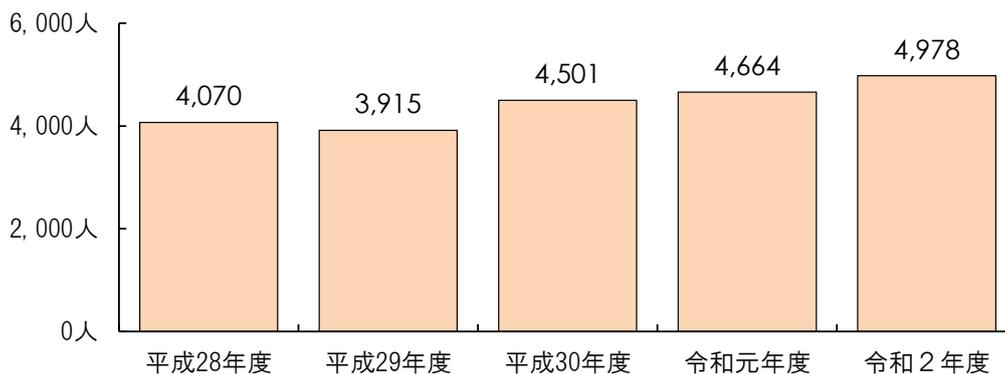
(4) 年代別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和2年度）



出典：「障がい福祉課資料」（令和3年3月31日時点）

令和2年度の年代別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、65歳以上を除く年齢区分で「2級」が最も多く、65歳以上で「1級」が最も多くなっています。また、65歳未満は年齢区分が高くなるほどいずれの等級も多くなっているものの、65歳以上では減少しています。

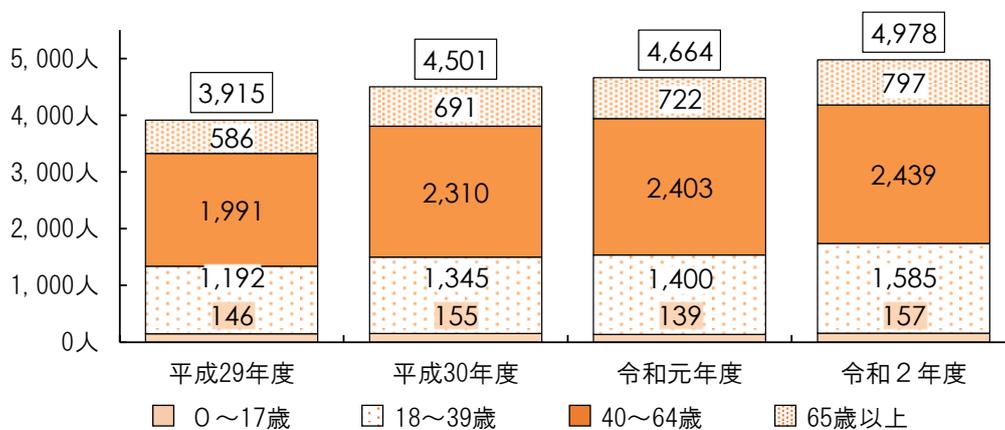
(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、4,978人となっています。平成28年度以降の推移をみると、平成29年度に一旦減少したものの、その後は増加傾向が続いています。

(6) 年代別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

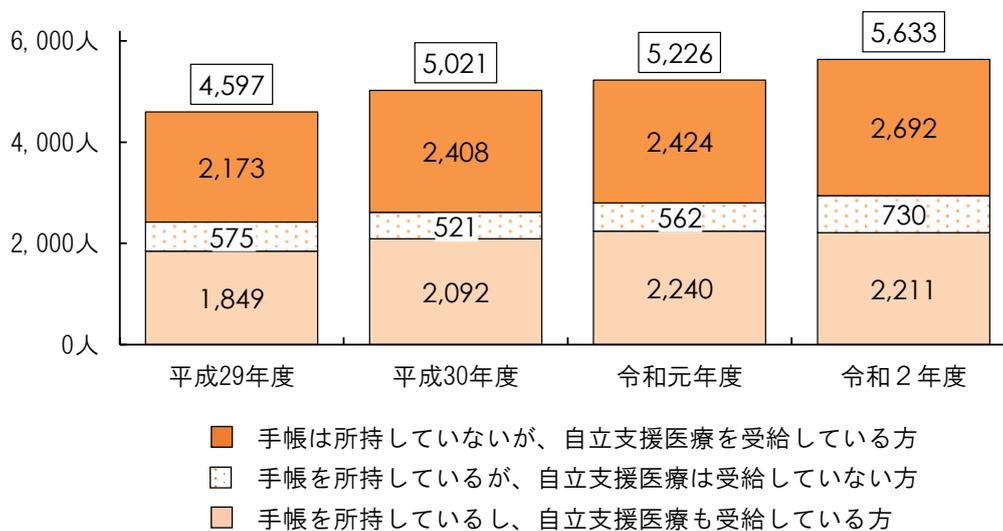


出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の年代別自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、「0～17歳」が157人、「18～39歳」が1,585人、「40～64歳」が2,439人、「65歳以上」が797人と、「40～64歳」が全体の49.0パーセントを占めています。平成29年度以降の推移をみると、「0～17歳」を除く年齢区分で増加傾向にあります。「0～17歳」は増減を繰り返しており、140人台から150人台で推移することが多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

(7) 精神障害者保健福祉手帳の有無別・自立支援医療（精神通院医療）受給の有無別の人数



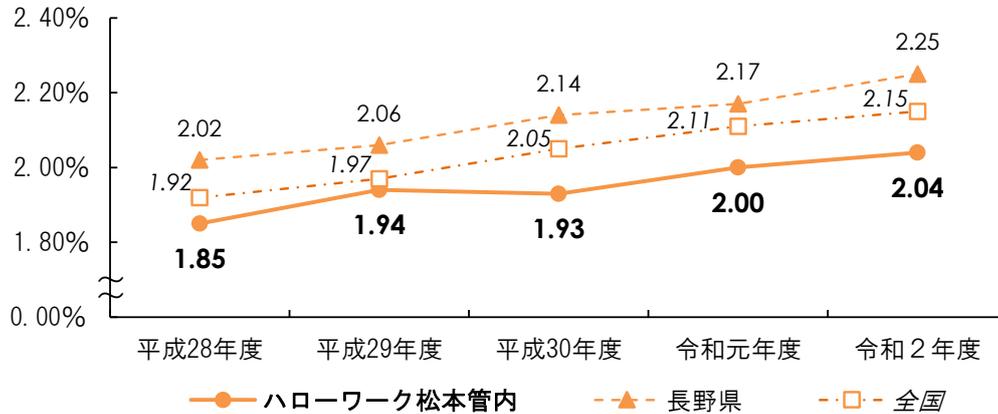
出典：「障がい福祉課資料」（3月31日時点）

令和2年度の精神障害者保健福祉手帳の有無別・自立支援医療（精神通院医療）受給の有無別の人数は、「手帳は所持していないが、自立支援医療を受給している方」が2,692人と最も多く、次いで「手帳を所持しているし、自立支援医療も受給している方」が2,211人、「手帳を所持しているが、自立支援医療は受給していない方」が730人となっています。平成29年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。特に「手帳は所持していないが、自立支援医療を受給している方」の増加幅が大きくなっています。

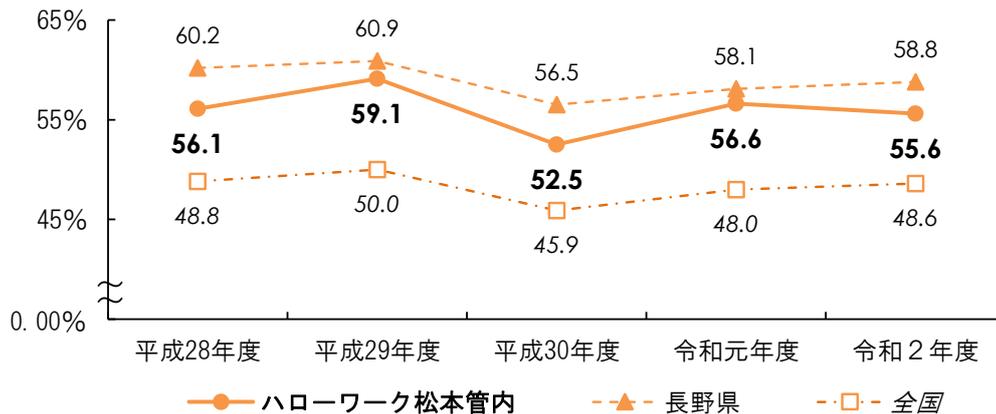
6. 障がいのある方の就労・就学状況

(1) 障がいのある方の雇用状況（民間企業）

《雇用率》



《法定雇用率達成企業割合》



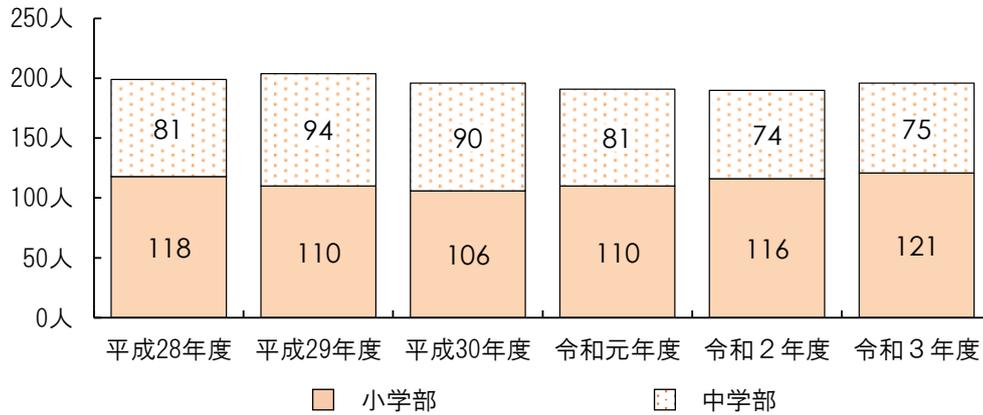
出典：ハローワーク松本管内「ハローワーク松本管内における『障害者雇用状況』の集計結果」（6月1日時点）
 長野県「長野県内の民間企業における『障害者雇用状況』の集計結果」（6月1日時点）
 全国「障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）」（6月1日時点）

令和2年度の民間企業での雇用率は、「ハローワーク松本管内」が2.04パーセント、「長野県」が2.25パーセント、「全国」が2.15パーセントと、「ハローワーク松本管内」は令和2年6月1日時点の民間企業の法定雇用率2.2パーセントに達していません。平成28年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

令和2年度の法定雇用率達成企業割合は、「ハローワーク松本管内」が55.6パーセント、「長野県」が58.8パーセント、「全国」が48.6パーセントとなっています。平成28年度以降の推移をみると、いずれも平成30年度に大きく減少し、その後は少しずつ増加しています。

第4次松本市障がい者計画

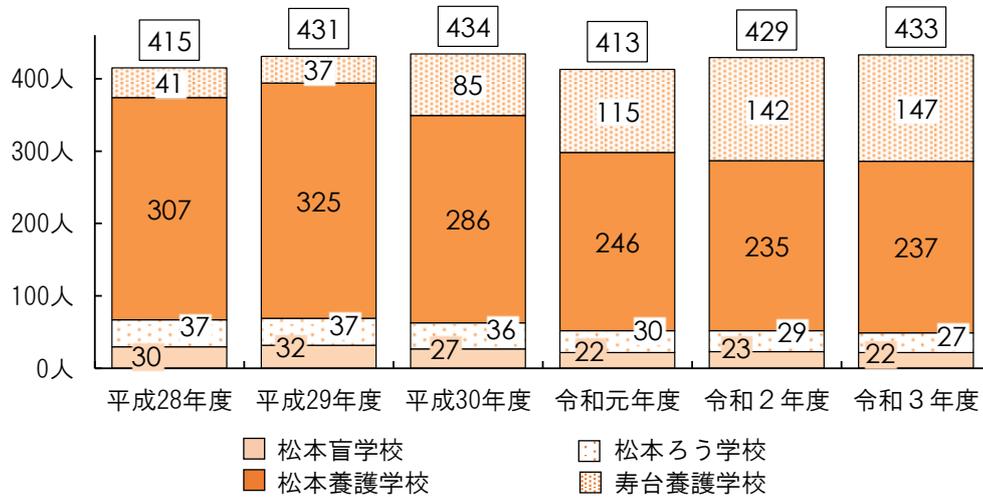
(2) 特別支援学校に通っている児童・生徒数



出典：「松本市教育要覧 特別支援学級及び通級指導教室調査 学齢簿」（5月1日時点）

令和3年度の特別支援学校に通っている小学部児童は121人、中学部生徒は75人となっています。平成28年度以降の推移をみると、小学部・中学部ともに大きな増減はないものの、近年小学部児童は増加傾向、中学部生徒は減少傾向にあります。

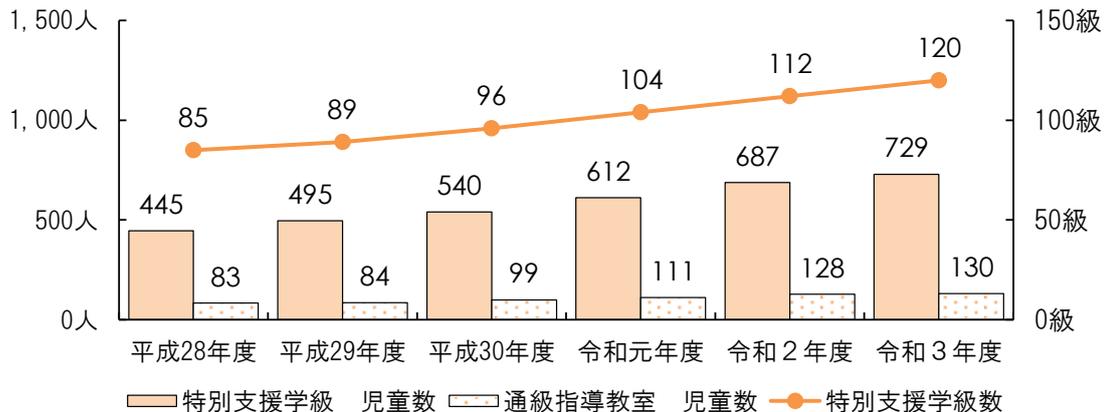
(3) 松本市内の特別支援学校の幼児・児童・生徒数



出典：「長野県教育委員会事務局特別支援教育課調べ」（5月1日時点）

令和3年度の松本市内にある特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部、専攻科）に通っている幼児・児童・生徒は433人となっています。平成28年度以降の推移をみると、全体では410人台から430人台で推移しており、令和元年度以降、寿台養護学校の在校生が100人台と増加傾向にあります。

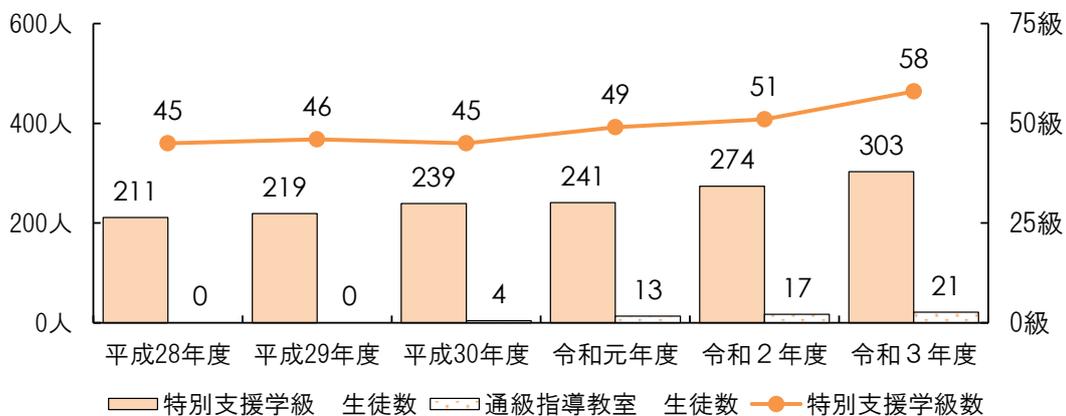
(4) 特別支援学級・通級指導教室の状況（小学校）



出典：「松本市教育要覧 特別支援学級及び通級指導教室調査 学齢簿」（5月1日時点）
 ※平成28年度以降、特別支援学級設置校は25校、通級指導教室設置校は6校です。

令和3年度の特別支援学級児童数は729人、通級指導教室児童数は130人となっています。また、特別支援学級数は120級となっています。平成28年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。平成28年度からの5年間で、特別支援学級児童数、通級指導教室児童数ともに1.5倍程度増加しています。

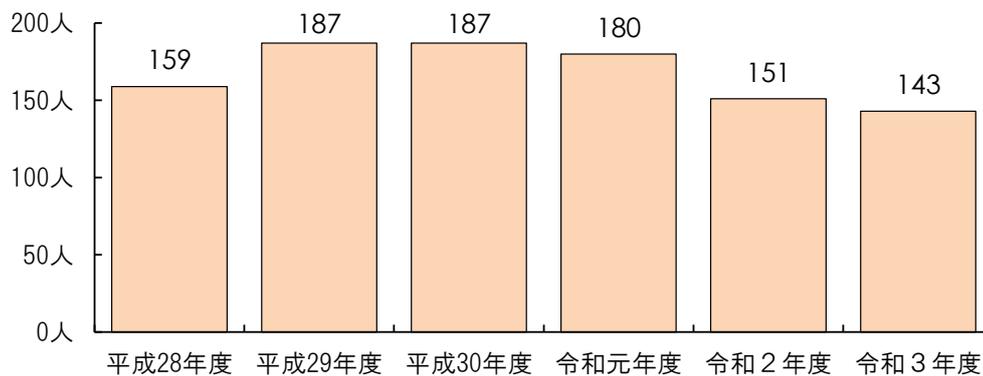
(5) 特別支援学級・通級指導教室の状況（中学校）



出典：「松本市教育要覧 特別支援学級及び通級指導教室調査 学齢簿」（5月1日時点）
 ※平成28年度以降特別支援学級設置校は16校、平成29年度以降通級指導教室設置校は1校です。

令和3年度の特別支援学級生徒数は303人、通級指導教室生徒数は21人となっています。また、特別支援学級数は58級となっています。平成28年度以降の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。

(6) 放課後児童クラブに通っている要支援児童数



出典：「こども育成課資料」（3月31日時点）

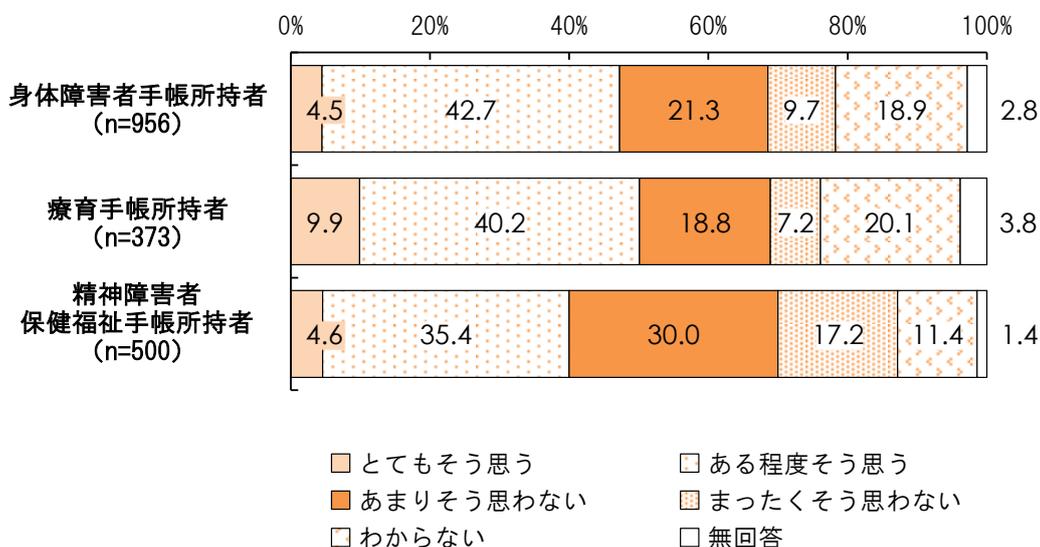
※本市では、障がいのある児童以外にも、手帳の有無・医師の診断の有無にかかわらず非常に手がかかる・目を離すことができない児童を「要支援児童」と呼んでおり、各施設の「要支援児童」の人数に応じて職員の増配等を行っています。ここでは、その「要支援児童」の人数を掲載しています。

令和3年度の放課後児童クラブに通っている要支援児童数は、143人となっています。平成28年度以降の推移をみると、平成29年度及び平成30年度をピークに減少傾向に転じています。

7. アンケート調査 ※資料編（第6章）から抜粋

【身体障害者手帳所持者：問 32、療育手帳所持者：問 31、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 32】

(1) あなたにとって、現在の困った時の相談体制は十分だと思いますか。



身体障害者手帳所持者は、「ある程度そう思う」が42.7パーセントと最も多く、次いで「あまりそう思わない」が21.3パーセント、「わからない」が18.9パーセントなどとなっています。また、『そう思う』（とてもそう思う＋ある程度そう思う）は47.2パーセント、『そう思わない』（まったくそう思わない＋あまりそう思わない）は31.0パーセントと、『そう思う』が半数近くで多くなっています。

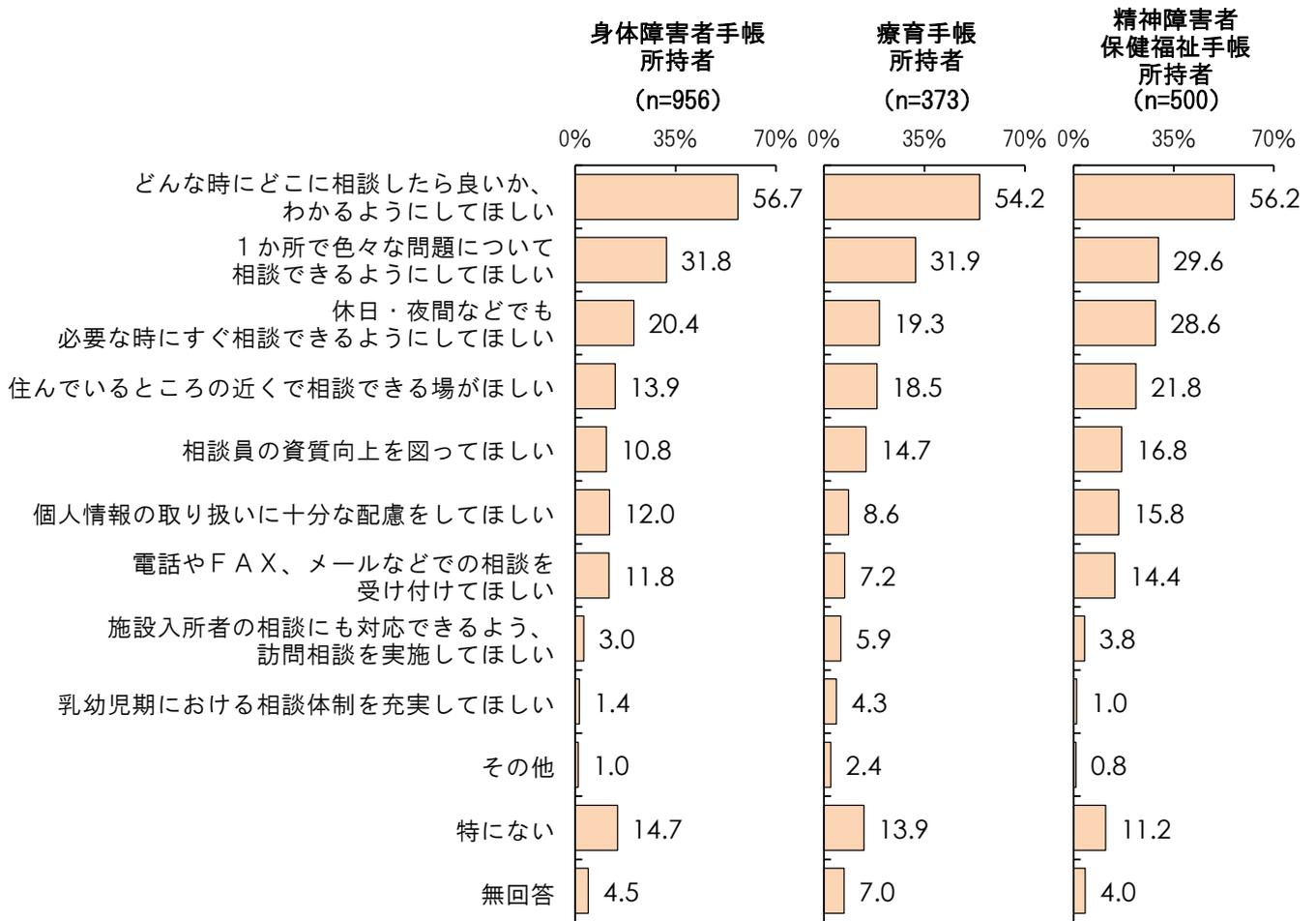
療育手帳所持者は、「ある程度そう思う」が40.2パーセントと最も多く、次いで「わからない」が20.1パーセント、「あまりそう思わない」が18.8パーセントなどとなっています。また、『そう思う』は50.1パーセント、『そう思わない』は26.0パーセントと、『そう思う』が約半数で多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある程度そう思う」が35.4パーセントと最も多く、次いで「あまりそう思わない」が30.0パーセント、「まったくそう思わない」が17.2パーセントなどとなっています。また、『そう思う』は40.0パーセント、『そう思わない』は47.2パーセントと、『そう思わない』が半数近くで多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 33、療育手帳所持者：問 32、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 33】

(2) あなたは、今後福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。
(複数回答可能：3つまで)



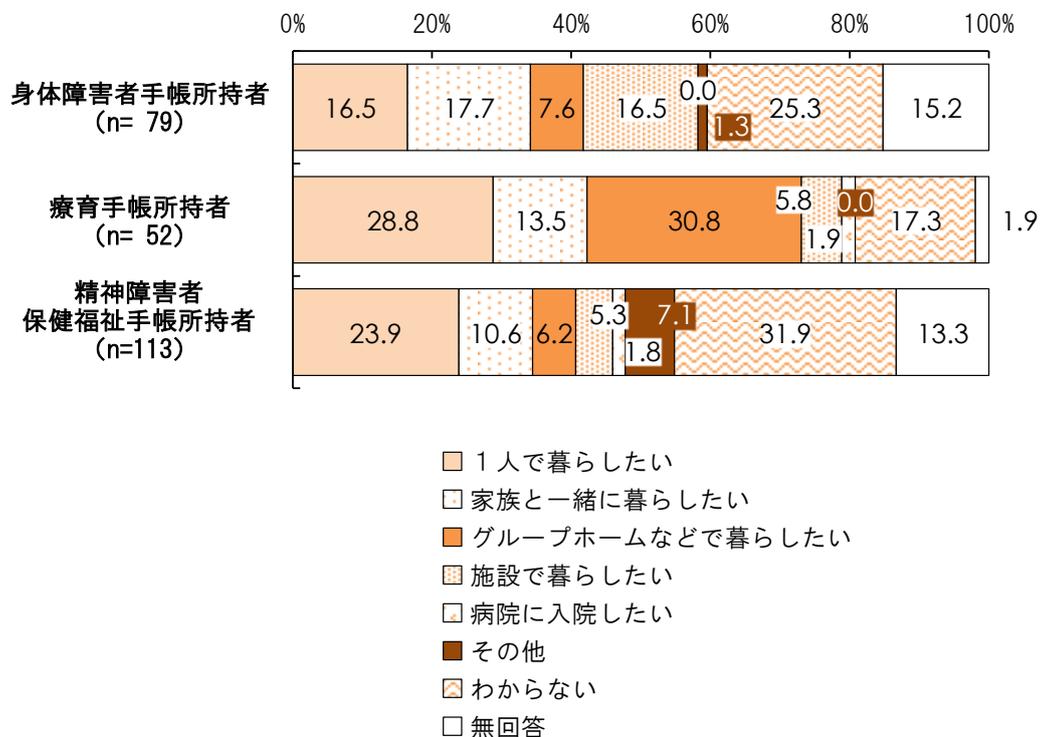
身体障害者手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が56.7パーセントと最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が31.8パーセント、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が20.4パーセントなどとなっています。

療育手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が54.2パーセントと最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が31.9パーセント、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が19.3パーセントなどとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が56.2パーセントと最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が29.6パーセント、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が28.6パーセントなどとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問19-1、療育手帳所持者：問18-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問19-1】

(3) あなたは、今後どのように暮らしたいですか。



身体障害者手帳所持者は、「わからない」が25.3パーセントと最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が17.7パーセント、「1人で暮らしたい」、「施設で暮らしたい」がそれぞれ16.5パーセントなどとなっています。また、『自宅で暮らしたい』（1人で暮らしたい+家族と一緒に暮らしたい）は34.2パーセント、『入所・入院などをしたい』（グループホームなどで暮らしたい+施設で暮らしたい+病院に入院したい）は24.1パーセントと、『自宅で暮らしたい』が3割を超えて多くなっています。

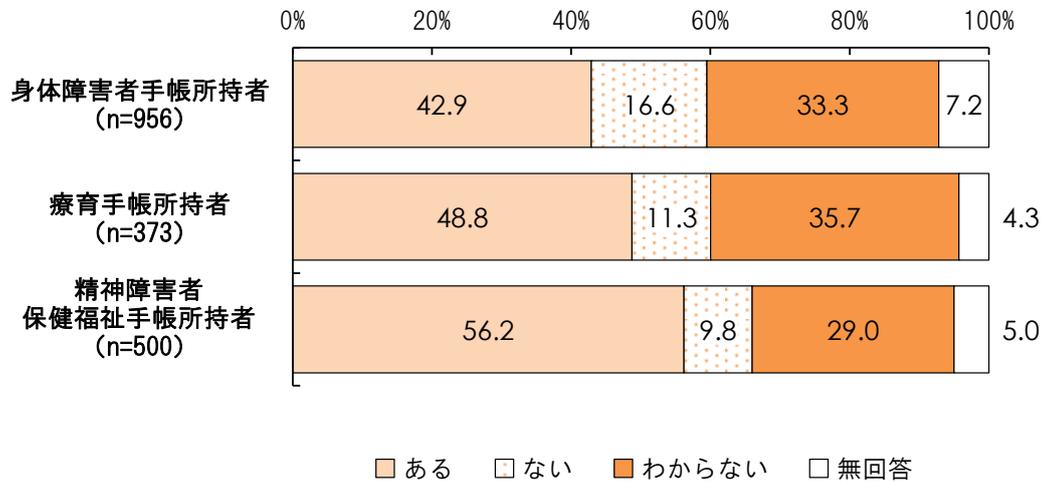
療育手帳所持者は、「グループホームなどで暮らしたい」が30.8パーセントと最も多く、次いで「1人で暮らしたい」が28.8パーセント、「わからない」が17.3パーセントなどとなっています。また、『自宅で暮らしたい』は42.3パーセント、『入所・入院などをしたい』は38.5パーセントと、『自宅で暮らしたい』が4割を超えて多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「わからない」が31.9パーセントと最も多く、次いで「1人で暮らしたい」が23.9パーセント、「家族と一緒に暮らしたい」が10.6パーセントなどとなっています。また、『自宅で暮らしたい』は34.5パーセント、『入所・入院などをしたい』は13.3パーセントと、『自宅で暮らしたい』が3割を超えて多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 39、療育手帳所持者：問 38、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 39】

(4) あなたは、障がいのある方への差別や偏見があると思いますか。



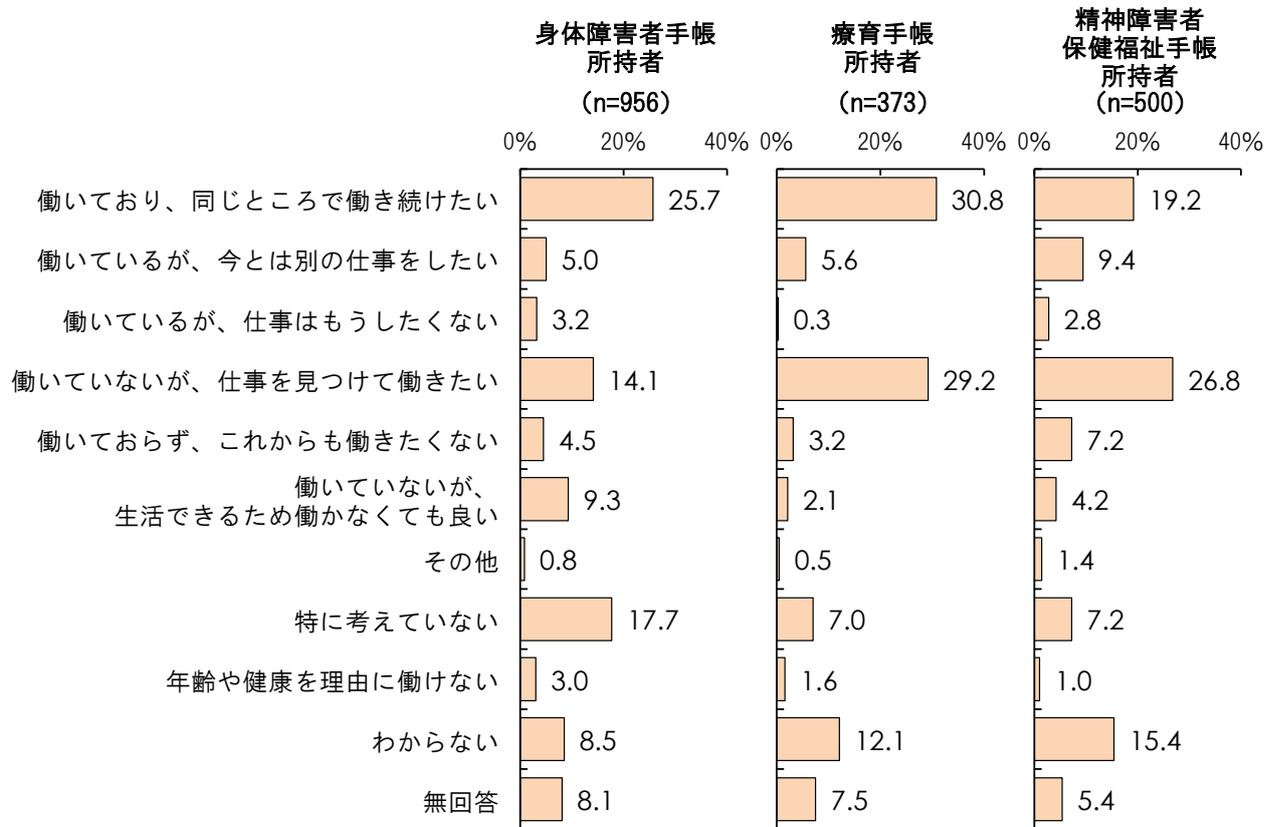
身体障害者手帳所持者は、「ある」が42.9パーセントと最も多く、次いで「わからない」が33.3パーセント、「ない」が16.6パーセントとなっています。

療育手帳所持者は、「ある」が48.8パーセントと最も多く、次いで「わからない」が35.7パーセント、「ない」が11.3パーセントとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」が56.2パーセントと最も多く、次いで「わからない」が29.0パーセント、「ない」が9.8パーセントとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 22、療育手帳所持者：問 21、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 22】

(5) あなたは、今後、仕事（施設・会社）についてどのように考えていますか。



身体障害者手帳所持者は、「働いており、同じところで働きたい」が25.7パーセントと最も多く、次いで「特に考えていない」が17.7パーセント、「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が14.1パーセントなどとなっています。

療育手帳所持者は、「働いており、同じところで働きたい」が30.8パーセントと最も多く、次いで「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が29.2パーセント、「わからない」が12.1パーセントなどとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が26.8パーセントと最も多く、次いで「働いており、同じところで働きたい」が19.2パーセント、「わからない」が15.4パーセントなどとなっています。

2 現状と課題

(1) 相談支援体制

近年、障がい者を取り巻く環境は複雑化・複合化しています。障がいがあっても安心して生活するためには、本人やその家族だけでは解決できない困りごとが生じた場合、その解決方法を見出せるような助言等を受けられる相談先が必要です。

アンケート調査では、困った時の相談体制について、ある程度は十分であるという評価がある一方で、身体・知的障がい者では約3割、精神障がい者では約5割の方が、「そう思わない」という評価をしています。また、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」、「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」という声があることから、関係機関と連携を図りながら本人やその家族のライフステージに沿った切れ目のない相談支援体制を整備することで、様々な障がいに対応した障害福祉サービスの提供につなげることができると考えられます。

(2) 暮らしと理解

地域、学校、社会等あらゆる場において、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重できるよう共生社会の実現に努める必要があります。障がいのある人が、安心して自分らしく暮らしていくには、地域の方やその周囲の理解や支援が重要です。

アンケート調査から「あなたは、今後どのように暮らしたいですか」の問いに対して、「家族と一緒に暮らしたい」、「1人で暮らしたい」、「グループホームや施設で暮らしたい」等、様々な考えがあることがわかります。

また、「障がいのある人への差別や偏見があると思いますか」の問いに対して、障がい種別に関係なく、「ある」が最も多く、特に、精神障がい者では半数を超えて多いことから、障がい者が、地域の一員として胸を張って自分らしい暮らしができる体制の整備と障がいへの理解促進が必要だと考えられます。

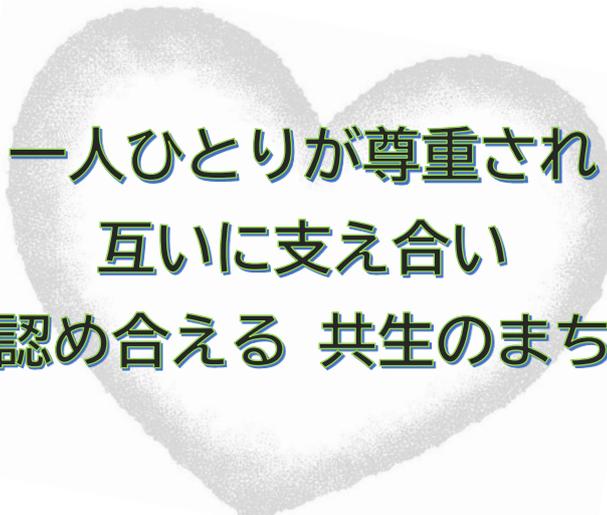
(3) 就労と活動

働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援することは、人生の生きがいの実感につながることで大切なことです。さらに、障がい者が、遠慮することなく社会参加できる機会や環境も同様に大切なことです。

アンケート調査では「あなたは、今後、仕事（施設・会社）についてどのように考えていますか」の問いに対して、「同じところで働きたい」、「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」と就労に対して積極的に考えている声があります。障がい者の社会参加は、障がい者の自立につながるために大切なことであると捉え、障がいがあっても生きがいや役割を持ち、暮らし続けるよう支援することが必要です。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念



一人ひとりが尊重され
互いに支え合い
認め合える 共生のまち

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉サービス利用者の大幅な増加や、障がいのある人の地域生活への移行等が進められています。このような状況の中、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくため、本計画の基本理念は、松本市総合計画『基本構想2030・第11次基本計画』の障がい福祉に関するまちづくりの基本目標や政策の方向を踏まえ、“一人ひとりが尊重され 互いに支え合い認め合える 共生のまち”とします。

2 基本施策の設定

基本理念の実現に向け、国が示す障がい者施策に基づくとともに、アンケート調査の結果等を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的に実施するために、第3次計画の大幅な見直しを行いました。計画の柱として3つの基本目標を設定し、その目標を実現するために7つの基本施策を位置付け、そのうち3つを重点施策としています。

3 基本目標

本計画は、前項の考え方に沿って基本理念を実現するため、以下の3つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 障がいのある人に対する支援体制の整備

障がい者が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、主体的に社会との関わりを持つことが重要です。相談支援体制の充実を図り、幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じた一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、障がい福祉教育を推進することで「福祉」意識の醸成を促進し、地域共生社会の実現を目指して取組みを進め、さらに、福祉人材の育成を支援し、地域福祉の推進を促します。

基本目標Ⅱ 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

地域生活の移行の進展やニーズの高まりを受け、生活・居住基盤の整備に計画的に取り組む、障がいのある人が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう希望する暮らしの支援、自立の促進を図ります。

また、権利擁護の推進を図り、障がいによる差別のない地域社会を目指し、障がいへの理解促進に取り組めます。

基本目標Ⅲ 障がいのある人の就労及び地域活動の支援

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進することを目的に、就労の機会づくり、定着・継続のための相談等生活支援を行います。

また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた障がいのある人の社会参加を促進します。

4 施策の体系

以下の体系に沿って、総合計画や関連計画と連携を図りながら、施策を実施します。

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	
一人ひとりが尊重され 互いに支え合い認め合える 共生のまち	I 障がいのある人に対する支援体制の整備	1 包括的相談支援体制の整備 (重点施策)	(1) 各種支援の一体的な実施 (2) 相談支援体制の充実	
		2 重度障がい児(者)支援の充実 (重点施策)	(1) 強度行動障がい・医療的ケア支援 (2) 教育・福祉分野と連携した受入環境整備 (3) 福祉人材育成と確保	
			3 地域における生活支援の推進	(1) 地域生活支援体制の整備 (2) 住まいの場の整備 (3) 地域生活を目指す体験の機会の提供
				4 障がい者理解の促進
		5 意思決定の尊重	(1) 権利擁護の推進 (2) 手話通訳・要約筆記の充実	
			III 障がいのある人の就労及び地域活動の支援	
	7 学習・文化芸術活動等の参加	(1) 交流機会や場の推進 (2) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 (3) 文化芸術活動への参加の促進		

第4次松本市障がい者計画

主な取組み	
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 緊急時の支援 多様な障がいの方への支援 生活困窮者自立支援事業 ICTの活用 情報の共有と個人情報の保護 障がい特性に配慮した情報提供	精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築 日中活動の支援 相談支援体制の整備 計画相談支援事業の整備 福祉サービス等の情報提供の充実 ピアサポート活動支援 障がいの発見からの適切な支援
居宅介護 行動援護 短期入所 生活介護 共同生活援助 訪問入浴 強度行動障がい・医療的ケア支援 強度行動障がい者住宅整備事業 重層的支援体制整備 放課後等デイサービス事業	重度訪問介護 重度障害者等包括支援 療養介護 施設入所支援 重度身体障害者日常生活用具給付事業 日中一時支援 身体障がい者住宅整備事業 強度行動障がいに対応するための施設改修事業 児童発達支援事業 居宅訪問型児童発達支援
地域移行支援 松本圏域障がい者相談支援センター事業 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 松本市あいサポーター研修 移動支援 障害福祉サービスの質の向上	地域定着支援 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 ひとり暮らし体験事業 災害時要援護者支援プラン推進事業
啓発活動の推進 合理的配慮の理解促進 人権教育の推進	虐待の防止 身体障害者補助犬法の周知 市職員に対する障がい者理解の周知・啓発
成年後見制度利用促進 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 声の広報発行事業	成年後見支援センター 点字広報発行事業
障がい者就労支援訓練事業 重度障がい者等に対する通勤等支援業務 障がい者理解広報啓発業務(あいサポート運動) 障がい者優先調達の推進 養護学校と連携した就労支援業務 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 就労支援業務 福祉的就労から一般就労への移行推進	就労機会確保事業 障がい者雇用理解促進業務 松本市職員採用試験(障がい者枠) 一般就労者の就労支援業務 就労継続支援事業所ネットワーク 就労支援体制の整備 職場定着支援業務
移動支援 聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業 長野県障がい者文化芸術祭作品展	障がい者スポーツ大会 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

第4章 基本施策

基本目標Ⅰ 障がいのある人に対する支援体制の整備

基本施策Ⅰ 包括的相談支援体制の整備（重点施策）

■ 現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活をしていく上で、本人や家族だけでは解決できない困りごとが生じた場合、その生じている困りごとについて、より良い解決の方法を助言し、安心して生活を送ることができるよう支援する必要があります。そのためには、本人や家族のライフステージに沿った切れ目のない相談支援体制や障がいの特性や状況に応じた支援体制を、関係機関と連携を図りながら構築する必要があります。

近年、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、障がい者を取り巻く環境は一層複雑化・複合化しています。高齢・障がい・子ども・貧困といった各分野での取組みを充実させ、必要に応じて分野を超えた包括的な相談支援体制構築が求められています。

また、これらの相談支援体制や相談できる窓口について、市民に分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 各種支援の一体的な実施

障がい者を取り巻く環境は複雑化・複合化し、本人への支援の相談だけではなく、8050問題、ヤングケアラーなど、家族も問題を抱えている場合があることから一体的に支援することが求められる場合があります。あるぷキッズ支援室や地域包括支援センターなど各分野の関係機関と連携し、課題を解決する仕組みづくりに取り組みます。

(2) 相談支援体制の充実

18歳に到達したときの障害福祉サービス、さらには、65歳に到達してからの介護保険サービスへの移行といった制度の狭間において、切れ目のない支援ができるよう関係機関との連携を強化します。

また、障がい者やその家族からの多様な相談内容に応じることができるよう、関係機関との連携を図りながら、個別性を意識した相談窓口の充実と必要な支援につなげる市民に身近な相談支援体制の充実を目指します。

第4次松本市障がい者計画

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築	高齢者、障がい者、子育て世帯等市民の誰もが尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、基幹相談支援センターや総合相談支援センターを中心にした相談支援体制を整え、複雑化・複合化した課題に対して、スピード感を持って対応します。
精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、胸を張って地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)及び地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。また、障がいだけではなく、経済的問題や介護、生活支援など複合的課題について、一体的な支援を行います。
緊急時の支援	これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも支援が届くようなアプローチとして、市及び相談支援事業所が中心となり、介護者の急な疾病等から、在宅の生活を継続することが困難となった場合等の緊急時における相談窓口の整備、障害福祉サービス事業所と連携した一時的な居室の確保を行います。
日中活動の支援	介護を目的としたデイサービス、創作活動等を実施する地域活動支援センターでは、障がいのある人がいきいきとした日常生活が送れるよう、継続的にサービス提供に努めるとともに、事業所の充実を図ります。
多様な障がいの方への支援	難病、高次脳機能障害、発達障がいの方には、個々の状態に応じて、手帳取得の案内、障害福祉サービスの提供に努めます。また、発達に心配のある子どもや発達障がいの子どもと保護者を、専門職チームが継続して総合的に支援していく「あるぷキッズ支援事業」の更なる充実を図ります。
相談支援体制の整備	地域包括ケアの考え方を念頭に、障がいのある人や家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、制度を超えた横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、個別のニーズ増加を鑑み、伴走的な支援が可能となる適切な人員の確保に努めます。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、課題に応じて専門の関係機関へのつなぎや調整を行います。
計画相談支援事業の整備	相談支援専門員の人材確保、研修の実施など、障がい福祉サービス利用に必要な支援体制の充実を図ります。また、相談支援事業所等において、サービス利用者にサービス等利用計画の作成とモニタリングを実施します。
ICTの活用	可能な限り来庁せず、誰でも簡単に申請や相談ができるよう、様々な手続きのオンライン化を進めます。また、障がいに配慮した通信媒体等の活用促進を図る等情報のバリアフリー化を目指します。

項目	取組みの概要
福祉サービス等の情報提供の充実	必要な情報をメールやSNSなどで配信し、適時適切な情報提供に努めます。また、重度障がい等で情報が得られにくい方については、必要に応じて市ケースワーカーが訪問等を実施し、よりきめ細かな方法でサービス情報を提供します。
情報の共有と個人情報の保護	相談者に対する総合的な支援を行うため、関係機関が連携することが重要となります。個人情報の取扱いについて、十分配慮することはもちろん、相談者の同意を得ながら、支援者との情報共有を行います。
ピアサポート活動支援	障がい者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりできる交流会活動を支援します。また、ピアサポーター養成講座を開催します。
障がい特性に配慮した情報提供	点字広報、声の広報の発行、各種催しへの手話通訳・要約筆記の派遣等、障がい特性に配慮した情報提供、意思疎通を支援する事業の充実に努めます。
障がいの発見からの適切な支援	乳幼児健康診査、相談等で障がいが発見された場合、医療機関やあるぷキッズ支援室、児童発達支援事業所等、障がいの状況により適切な支援につながるよう、庁内の関係課及び関係機関が連携し、相談支援体制の充実に努めます。

基本施策2 重度障がい児（者）支援の充実 **（重点施策）**

■ 現状と課題

松本市での重度の障がい者の割合は、身体障害者手帳1・2級が49パーセント、療育手帳A判定が30パーセント、精神保健福祉手帳1・2級が88パーセントとなっています。

その中で、重症心身障がい者は、平成28年度の115人から令和2年度には156人と増加し、強度行動障がい者は令和3年度現在204人です。今後も、毎年2名から5名の当該障がい者が養護学校を卒業することが見込まれています。

障害福祉サービスについては、軽・中度の障がい者に対応できる居宅介護、就労継続支援事業所、グループホーム等の社会資源の整備が進んできましたが、強度行動障がいや医療的ケアのある障がい児・者などの重度障がい者に対応できる福祉サービスは、整備が進んでいない状況にあります。

医療的ケアのある障がい児・者を受入れ可能な施設は、松本市の南部に集中しており、市北部の当該障がい者は福祉サービスを利用することが難しい状況です。また、利用に当たっての移動が大変難しいため、福祉サービスを利用する際の障壁となっています。

強度行動障がい者については、利用できるサービスが不足しているため、県外や松本障がい保健福祉圏域外の施設又は在宅で家族の負担により当該障がい者を支えているのが現状です。

重度の障がい児・者は多くの福祉サービスの活用が必要ですが、教育、児童福祉、障がい福祉及び介護保険の制度の違いによりサービスの継続性が問題となることがあります。

■ 施策の方向

(1) 強度行動障がい・医療的ケア支援

強度行動障がい者や医療的ケアのある障がい児・者を提供する事業所は少なく、今後整備を図る必要があります。

ア 強度行動障がい

(ア) 在宅支援については、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の拡充を図ります。

(イ) 日中の支援として当該障がいに対応する生活介護の整備及び日中一時支援事業に強度行動障がい者の単価を設定します。

(ウ) 地域の居場所として、当該障がいを受け入れ可能なグループホームの整備を進めます。

イ 医療的ケアのある障がい児・者

市北部に重症心身障がい児・者の児童発達支援事業、放課後等デイサービス、生活介護等の日中支援や短期入所等の支援の拠点整備を進めます。

医療的ケアが必要な障がい児の総合的な支援体制構築のために、関係機関との連携や支援を調整するコーディネーターを配置していきます。

(2) 教育・福祉分野と連携した受入環境整備

強度行動障がいは、知的障がい者に多い二次障がいです。教育、福祉、医療が連携し、障がいを作らない支援の方法を研究します。

重度の障がい者は、福祉サービスを多く利用していますが、児童福祉から障がい福祉、障がい福祉から高齢福祉に切り替わるときに適切な福祉サービスを適用することができるよう体制を構築します。

(3) 福祉人材の育成と確保

強度行動障がいの受入態勢を整える事業所に対して支援する仕組みの創設や、既に重度の障がい者を受け入れている事業所に対する補助金の創設を検討します。

また、松本障がい保健福祉圏域の市村、基幹相談支援センター等と連携し、重度の障がい者に対するサービス向上のための研修会を開催します。その他、手話奉仕員養成講座やガイドヘルパー養成講座開催による支援者の人材育成や人材確保に努めます。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

第4次松本市障がい者計画

項目	取組みの概要
重度障害者等包括支援	四肢全てに麻痺等があり寝たきり状態にある人、障害支援区分の行動関連項目10点以上障がいを有する方が対象のサービスです。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(外部サービス利用除く)の11のサービスから選んで組み合わせることができます。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者のレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
生活介護	障害者支援施設や通所施設において、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、身体介護や家事援助、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護等の日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定等が期待されます。
重度身体障害者日常生活用具給付事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。 日常生活用具を使用することにより、介護者の負担軽減や、重度身体障がい者の生活の自立につながります。
訪問入浴	訪問入浴とは、自宅での入浴が困難な方に入浴サービスを提供する地域生活支援事業の障がい者のサービスです。
日中一時支援	障がい児・者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一次的な休息が得られるようにする事業です。 強度行動障がい児・者に対応する単価設定を行います。

項目	取組みの概要
強度行動障害・医療的ケア支援	医療的ケア児の学校への受入れについては、学校生活における保護者の付添い等本人や家族の負担を減じるためにも、医療的ケアのできる看護師の配置を進めます。それぞれのライフステージで支援が途切れないよう、関係各機関と連携し、小中学校での学びを希望する全ての子どもへの配置を達成します。
身体障がい者住宅整備事業	身体障がい者の日常生活の利便を図るため、住宅等の整備改善を行います。
強度行動障がい者住宅整備事業	強度行動障がい者が在宅で快適に過ごせるよう、また、介護している家族の負担軽減を図るため、住宅等の整備改善を行う費用を補助します。
強度行動障がいに対応するための施設改修事業	強度行動障がいに対応するための施設の改修に係る費用に対する補助を行います。
重層的支援体制整備	障がい児・者やその家族の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、継続的かつ包括的な支援体制の整備を行います。
児童発達支援事業	未就学の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス事業	就学中の障がい児に対し、放課後や休校日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等を提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、障がい児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児が対象となります。障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び生活能力向上のために必要な訓練を行います。

基本目標Ⅱ 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

基本施策3 地域における生活支援の推進

■ 現状と課題

障がい者の高齢化や重度化、核家族化が進む中、親なき後も安心安全に生活していくには、障がい者が地域の一員として胸を張って安心して自分らしい暮らしができる体制の整備が課題となっています。

松本市におけるグループホームの設置数は、平成30年度以降年間で3から5件ずつ増加しています。

国の指針における施設入所者の地域生活への移行を推進するには、重度の障がい者や高齢の障がい者に対応したグループホーム及び日中活動系の障害福祉サービスの整備が必要となります。

障がいのある人が、市営住宅や県営住宅を利用することについては、障がいの種別や一人ひとりの状況により入居が難しい状況にあります。バリアフリー化等、求められるニーズに応えられる施設整備、支援体制の強化を図る必要があります。

■ 施策の方向

(1) 地域生活支援体制の整備

障がい者がとともに地域で自立した生活を送れるよう相談窓口やコミュニケーション支援事業等地域生活支援事業の充実を図ります。関係機関と連携し、医療、障がい福祉、教育等が包括的に支援する体制整備を推進します。

(2) 住まいの場の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送るには、グループホームや公営住宅が重要な役割を果たしています。団体等と連携し住まいの場の確保に努めます。

(3) 地域生活を目指す体験の機会の提供

自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業の実施事業者と連携し、事業の拡充に努めます。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
地域移行支援	施設や精神科病院等へ入所・入院している障がい者が、地域で生活できるよう、住居の確保や地域移行のための活動を支援します。
地域定着支援	地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。
松本圏域障がい者相談支援センター事業	障がい者に対して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング・介護相談、情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進します。
手話通訳者派遣事業 要約筆記派遣事業	聴覚障がい者等が、官公庁・病院・学校等に所用が生じた時、手話通訳者・要約筆記者を派遣し意思の疎通を図ります。
重度身体障害者日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
松本市あいサポーター研修	障がいの種類と、障がい者の抱えている状況を説明し、障がいのある人もない人も共に歩み共に生きる社会づくりを目指すため、障がい者福祉の取組み及び制度について研修を実施します。
ひとり暮らし体験事業	自立を体験できる機会と場を確保し、体験環境整備、体験支援事業を実施します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、屋外での移動、外出先での見守り介助等の支援を行います
災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時に避難が困難となる障がい者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連絡体制の構築を図ります。
障害福祉サービスの質の向上	中核市移行に伴い、事業所の指定、指導、監査等一貫して対応することが可能となったため、実地指導の結果を共有し、適正な事業運営が行われるよう集団指導等を行い、障がい者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようサービスの質の確保や運営の適正化を図ります。

基本施策4 障がい者理解の促進

■ 現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、未だ社会全体には、障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり不快な思いをしているケースがあり、障がいや障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めることが求められています。様々な媒体による広報や啓発はもちろんのこと、学校における福祉教育や生涯学習等の機会を通じて、多くの市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくことが必要です。

また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法を踏まえ、国の方針に沿った具体的な取組みを行い、地域、学校、社会等あらゆる場において、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重できるよう共生社会の実現に努める必要があります。

■ 施策の方向

(1) 虐待防止の徹底

虐待に関する相談支援体制の充実を図るとともに、虐待の防止、予防、早期発見のための関係機関との連携強化、普及啓発活動等を推進します。

(2) 差別解消と合理的配慮の推進

障害者差別解消法の趣旨を取り入れ、市民相互に障がいについての正しい知識を広め、広く市民や事業者に向けて障がいの理解や差別禁止などの啓発活動の充実を図ります。また、障がい福祉に対する意識の普及や活動への参加を促進し、支え合いの地域づくりを進めます。

(3) 理解を深める機会の充実

障がいへの理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障がいや障がいのある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
啓発活動の推進	虐待防止や障がいに関する地域社会の理解を深めるため広報紙や市ホームページ、SNS を利用した周知、また12月3日から9日の「障害者週間」における啓発事業を関係団体と連携して行います。障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。
虐待の防止	「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい福祉課及び西部福祉課内に設置している障がい者虐待防止センターの機能及び関係機関との連携を強化し、高齢福祉課やこども福祉課と連携して虐待防止に取り組めます。
合理的配慮の理解促進	合理的配慮の相談事案について定期的に調査を行い、収集した事案を職員に周知することで情報共有を図り、市における合理的配慮の質を高めます。また、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を活用し、合理的配慮について市民、事業者への理解促進を図ります。
身体障害者補助犬法の周知	補助犬に対する理解と飲食店等の受入れを促進するため、身体障がい者補助犬についての更なる周知、啓発活動を行います。
人権教育の推進	障がいや障がい者に対する偏見と差別をなくすため、学校、家庭、地域及び企業と連携して、障がいや障がい者への正しい知識と理解を深める人権教育の推進に努めます。また、障がいのある人同士や、障がいのある人となない人の相互理解を深めるため、年代別、世代別に合わせた勉強会や交流機会の提供に努めます。
市職員に対する障がい者理解の周知・啓発	障害者差別解消法の基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を活用し、職員に対して研修を実施します。

基本施策5 意思決定の尊重

■ 現状と課題

様々な権利関係が存在する社会において、知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力の不十分な方々の権利と財産を守る法的な制度である成年後見制度の利用需要が、今後ますます高まることが予想されるため、成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の円滑な意思疎通と確実な情報保障の確保に努めます。

■ 施策の方向

(1) 権利擁護の推進

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する差別や虐待に関する広報活動や啓発活動等を通じて、その解消や防止に努めます。

また、「成年後見制度利用促進法」の趣旨に基づき、障がいのある人の権利が保障され、安心して生活できるよう、司法関係等の専門職を含めた地域連携ネットワークの体制により権利擁護の推進を図ります。

(2) 手話通訳・要約筆記の充実

ア 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の円滑な意思疎通のために、障がい福祉課に手話通訳者（要約筆記を含む）を設置し、市役所内での申請手続き等における手話通訳等を行います。また、利用者からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

イ I o Tを活用した遠隔での通訳支援や、生活上の相談窓口として支援を行います。

ウ 支援団体と連携して、研修会等を充実し、登録手話通訳者・要約筆記者の研鑽に努めます。

※I o T・・・Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
成年後見制度利用促進	第4期松本市地域福祉計画に企図された松本市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、必要な施策を行います。また、適切な支援につなげる成年後見利用促進地域連携ネットワークを構築します。さらに、中核機関の一次相談機関として、専門相談の活用及び成年後見支援センターと連携し、制度の利用促進を図ります。
成年後見支援センター	認知症・精神障がい・知的障がい等により判断能力の低下した住民が安心して地域で生活できるように、成年後見制度に関する相談や成年後見制度の普及・啓発、法人後見の受任を行うこと等により、住民の権利擁護を推進します。
手話通訳者派遣事業 要約筆記派遣事業	聴覚障がい者等が、官公庁・病院・学校等に所用が生じた時、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思の疎通を支援します。
点字広報発行事業	点字を読むことができる視覚障がい者に、市の広報内容を点字にしてお知らせします。
声の広報発行事業	点字の読めない視覚障がい者に、市の広報内容等を音声でお知らせします。

基本目標Ⅲ 障がいのある人の就労及び地域活動の支援

基本施策6 就労支援の充実 (重点施策)

■ 現状と課題

障がいのある人の就労に関して、アンケート結果では、「障がいに応じた職場を選びたい」、「職場での障がいに対する配慮」等の声があります。地域共生社会の実現に向けては、障がいがあっても生きがいや役割を持ち、暮らし続けるために多様な就労機会の創設に向け、農業や商工業といった様々な産業と連携していく必要があります。

また、希望する就労に結び付くよう就労支援を行う相談窓口の体制強化や相談先の周知に努めることが望まれます。

さらに、学校卒業により生活環境が大きく変化することを踏まえ、教育から社会活動へスムーズな移行につながる支援の検討が必要です。

■ 施策の方向

(1) 就業機会の拡大と受注機会の確保

障がいのある人が社会の中で安心して就労できるようにするため、就労機会の拡大及び受注機会の確保に努めます。

(2) 就学から就労への連携

就学から就労へスムーズに移行、定着できるよう、養護学校等との連携を深め、相談しやすい窓口の確保、教育と福祉の連携を確実にを行い、就労に向けての準備、学習する機会等必要なサービスの創設を進めます。

(3) 就労支援の充実

就労支援体制を整備するとともに、就労相談窓口や就労施策などが利用されるよう、障がい者や事業主に対し周知を進めます。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
障がい者就労支援訓練事業	障がい者の就労機会の拡大や就労訓練の場とするため、市役所1階ロビーに障がい者福祉施設等の製品を販売する場所を提供するとともに、障がい者と市民との交流の場となることを目指します。
就労機会確保事業	就労機会の拡大を目的として、就労支援事業所と意見交換をしながら、新たな場所での販売会の実施等、就労機会の確保に向けて検討します。
重度障がい者等に対する通勤等支援業務	「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が令和2年10月に創設されたことから、先行する自治体の実施状況を確認するなど、事業内容の研究を進めます。
障がい者雇用理解促進業務	国、県や特別支援学校等の関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくために、市内の事業所等へ一般就労ができるように雇用の拡大を要請していくとともに、各種助成制度等の周知を図るなど啓発活動を継続的に推進します。 平成28年度から改正障害者雇用促進法が施行されたことに伴い、松本公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、主な改正点である①雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、②障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)、③法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されたことなどの普及・啓発に努めます。
障がい者理解広報啓発業務(あいサポート運動)	障がいのある人が、長期間安定して就労するためには、障がいの特性に配慮した職種、就業形態であることが重要です。市内の事業所等に対して、障がいに関する知識と理解を深めるため、あいサポート運動等の啓発活動を実施するとともに、行政、事業所、関係機関が一体となって、就業時のバックアップ体制の整備等を図ります。
松本市職員採用試験(障がい者枠)	松本市職員の採用に当たって、障がい者枠を設け、障がいのある人の積極的な採用を進めています。
障がい者優先調達推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するよう、市内事業所を対象に提供できる物品や役務の内容を調査し、調査結果を各課に毎年度周知を行うとともに、予算編成時に改めて周知し、発注の増加を図り、工賃アップを通じて働く障がい者の就労意欲の向上を目指します。また、市内の民間事業所等に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。
一般就労者の就労支援業務	養護学校を卒業し一般就労した障がい者の就業面や生活面などの支援について、障害者就業・生活支援センターの支援とともに、市の障がい者就労・生活支援ワーカーの関わりを深め、養護学校等の関係機関と連携するなど、障がい者が安心して就労が継続できる体制の整備を進めます。

第4次松本市障がい者計画

項目	取組みの概要
養護学校と連携した就労支援業務	<p>養護学校での取組みが、障がい福祉サービス事業所等に切れ目なく繋がるよう、卒業後、相談支援事業所を中心に養護学校と連携して、職場訪問やケース会議などを行い、就労定着の取組みを進めます。</p> <p>学級担任、進路指導主事を中心に、養護学校、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう、実習同行や移行支援会議に出席するなどの支援を行います。</p> <p>なお、個別支援が必要な場合には、養護学校とこども福祉課、障がい福祉課、相談支援事業所等が連携して卒業後の進路相談の対応を行います。</p>
就労継続支援事業所ネットワーク	<p>就労継続支援事業所のネットワーク等を通じて、事業所職員の支援力の向上に向けた取組みの実施を検討していきます。</p>
就労に関する相談窓口、支援制度の周知	<p>障がいのある人や事業主に対し、就労や雇用に関する相談窓口や支援制度の周知に努めます。</p>
就労支援体制の整備	<p>障がいのある人が、安心して就労を継続していけるよう就労定着支援等のサービス実施体制の確保を図ります。</p> <p>自立支援協議会を中心として、関係機関で就労支援に関する事例検討などを通じて、障がいのある人の就労に伴う生活面の課題の把握や支援内容の共有を図り、就労支援事業所のサービスの質の向上に向けた取組みを検討します。</p>
就労支援業務	<p>障がい者の就労を生活面と一体的に支援するため配置されている、障害者就業・生活支援センターの就業・生活支援ワーカーや市の障がい者就業・生活支援ワーカーと連携し、障がいのある人一人ひとりの就労支援の充実を図ります。また、県のコーディネーターと連携し、雇用する側・される側への情報提供、マッチングを行い、農業分野(農福連携)など新たな雇用の場の創出に努めます。</p>
職場定着支援業務	<p>松本公共職業安定所(ハローワーク)や障害者就業・生活支援センターと連携し、ジョブコーチの派遣による企業での直接的支援、事業主に対する助成金の交付、訓練事業による技能や職場適応力の向上等により、職場定着のための支援をします。</p>
福祉的就労から一般就労への移行推進	<p>就労に必要な知識と能力向上のために訓練等を行う就労移行支援サービスの利用を通じて、福祉的就労から一般企業への更なる就労移行を進めます。</p>

基本施策7 学習・文化芸術活動等の参加

■ 現状と課題

保育園・幼稚園から、小・中・高等学校、そして大学まで、障がいのある人とない人が共に生活し、集団の中での育ちにつなげる取組みや障がいに対する理解を進める必要があります。

通常の学級において、障がい者に対する支援力の向上や、障がいがある人の個性を活かしつつ多様性を認め合える社会づくりが求められています。

小・中学校の総合的な学習時間の中で、障がい者に対する理解を促進します。

障がいのある人にとって利用しやすい市有施設を目指し、時間帯によっては、優先して利用できる施設を設ける必要があります。

スポーツに限らず文化芸術活動、音楽、料理等、公民館活動を通じて乳幼児期から集う場を提供することが必要です。

■ 施策の方向

(1) 交流機会の場の推進

障がい者が日常的にスポーツや文化活動に気軽に参加することができるよう障がい者団体と連携し、地域支援体制を充実するため通所施設や入所施設、グループホームや地域活動支援センター等が、地域との交流事業に取り組めるよう支援します。

(2) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

障がいがあっても気兼ねなく参加しやすいように環境を整え、関係者団体と連携し各種講習会やスポーツ活動ができる場を提供します。

(3) 文化芸術活動への参加の促進

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進します。

第4次松本市障がい者計画

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
移動支援	スポーツや文化活動に参加する際、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、移動、外出先での見守り及び介助等の支援を行います。また、ガイドヘルパー養成講座の開催等を通じ、支援者の人材育成や人材確保に努めます。
障がい者スポーツ大会	スポーツを通じて親睦と交流を図る中で、体力の維持・増進を図り、社会参加を促進します。
聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業	聴覚障がい者が多様化した現代社会の中で、自立した文化的な生活を営むための学習を提供します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人が、病院や公的機関等でコミュニケーションが取れない場合や会議や講演会等で通訳が必要な場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
長野県障がい者文化芸術祭作品展	長野県障がい者文化芸術祭が、毎年9月に開催されます。長野県と協力し、作品の募集及び作品の搬入出を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1 松本市の推進体制

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育など広範囲にわたり、世代により支援制度が異なります。障がい者計画を推進するため、障がい福祉課及び子ども福祉課が中心となり、国、県、関係団体・機関と連携し、高齢・障がい・子ども・貧困といった分野を超えた松本市独自の支援体制を整備していきます。

2 松本市障がい者自立支援協議会との連携

障がい者自立支援協議会は、障がいのある人を支えるための地域づくりの中核として、障がい者施策や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が協議を行う機会として設置しています。

令和3年度までは、松本障がい保健福祉圏域（3市、5村）で協議会を設置していましたが、地域課題にスピード感を持って対応することができるよう、令和4年度からは、松本市単独で設置することとなりました。協議会の中核を担う基幹相談支援センターや、市民等から総合的な相談を受ける総合相談支援センターの役割を整理し、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための検討機関として位置付けます。

本計画における障害福祉サービス等の取組みは、協議会からの意見・提言等を踏まえ、圏域内の協議会とも情報共有しながら事業を実施します。

3 適時・適切な情報提供

必要とする障害福祉サービス等の情報が誰でも適切に利用できるよう、ICTの活用を進め、サービスの内容、利用手続き等の情報の提供に努めるとともに、本計画の周知を図り、市民に対して、障がいに関する正しい知識の啓発を図ります。

4 適切なサービスの質と量の確保

障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、中核市である松本市が指定又は登録を行った事業所が、サービスの提供者となります。

これら事業所に対しては、一定の基準を設けるとともに、集団指導、実地指導や事業者からの日頃の相談対応を通じて、サービスの均一化及び質の向上を図っていきます。

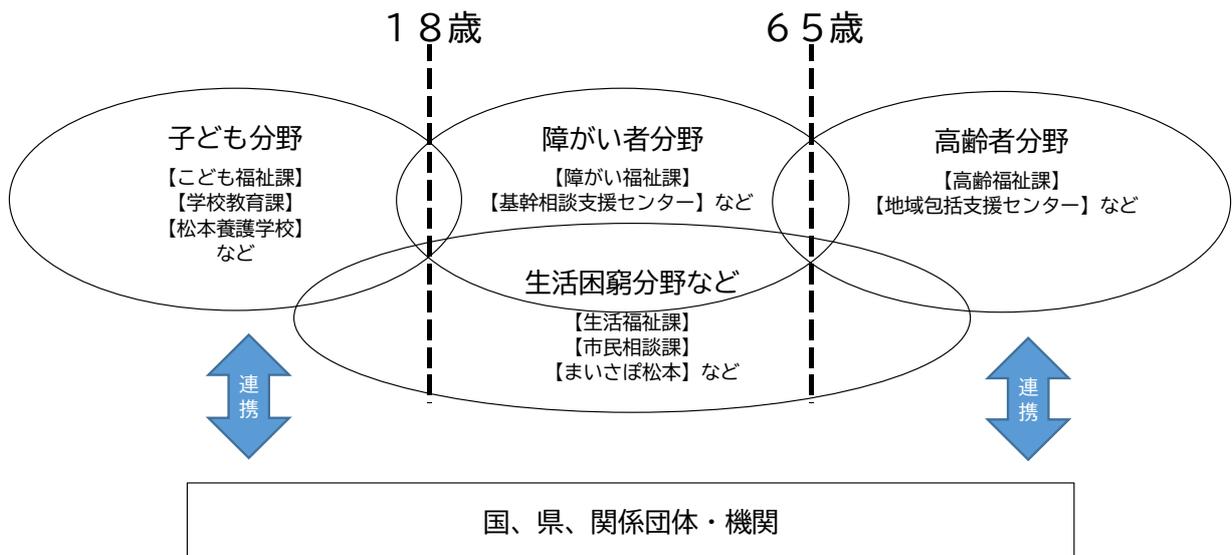
また、増加するサービス利用量に対応するため、事業者等への情報提供を進め、新たな障害福祉サービスの提供事業者参入を促進し、サービス基盤の整備につなげます。

5 計画の進行管理

「第4次松本市障がい者計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とし、本計画に基づく障がい者や障がい児の支援策については、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画により数値目標を定めて実行します。

また、松本市社会福祉審議会において、PDCAサイクルに基づき適宜、計画の進行管理・進捗について評価を行い、計画を着実に進めていきます。

松本市の推進体制（イメージ図）



第6章 資料編

1 アンケート調査

(1) 調査概要

1. 調査の目的

障がい者の自立と社会参加を目指し、市の障がい者福祉の方向性を定めた「第3次松本市障害者計画（平成29年度～令和3年度）」の最終年度を迎えたことから、新たな「第4次松本市障がい者計画（令和4年度～令和8年度）」策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

2. 調査の項目

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. あなたご自身のことについて | 2. 障がいの状態などについて |
| 3. 日常生活について | 4. 平日の過ごし方について |
| 5. 情報収集・相談体制について | 6. 災害時のことについて |
| 7. 今後の取り組みについて | |

3. 調査の方法

対象者：松本市に住んでいる身体障害者手帳所持者 1,889人（無作為抽出）
 松本市に住んでいる療育手帳所持者 910人（無作為抽出）
 松本市に住んでいる精神障害者保健福祉手帳所持者 1,210人（無作為抽出）

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年8月4日～令和3年10月11日

4. 回収状況

調査種類	対象数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳所持者	1,889人	956票	50.6%
療育手帳所持者	910人	373票	41.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,210人	500票	41.3%

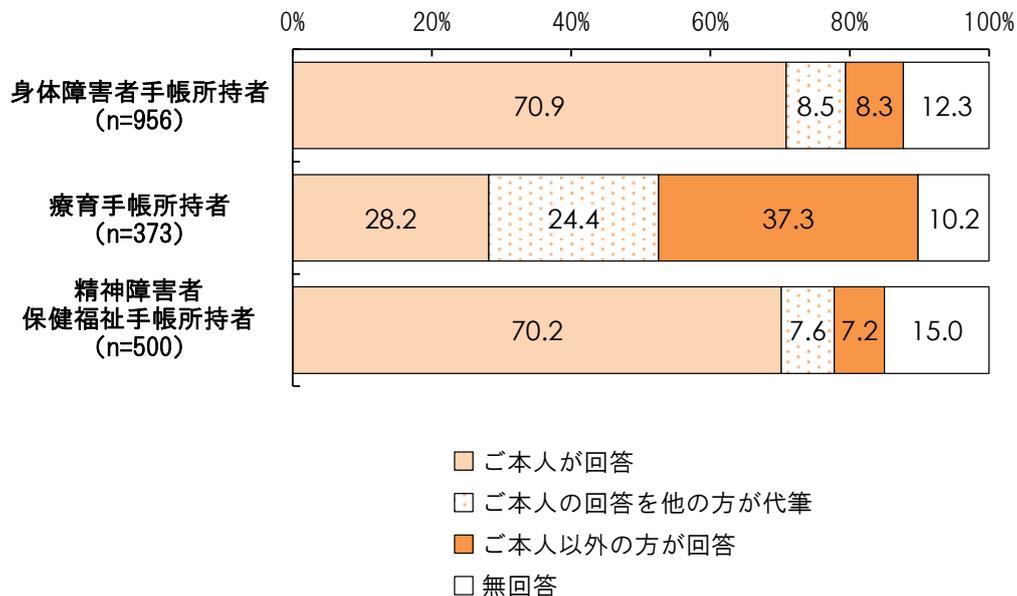
5. 注意点

- ◎ 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ◎ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◎ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ◎ 問や選択肢が長い場合、スペースの関係上、省略して表記していることがあります。

第4次松本市障がい者計画

(2) 調査結果

◆ はじめに、調査票の記入者についてうかがいます。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「ご本人が回答」、療育手帳所持者は「ご本人以外の方が回答」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「ご本人が回答」が約7割と多い。

身体障害者手帳所持者は、「ご本人が回答」が70.9%と最も多く、次いで「ご本人の回答を他の方が代筆」が8.5%、「ご本人以外の方が回答」が8.3%となっています。

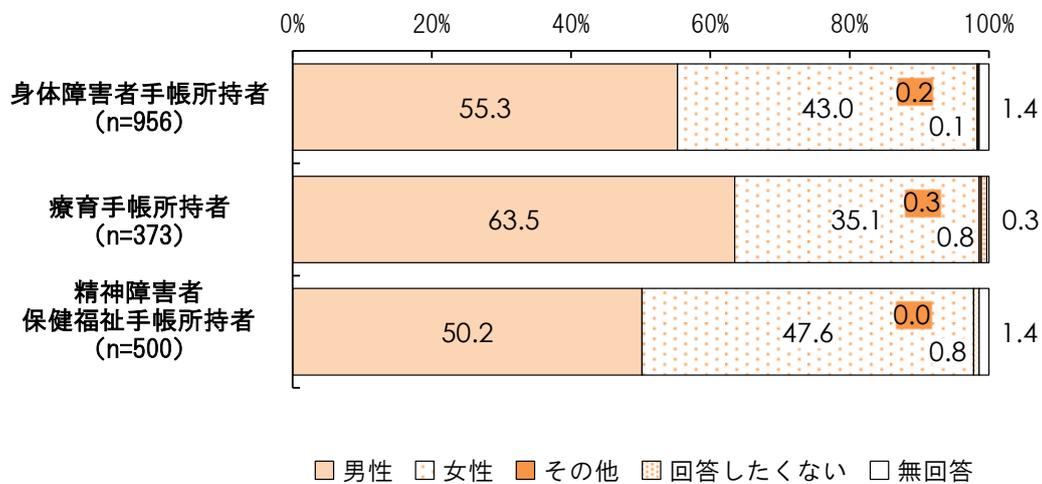
療育手帳所持者は、「ご本人以外の方が回答」が37.3%と最も多く、次いで「ご本人が回答」が28.2%、「ご本人の回答を他の方が代筆」が24.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ご本人が回答」が70.2%と最も多く、次いで「ご本人の回答を他の方が代筆」が7.6%、「ご本人以外の方が回答」が7.2%となっています。

1. あなたご自身のことについて

【身体障害者手帳所持者：問1、療育手帳所持者：問1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問1】

あなた（あて名のご本人）の性別をお答えください。



- ▶ いずれの手帳所持者も「男性」が最も多い。特に、療育手帳所持者で6割を超えて多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「男性」と「女性」がほぼ同率。

身体障害者手帳所持者は、「男性」が 55.3%と最も多く、次いで「女性」が 43.0%、「その他」が 0.2%などとなっています。

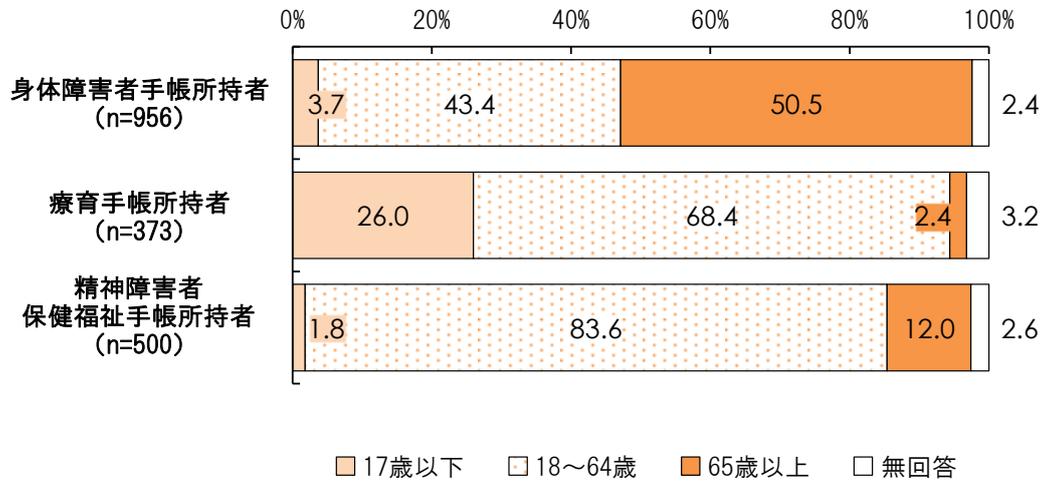
療育手帳所持者は、「男性」が 63.5%と最も多く、次いで「女性」が 35.1%、「回答したくない」が 0.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「男性」が 50.2%と最も多く、次いで「女性」が 47.6%、「回答したくない」が 0.8%となっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問2、療育手帳所持者：問2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問2】

あなたの年齢をお答えください。(令和3年7月1日時点)



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「65歳以上」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「18～64歳」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「18～64歳」が8割を超えて多い。

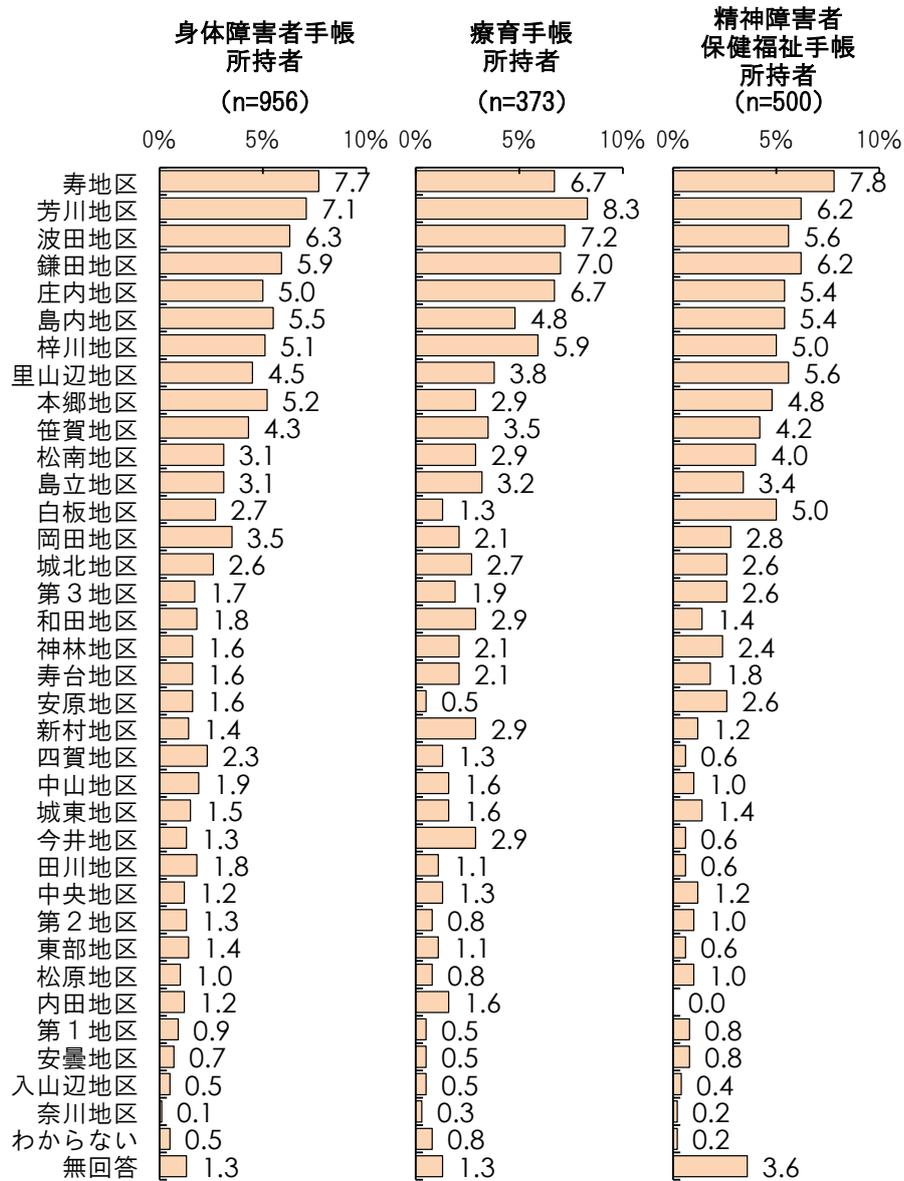
身体障害者手帳所持者は、「65歳以上」が50.5%と最も多く、次いで「18～64歳」が43.4%、「17歳以下」が3.7%となっています。

療育手帳所持者は、「18～64歳」が68.4%と最も多く、次いで「17歳以下」が26.0%、「65歳以上」が2.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「18～64歳」が83.6%と最も多く、次いで「65歳以上」が12.0%、「17歳以下」が1.8%となっています。

【身体障害者手帳所持者：問3、療育手帳所持者：問3、精神障害者保健福祉手帳所持者：問3】

あなたがお住まいの地区をお答えください。



▶ 「寿地区」、「芳川地区」、「波田地区」、「鎌田地区」が多い。

身体障害者手帳所持者は、「寿地区」が 7.7%と最も多く、次いで「芳川地区」が 7.1%、「波田地区」が 6.3%などとなっています。

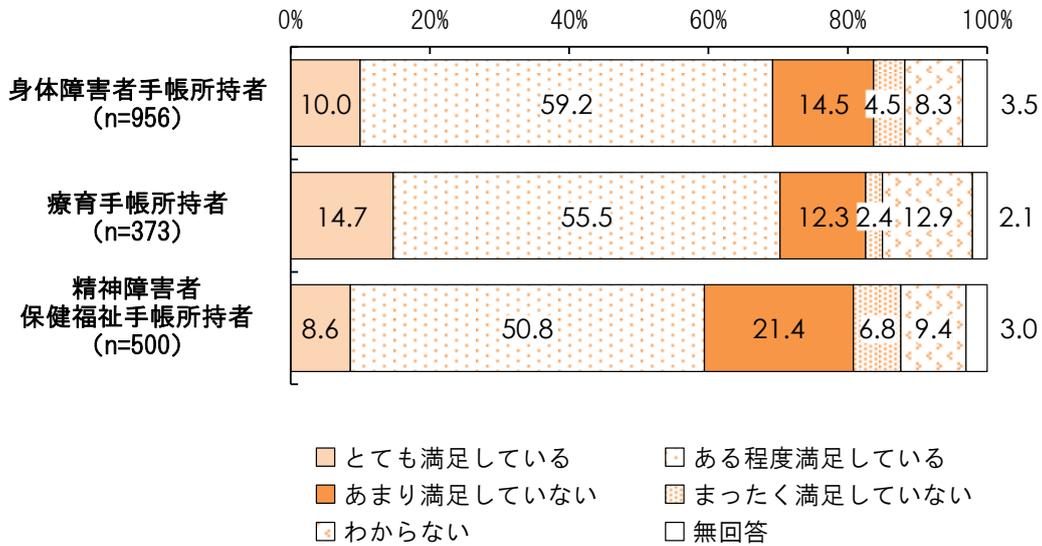
療育手帳所持者は、「芳川地区」が 8.3%と最も多く、次いで「波田地区」が 7.2%、「鎌田地区」が 7.0%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「寿地区」が 7.8%と最も多く、次いで「芳川地区」、「鎌田地区」がそれぞれ 6.2%、「波田地区」、「里山辺地区」がそれぞれ 5.6%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問4、療育手帳所持者：問4、精神障害者保健福祉手帳所持者：問4】

あなたは、現在の生活（住環境、福祉サービスなど）に満足していますか。



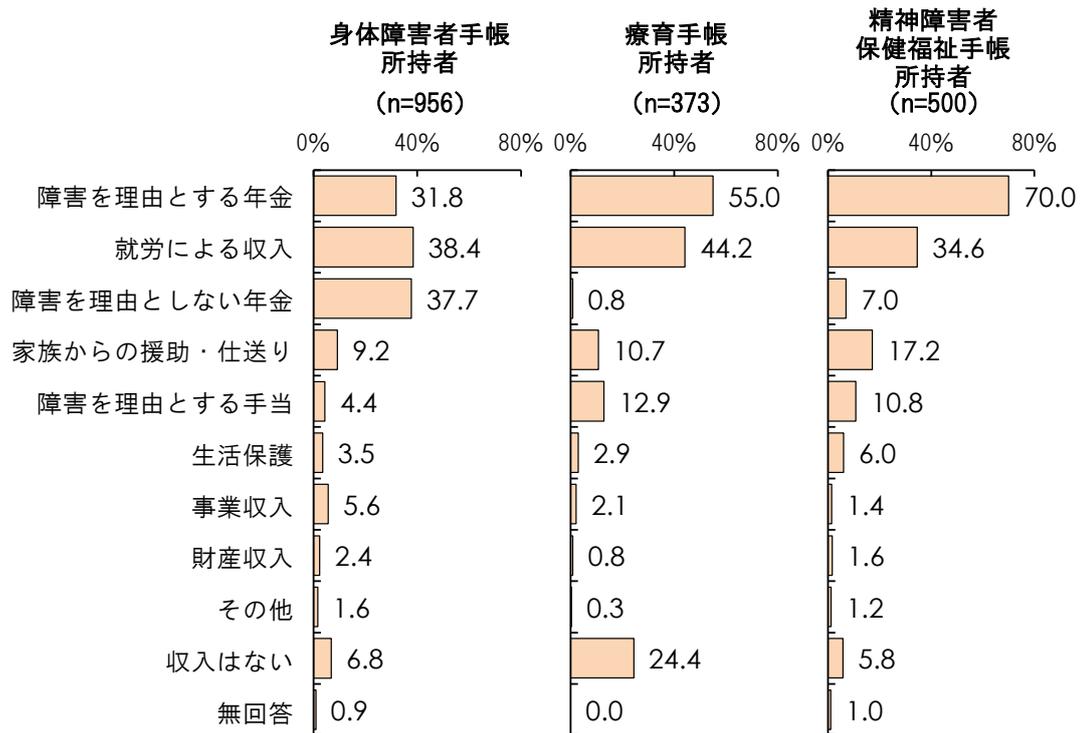
- ▶ いずれの手帳所持者も『満足している』が最も多い。しかし、精神障害者保健福祉手帳所持者で約6割と少ない。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で『満足していない』が約3割と多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある程度満足している」が 59.2%と最も多く、次いで「あまり満足していない」が 14.5%、「とても満足している」が 10.0%などとなっています。また、『満足している』（とても満足している＋ある程度満足している）は 69.2%、『満足していない』（まったく満足していない＋あまり満足していない）は 19.0%と、『満足している』が約7割で多くなっています。

療育手帳所持者は、「ある程度満足している」が 55.5%と最も多く、次いで「とても満足している」が 14.7%、「わからない」が 12.9%などとなっています。また、『満足している』は 70.2%、『満足していない』は 14.7%と、『満足している』が約7割で多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある程度満足している」が 50.8%と最も多く、次いで「あまり満足していない」が 21.4%、「わからない」が 9.4%などとなっています。また、『満足している』は 59.4%、『満足していない』は 28.2%と、『満足している』が約6割で多くなっています。

あなたは、どのような方法で収入を得ていますか。(複数回答可能)



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「就労による収入」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいを理由とする年金」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「障がいを理由としない年金」が4割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「就労による収入」が 38.4%と最も多く、次いで「障がいを理由としない年金」が 37.7%、「障がいを理由とする年金」が 31.8%などとなっています。

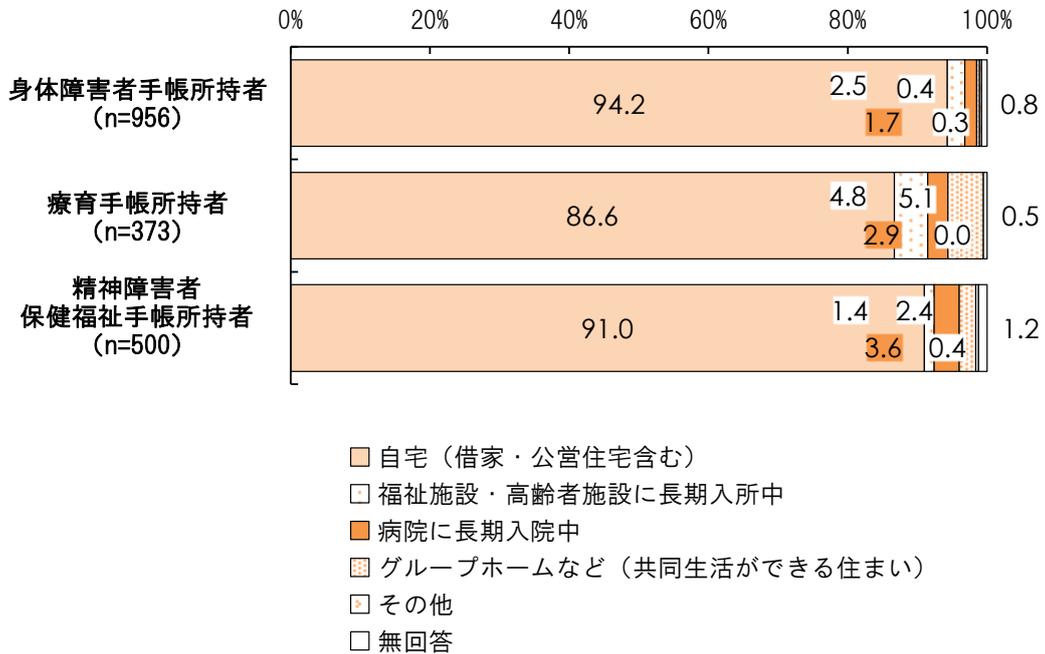
療育手帳所持者は、「障がいを理由とする年金」が 55.0%と最も多く、次いで「就労による収入」が 44.2%、「収入はない」が 24.4%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「障がいを理由とする年金」が 70.0%と最も多く、次いで「就労による収入」が 34.6%、「家族からの援助・仕送り」が 17.2%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問6、療育手帳所持者：問6、精神障害者保健福祉手帳所持者：問6】

あなたは、現在どこで生活していますか。



▶ いずれの手帳所持者も「自宅（借家・公営住宅含む）」が最も多い。しかし、療育手帳所持者で9割を下回って少ない。

身体障害者手帳所持者は、「自宅(借家・公営住宅含む)」が94.2%と突出しています。

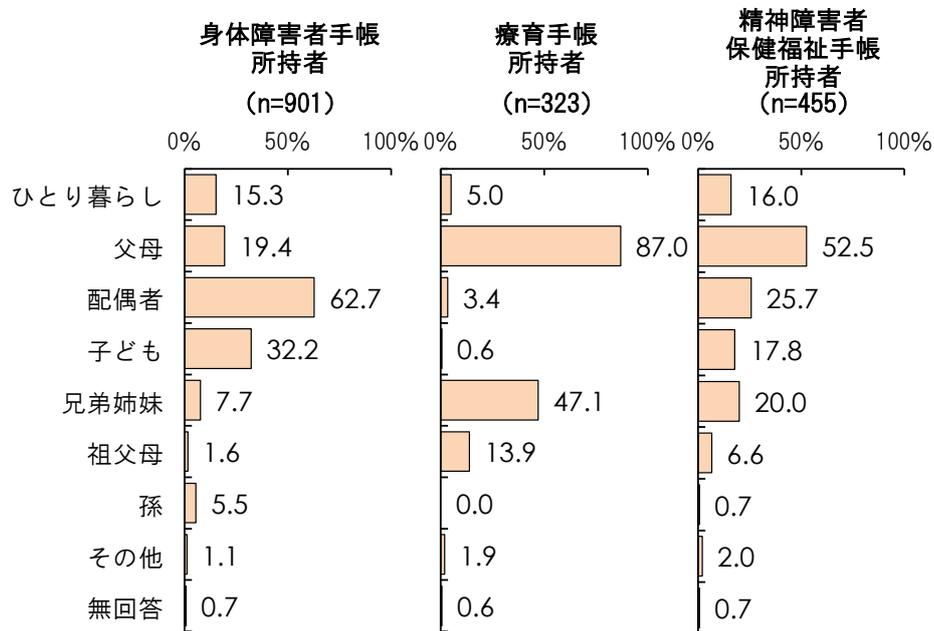
療育手帳所持者は、「自宅(借家・公営住宅含む)」が86.6%と突出しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「自宅(借家・公営住宅含む)」が91.0%と突出しています。

「自宅（借家・公営住宅含む）」で生活していると回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問6-1、療育手帳所持者：問6-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問6-1】

あなたが同居している方はどなたですか。（複数回答可能）



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「配偶者」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「父母」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「配偶者」、「子ども」が多く、療育手帳所持者で「父母」、「兄弟姉妹」が多い。

身体障害者手帳所持者は、「配偶者」が62.7%と最も多く、次いで「子ども」が32.2%、「父母」が19.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「父母」が87.0%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が47.1%、「祖父母」が13.9%などとなっています。

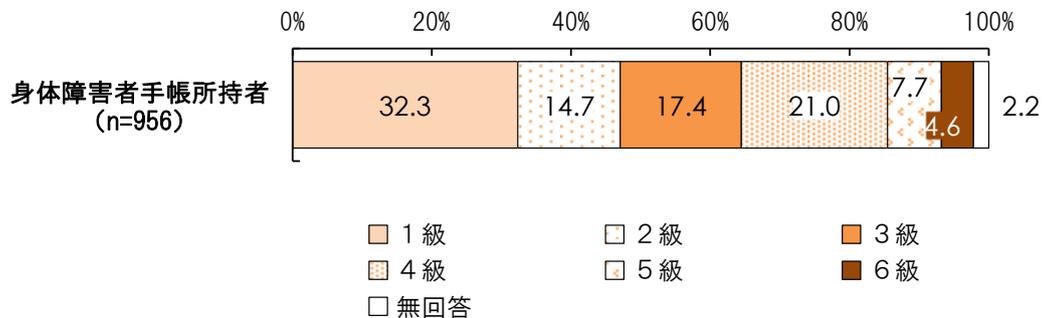
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「父母」が52.5%と最も多く、次いで「配偶者」が25.7%、「兄弟姉妹」が20.0%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

2. 障がいの状態などについて

【身体障害者手帳所持者：問7】

あなたの身体障害者手帳に記載されている障がいの等級は次のどれですか。
障がいが複数ある場合は、総合の等級をお答えください。



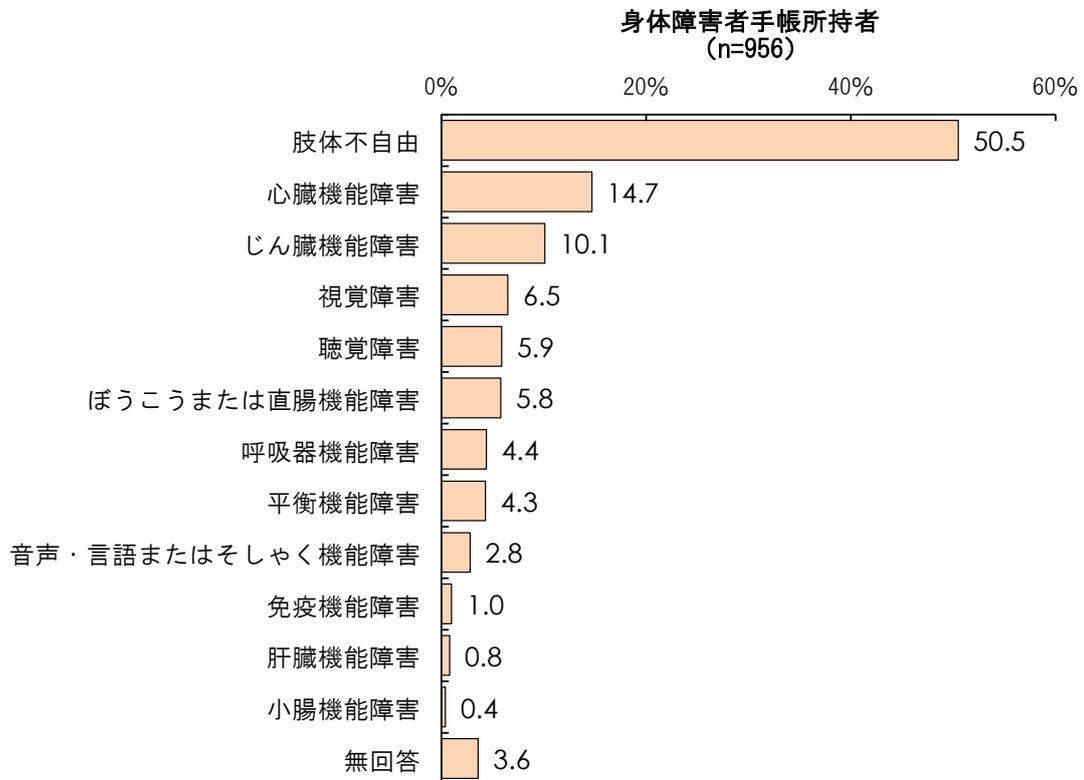
▶ 1～2級『重度』、3～4級『中度』で8割以上を占める。5～6級『軽度』は1割程度に留まる。

身体障害者手帳所持者は、「1級」が 32.3%と最も多く、次いで「4級」が 21.0%、「3級」が 17.4%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問8】

あなたの身体障害者手帳に記載されている障がいの種類は次のどれですか。

(複数回答可能)



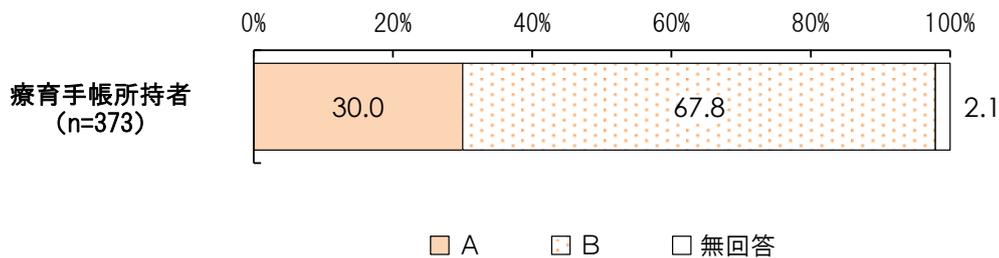
▶ 「肢体不自由」が約半数と最も多い。

身体障害者手帳所持者は、「肢体不自由」が 50.5%と最も多く、次いで「心臓機能障がい」が 14.7%、「じん臓機能障がい」が 10.1%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【療育手帳所持者：問7】

あなたの療育手帳に記載されている判定は次のどれですか。

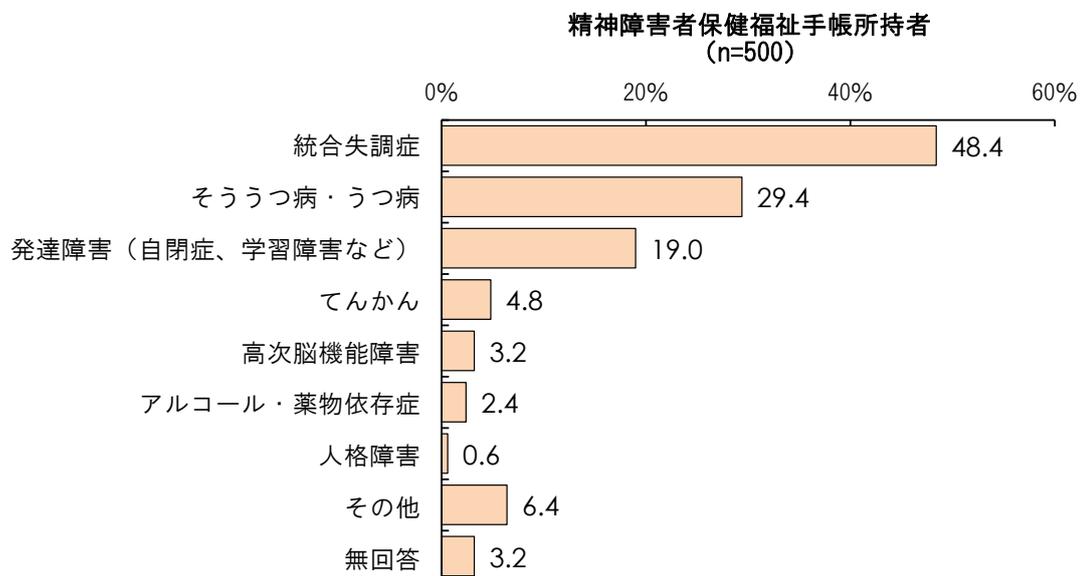


▶ 「B」は「A」の2倍以上。

療育手帳所持者は、「A」が30.0%、「B」が67.8%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者：問7】

もし、よろしければ、あなたの診断名について、お教えてください。（複数回答可能）

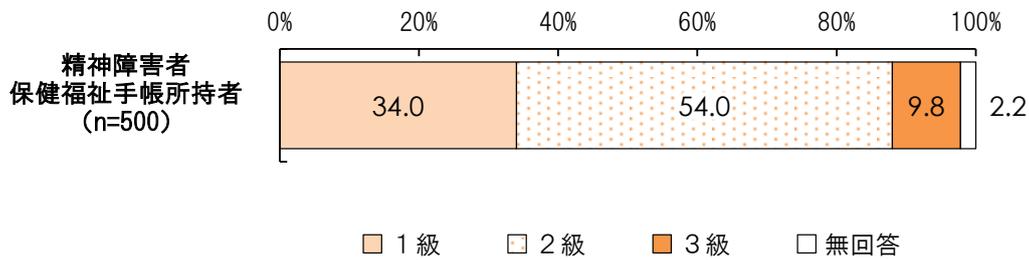


▶ 「統合失調症」が約半数と最も多い。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「統合失調症」が48.4%と最も多く、次いで「そううつ病・うつ病」が29.4%、「発達障がい（自閉症、学習障がいなど）」が19.0%などとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者：問8】

精神障害者保健福祉手帳の判定は次のどれですか。

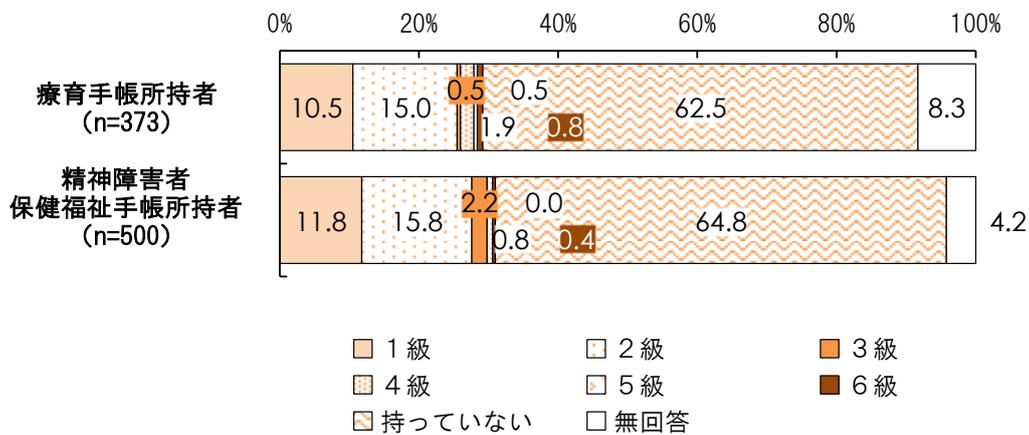


▶ 1～2級『中重度』で約9割を占める。3級『軽度』は約1割に留まる。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「2級」が54.0%と最も多く、次いで「1級」が34.0%、「3級」が9.8%となっています。

【療育手帳所持者：問8、精神障害者保健福祉手帳所持者：問9】

あなたは、身体障害者手帳を持っていますか。



▶ いずれの手帳所持者も「持っていない」が最も多い。

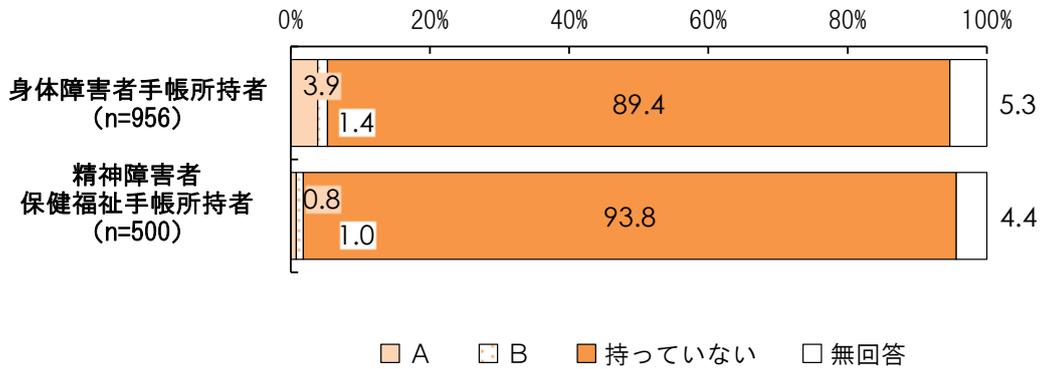
療育手帳所持者は、「持っていない」が62.5%と最も多く、次いで「2級」が15.0%、「1級」が10.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「持っていない」が64.8%と最も多く、次いで「2級」が15.8%、「1級」が11.8%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問9、精神障害者保健福祉手帳所持者：問10】

あなたは、療育手帳を持っていますか。

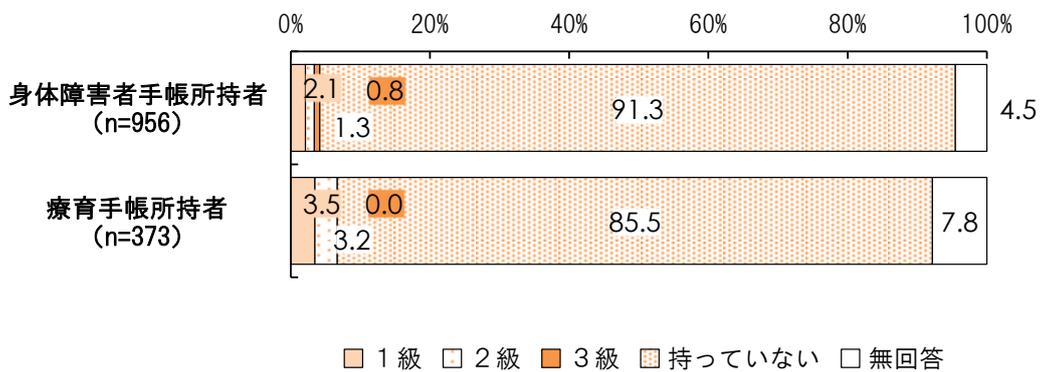


▶ いずれの手帳所持者も「持っていない」が最も多い。

身体障害者手帳所持者は、「持っていない」が89.4%と突出しています。
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「持っていない」が93.8%と突出しています。

【身体障害者手帳所持者：問10、療育手帳所持者：問9】

あなたは、精神障害者保健福祉手帳を持っていますか。

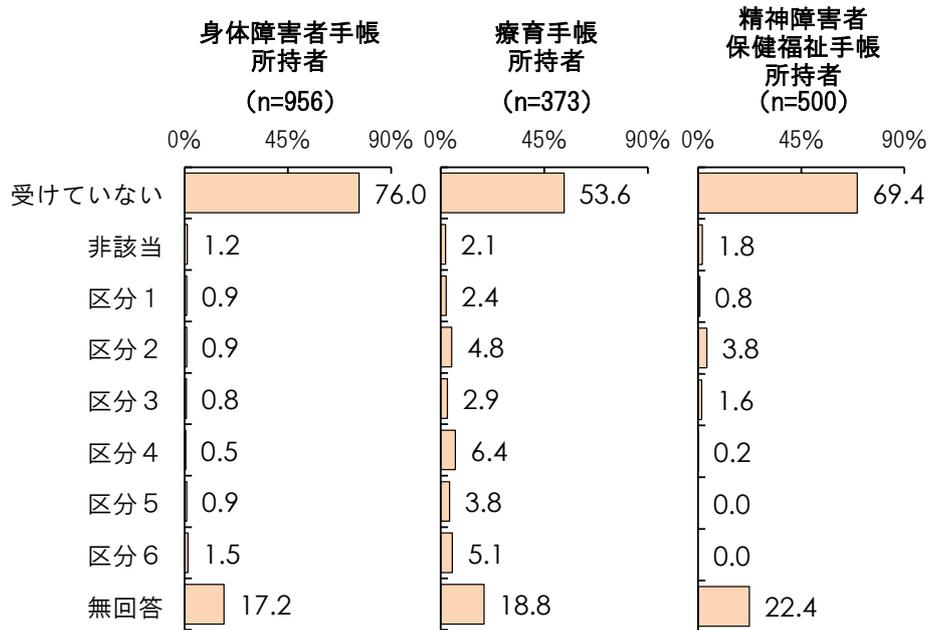


▶ いずれの手帳所持者も「持っていない」が最も多い。

身体障害者手帳所持者は、「持っていない」が91.3%と突出しています。
療育手帳所持者は、「持っていない」が85.5%と突出しています。

【身体障害者手帳所持者：問 11、療育手帳所持者：問 10、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 11】

あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。



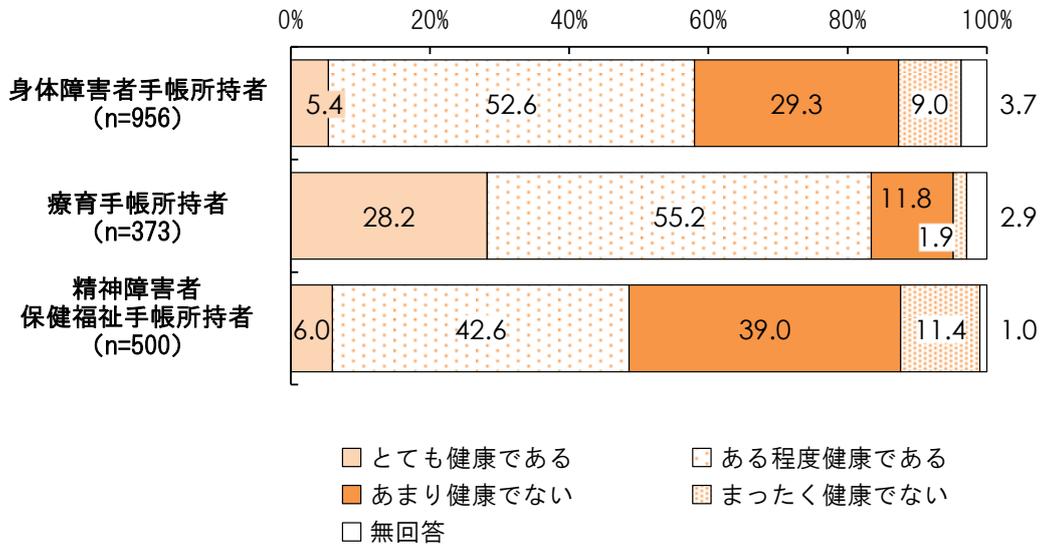
▶ いずれの手帳所持者も「受けていない」が最も多い。しかし、療育手帳所持者で6割を下回って少ない。

身体障害者手帳所持者は、「受けていない」が76.0%と突出しています。
 療育手帳所持者は、「受けていない」が53.6%と突出しています。
 精神障害者保健福祉手帳所持者は、「受けていない」が69.4%と突出しています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 12、療育手帳所持者：問 11、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 12】

あなたは、自分自身の健康状態をどう思いますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は『健康である』が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は『健康である』と『健康でない』がほぼ同率。
- ▶ 療育手帳所持者で『健康である』が8割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある程度健康である」が 52.6%と最も多く、次いで「あまり健康でない」が 29.3%、「まったく健康でない」が 9.0%などとなっています。また、『健康である』（とても健康である+ある程度健康である）は 58.0%、『健康でない』（まったく健康でない+あまり健康でない）は 38.3%と、『健康である』が約6割で多くなっています。

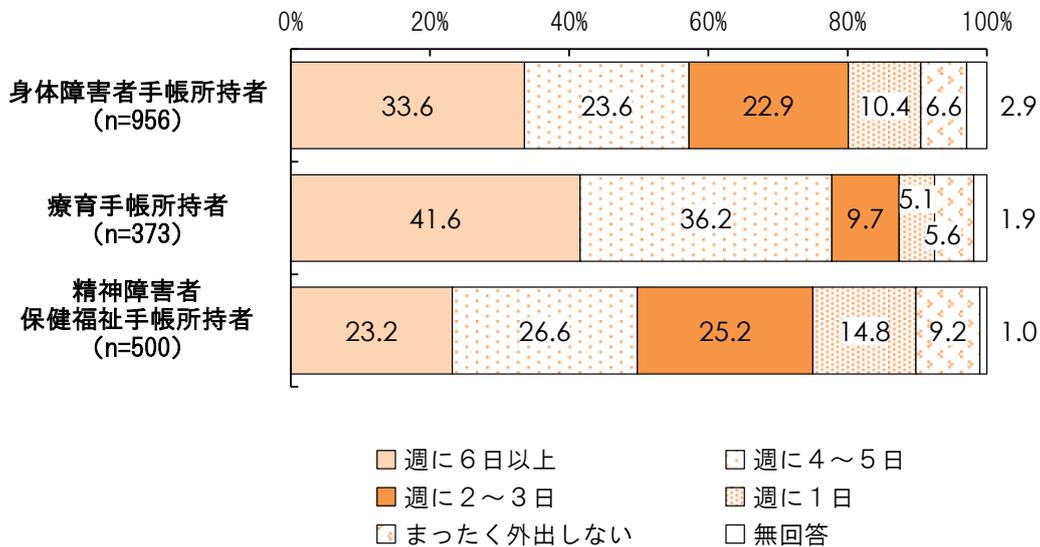
療育手帳所持者は、「ある程度健康である」が 55.2%と最も多く、次いで「とても健康である」が 28.2%、「あまり健康でない」が 11.8%などとなっています。また、『健康である』は 83.4%、『健康でない』は 13.7%と、『健康である』が8割を超えて多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある程度健康である」が 42.6%と最も多く、次いで「あまり健康でない」が 39.0%、「まったく健康でない」が 11.4%などとなっています。また、『健康である』は 48.6%、『健康でない』は 50.4%と、大きな差異はみられません。

3. 日常生活について

【身体障害者手帳所持者：問 13、療育手帳所持者：問 12、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 13】

あなたは、1週間あたり、どれくらいの頻度で外出（買い物や通院だけでなく、通所や散歩といった自宅の敷地外に出ることも含む）していますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は「週に6日以上」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「週に4～5日」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者で『週に4日以上』が8割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「週に6日以上」が 33.6%と最も多く、次いで「週に4～5日」が 23.6%、「週に2～3日」が 22.9%などとなっています。また、『週に4日以上』（週に6日以上+週に4～5日）は 57.2%と、6割近くになっています。

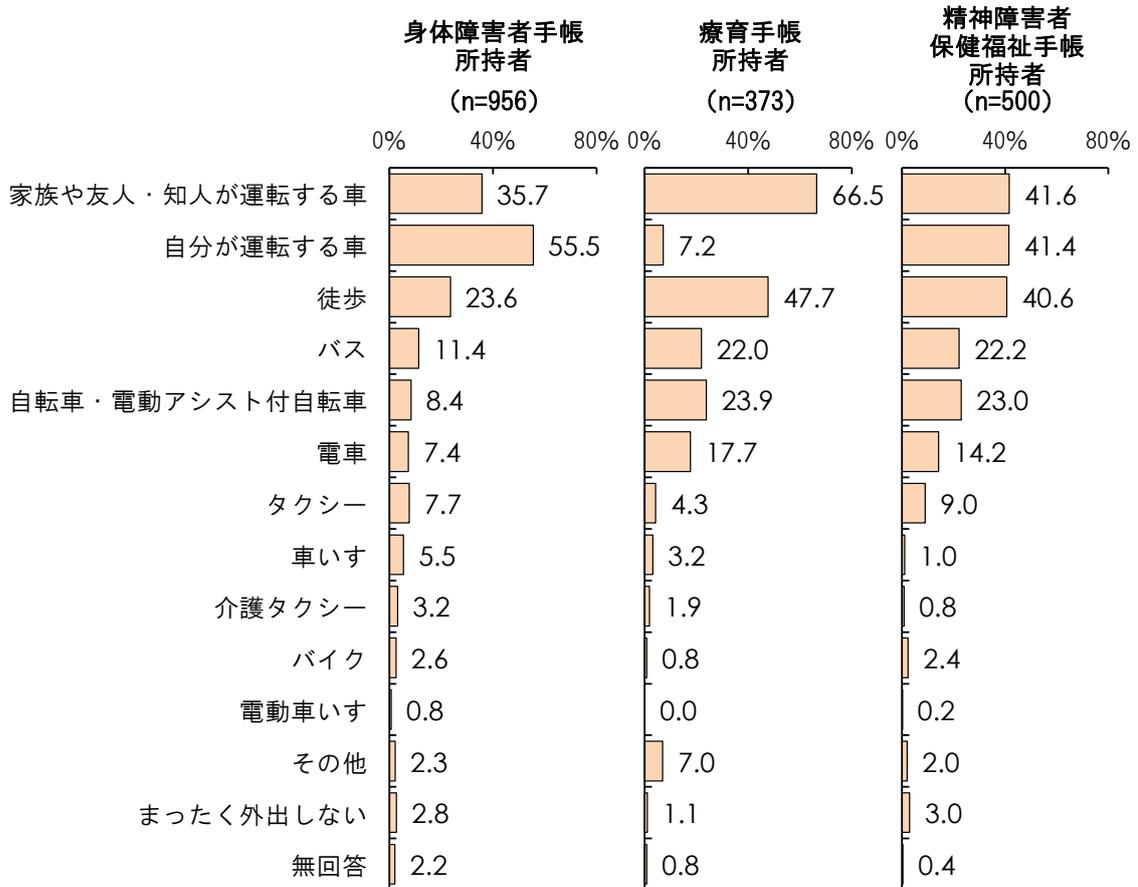
療育手帳所持者は、「週に6日以上」が41.6%と最も多く、次いで「週に4～5日」が36.2%、「週に2～3日」が9.7%などとなっています。また、『週に4日以上』は 77.8%と、8割近くになっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「週に4～5日」が 26.6%と最も多く、次いで「週に2～3日」が 25.2%、「週に6日以上」が 23.2%などとなっています。また、『週に4日以上』は 49.8%と、約半数になっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 14、療育手帳所持者：問 13、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 14】

あなたは、外出する時にどのような移動手段を使いますか。(複数回答可能)



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「自分が運転する車」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「家族や友人・知人が運転する車」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「自分が運転する車」が半数を超えて多く、療育手帳所持者で「家族や友人・知人が運転する車」が6割を超えて多い。

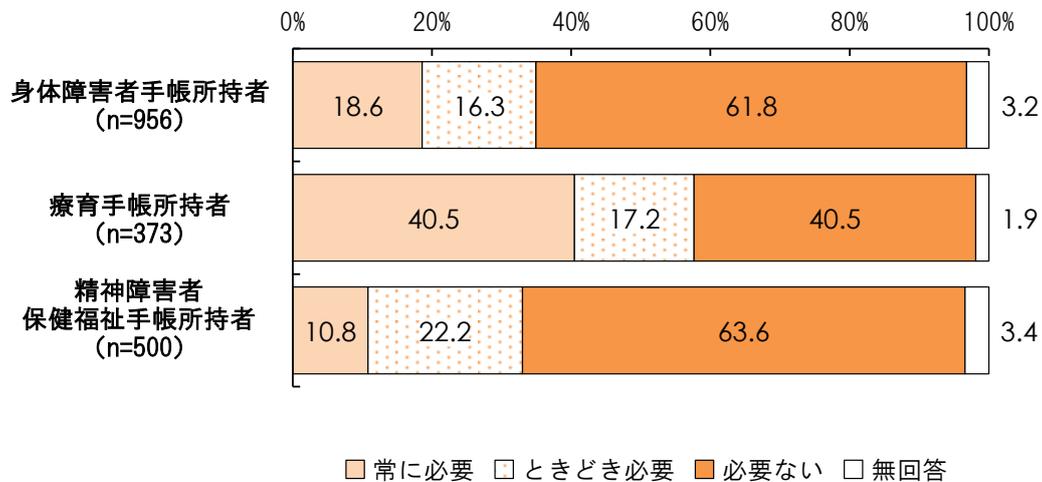
身体障害者手帳所持者は、「自分が運転する車」が55.5%と最も多く、次いで「家族や友人・知人が運転する車」が35.7%、「徒歩」が23.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「家族や友人・知人が運転する車」が66.5%と最も多く、次いで「徒歩」が47.7%、「自転車・電動アシスト付自転車」が23.9%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「家族や友人・知人が運転する車」が41.6%と最も多く、次いで「自分が運転する車」が41.4%、「徒歩」が40.6%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 15、療育手帳所持者：問 14、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 15】

あなたは、外出する時に介助者が必要ですか。



- ▶ いずれの手帳所持者も「必要ない」が最も多い。しかし、療育手帳所持者は「常に必要な」も同率で最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者で『必要』が6割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「必要ない」が61.8%と最も多く、次いで「常に必要な」が18.6%、「ときどき必要」が16.3%となっています。また、『必要』(常に必要な+ときどき必要)は34.9%と、3割を超えています。

療育手帳所持者は、「常に必要な」、「必要ない」がそれぞれ40.5%と最も多く、次いで「ときどき必要」が17.2%となっています。また、『必要』は57.7%と、6割近くになっています。

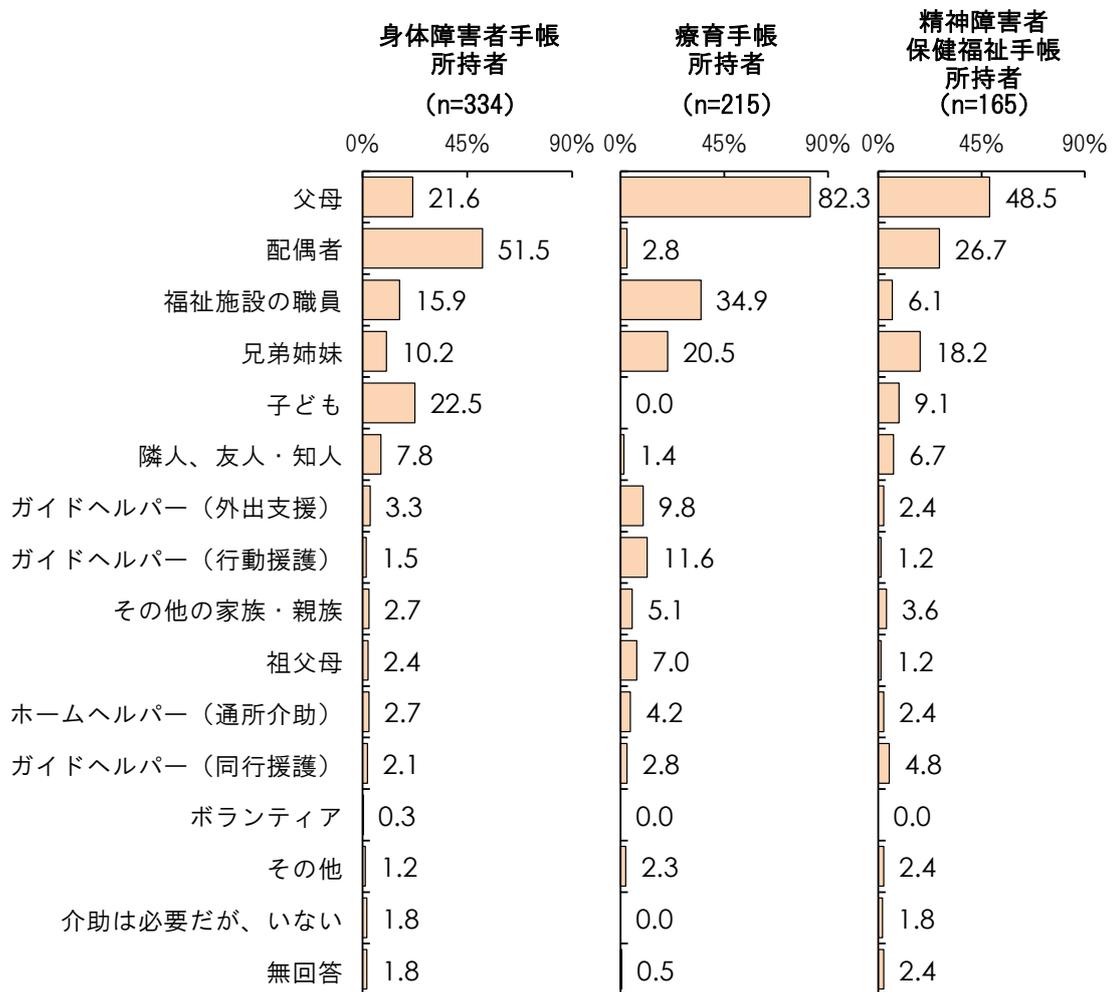
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「必要ない」が63.6%と最も多く、次いで「ときどき必要」が22.2%、「常に必要な」が10.8%となっています。また、『必要』は33.0%と、3割を超えています。

第4次松本市障がい者計画

外出する時に介助者が「常に必要」または「ときどき必要」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 15-1、療育手帳所持者：問 14-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 15-1】

あなたが外出する時の主な介助者は誰ですか。（複数回答可能：3つまで）



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「配偶者」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「父母」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「配偶者」、「子ども」が多く、療育手帳所持者で「父母」、「福祉施設の職員」が多い。

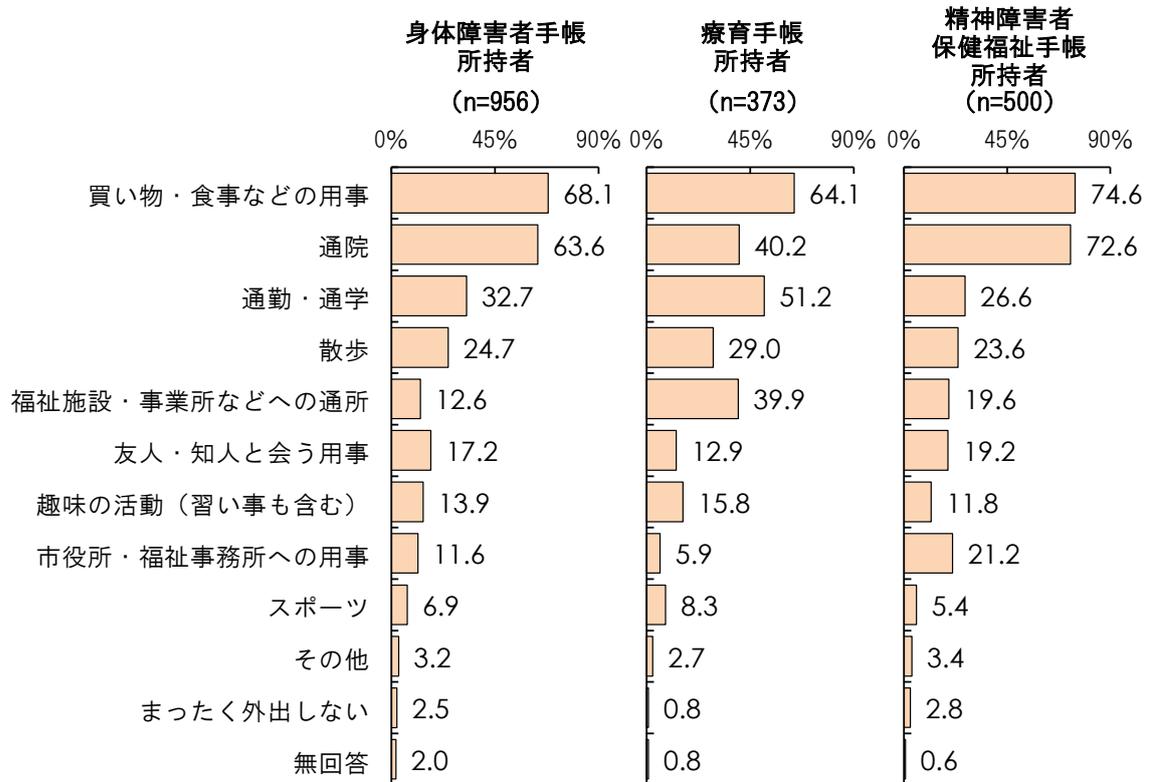
身体障害者手帳所持者は、「配偶者」が51.5%と最も多く、次いで「子ども」が22.5%、「父母」が21.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「父母」が82.3%と最も多く、次いで「福祉施設の職員」が34.9%、「兄弟姉妹」が20.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「父母」が48.5%と最も多く、次いで「配偶者」が26.7%、「兄弟姉妹」が18.2%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 16、療育手帳所持者：問 15、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 16】

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答可能）



- ▶ いずれの手帳所持者も「買い物・食事などの用事」が最も多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で7割を超えて多い。
- ▶ 療育手帳所持者で「通勤・通学」、「福祉施設・事業所などへの通所」が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者で「通院」が7割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「買い物・食事などの用事」が 68.1%と最も多く、次いで「通院」が 63.6%、「通勤・通学」が 32.7%などとなっています。

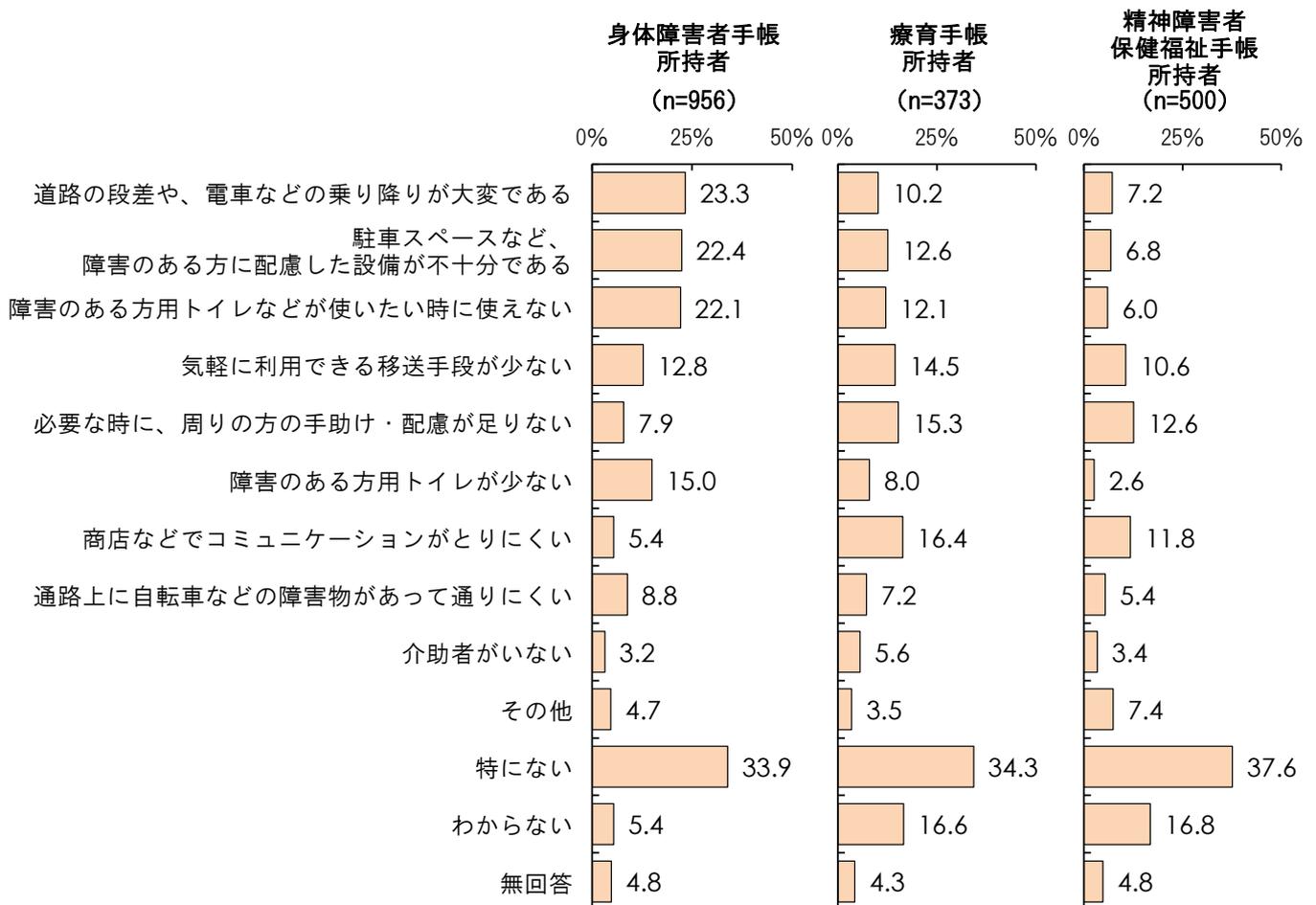
療育手帳所持者は、「買い物・食事などの用事」が 64.1%と最も多く、次いで「通勤・通学」が 51.2%、「通院」が 40.2%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「買い物・食事などの用事」が 74.6%と最も多く、次いで「通院」が 72.6%、「通勤・通学」が 26.6%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 17、療育手帳所持者：問 16、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 17】

あなたは、外出する時に松本市内でどのようなことに困ったり、不便に感じたりしますか。
(複数回答可能)



- ▶ いずれの手帳所持者も「特にない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「道路の段差や、電車などの乗り降りが大変である」、「駐車スペースなど、障がいのある方に配慮した設備が不十分である」、「障がいのある方用トイレなどが使いたい時に使えない」が多い。

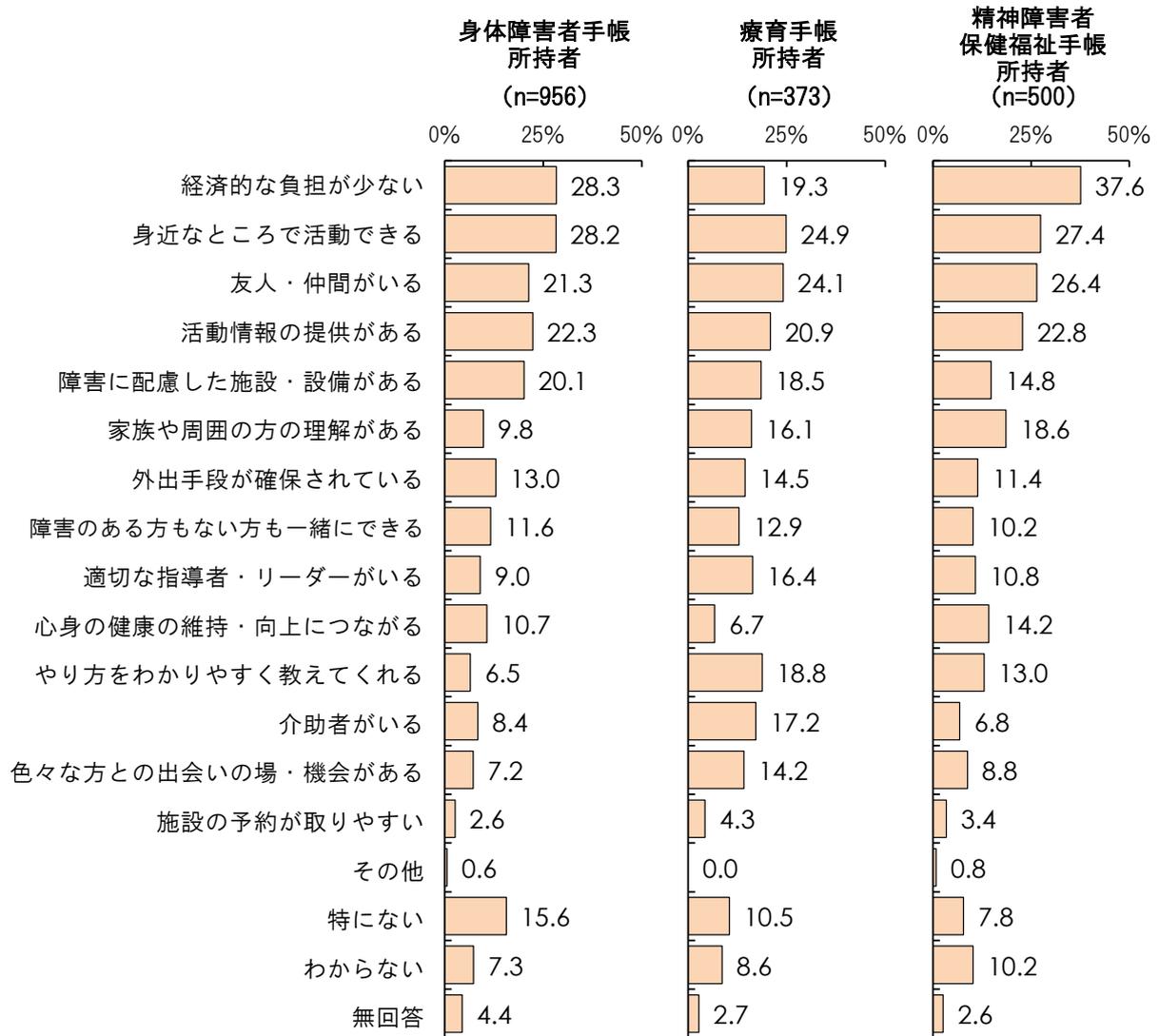
身体障害者手帳所持者は、「特にない」が 33.9%と最も多く、次いで「道路の段差や、電車などの乗り降りが大変である」が 23.3%、「駐車スペースなど、障がいのある方に配慮した設備が不十分である」が 22.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「特にない」が 34.3%と最も多く、次いで「わからない」が 16.6%、「商店などでコミュニケーションがとりにくい」が 16.4%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「特にない」が 37.6%と最も多く、次いで「わからない」が 16.8%、「必要な時に、周りの方の手助け・配慮が足りない」が 12.6%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 18、療育手帳所持者：問 17、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 18】

あなたは、趣味・学習・スポーツ・社会活動などに参加しやすくなるために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可能：3つまで)



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「経済的な負担が少ない」、療育手帳所持者は「身近なところで活動できる」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「経済的な負担が少ない」が4割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「経済的な負担が少ない」が 28.3%と最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が 28.2%、「活動情報の提供がある」が 22.3%などとなっています。

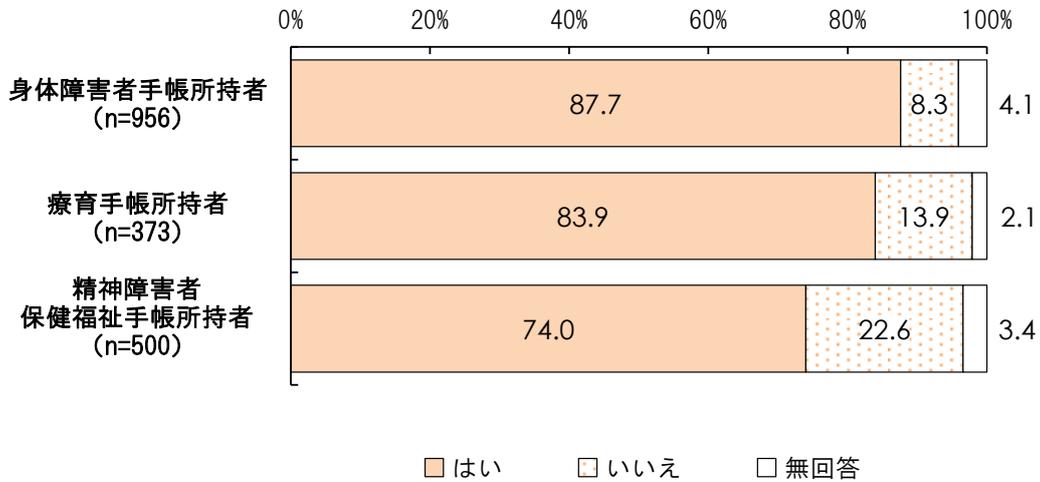
療育手帳所持者は、「身近なところで活動できる」が 24.9%と最も多く、次いで「友人・仲間がいる」が 24.1%、「活動情報の提供がある」が 20.9%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「経済的な負担が少ない」が 37.6%と最も多く、次いで「身近なところで活動できる」が 27.4%、「友人・仲間がいる」が 26.4%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 19、療育手帳所持者：問 18、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 19】

あなたは、今後も現在の生活を続けたいですか。

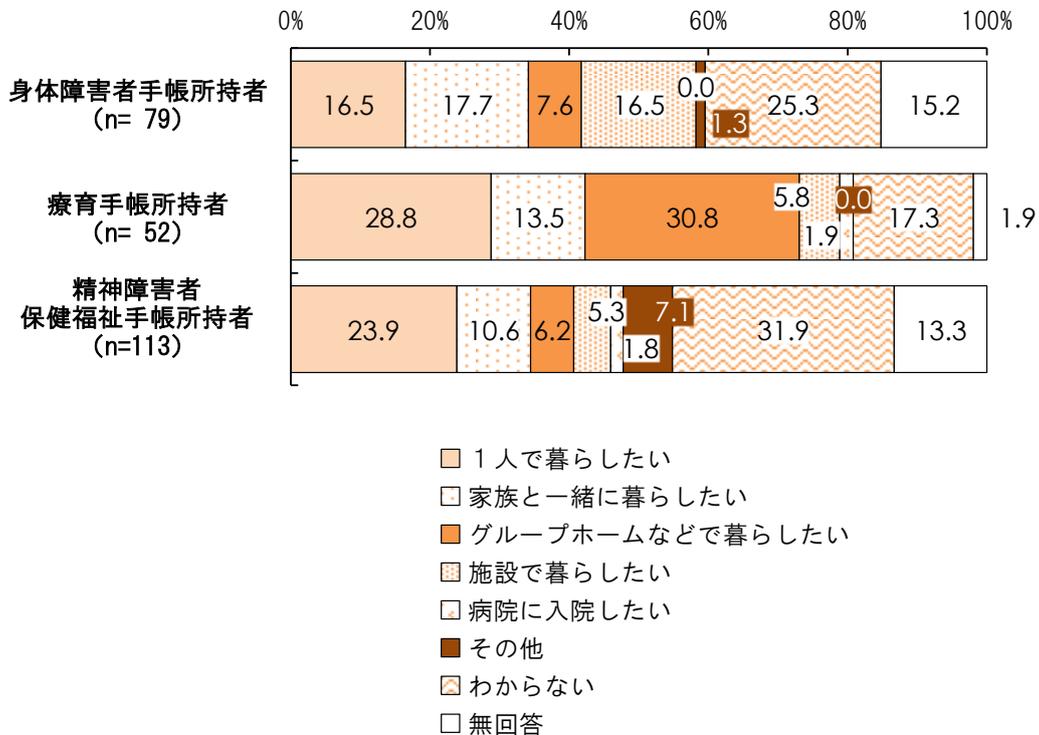


- ▶ いずれの手帳所持者も「続けたい」が多い。しかし、精神障害者保健福祉手帳所持者で8割を下回って少ない。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「続けたくない」が2割を超えて多い。

今後は現在の生活を「続けたくない」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 19-1、療育手帳所持者：問 18-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 19-1】

あなたは、今後どのように暮らしたいですか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「わからない」、療育手帳所持者は「グループホームなどで暮らしたい」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者で『入所・入院などをしたい』が約4割と多い。

身体障害者手帳所持者は、「わからない」が 25.3%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が 17.7%、「1人で暮らしたい」、「施設で暮らしたい」がそれぞれ 16.5%などとなっています。また、『自宅で暮らしたい』(1人で暮らしたい+家族と一緒に暮らしたい)は 34.2%、『入所・入院などをしたい』(グループホームなどで暮らしたい+施設で暮らしたい+病院に入院したい)は 24.1%と、『自宅で暮らしたい』が3割を超えて多くなっています。

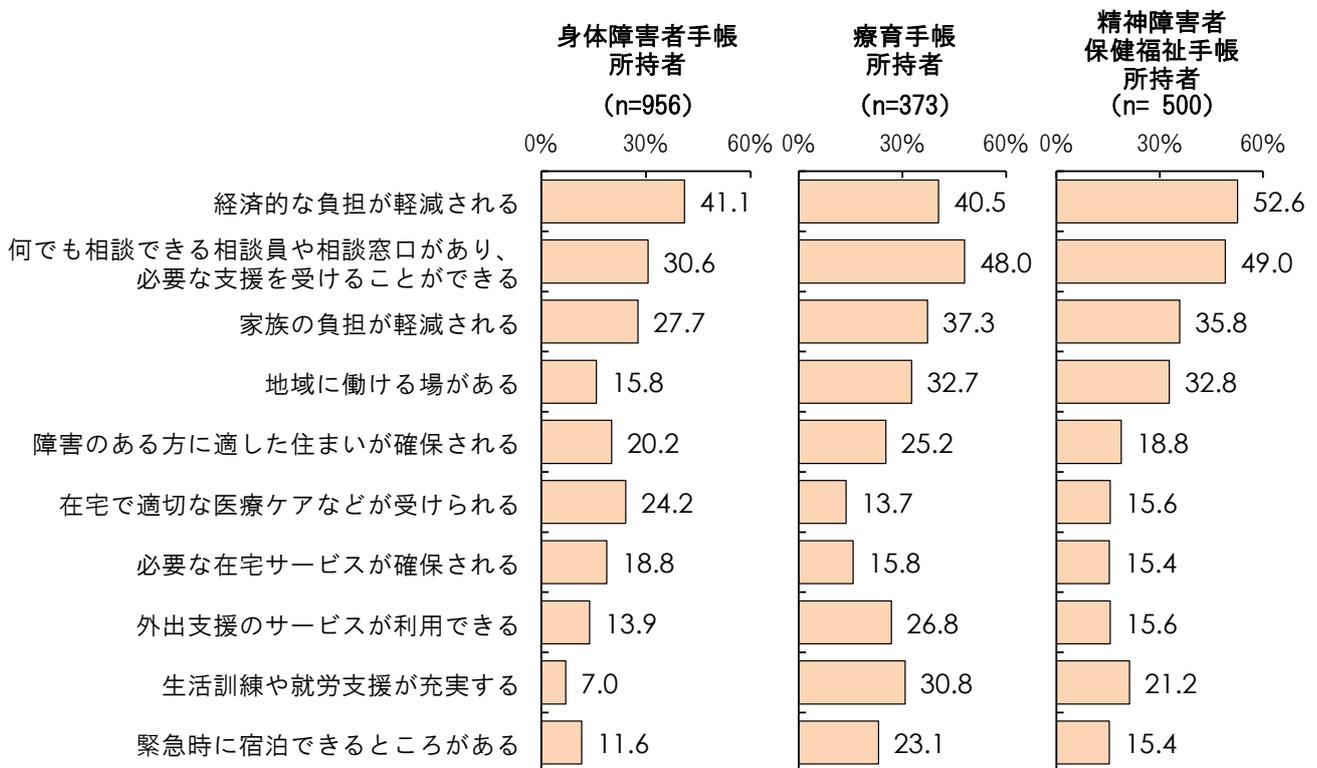
療育手帳所持者は、「グループホームなどで暮らしたい」が 30.8%と最も多く、次いで「1人で暮らしたい」が 28.8%、「わからない」が 17.3%などとなっています。また、『自宅で暮らしたい』は 42.3%、『入所・入院などをしたい』は 38.5%と、『自宅で暮らしたい』が4割を超えて多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「わからない」が 31.9%と最も多く、次いで「1人で暮らしたい」が 23.9%、「家族と一緒に暮らしたい」が 10.6%などとなっています。また、『自宅で暮らしたい』は 34.5%、『入所・入院などをしたい』は 13.3%と、『自宅で暮らしたい』が3割を超えて多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 20、療育手帳所持者：問 19、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 20】

あなたは、あなたが希望するところで生活していくために、
どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答可能）



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「経済的な負担が軽減される」、療育手帳所持者は「何でも相談できる相談員や相談窓口があり、必要な支援を受けることができる」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者で「生活訓練や就労支援が充実する」が約3割と多い。

身体障害者手帳所持者は、「経済的な負担が軽減される」が 41.1%と最も多く、次いで「何でも相談できる相談員や相談窓口があり、必要な支援を受けることができる」が 30.6%、「家族の負担が軽減される」が 27.7%などとなっています。

療育手帳所持者は、「何でも相談できる相談員や相談窓口があり、必要な支援を受けることができる」が 48.0%と最も多く、次いで「経済的な負担が軽減される」が 40.5%、「家族の負担が軽減される」が 37.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「経済的な負担が軽減される」が 52.6%と最も多く、次いで「何でも相談できる相談員や相談窓口があり、必要な支援を受けることができる」が 49.0%、「家族の負担が軽減される」が 35.8%などとなっています。

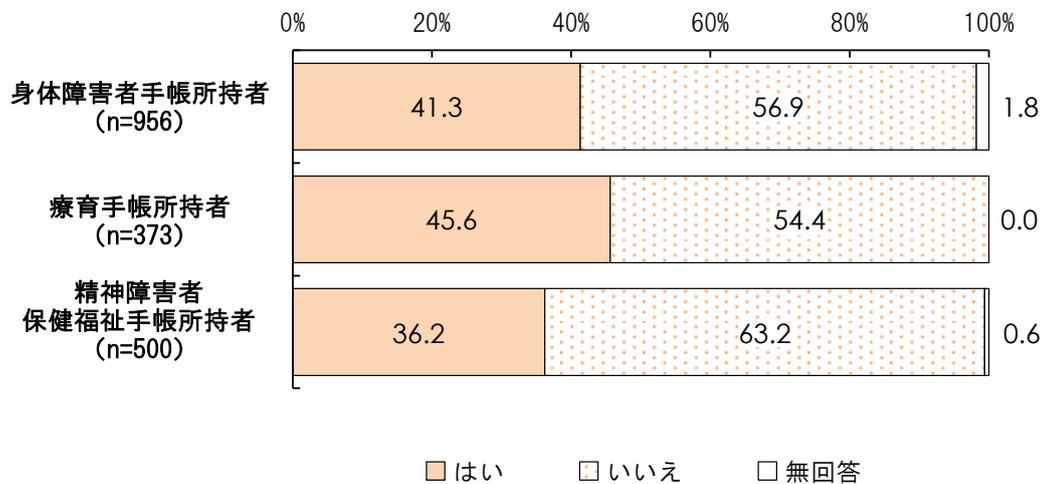
	調査数	経済的な負担が軽減される	何でも相談できる相談員や相談窓口があり、必要な支援を受けられることができる	家族の負担が軽減される	地域に働ける場がある	障害のある方に適した住まいが確保される	在宅で適切な医療ケアなどが受けられる	必要な在宅サービスが確保される	外出支援のサービスが利用できる	生活訓練や就労支援が充実する
身体障害者手帳所持者	956 100.0	393 41.1	293 30.6	265 27.7	151 15.8	193 20.2	231 24.2	180 18.8	133 13.9	67 7.0
療育手帳所持者	373 100.0	151 40.5	179 48.0	139 37.3	122 32.7	94 25.2	51 13.7	59 15.8	100 26.8	115 30.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	263 52.6	245 49.0	179 35.8	164 32.8	94 18.8	78 15.6	77 15.4	78 15.6	106 21.2

	緊急時に宿泊できるところがある	地域住民などの理解を得られる	仲間と共同生活できる場がある	地域住民などと交流できる	その他	特にない	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者	111 11.6	74 7.7	22 2.3	39 4.1	5 0.5	147 15.4	50 5.2	69 7.2
療育手帳所持者	86 23.1	84 22.5	79 21.2	36 9.7	3 0.8	25 6.7	35 9.4	5 1.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	77 15.4	100 20.0	22 4.4	38 7.6	4 0.8	35 7.0	39 7.8	16 3.2

4. 平日の過ごし方について

【身体障害者手帳所持者：問 21、療育手帳所持者：問 20、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21】

あなたは、現在仕事をしていますか。



- ▶ いずれの手帳所持者も「仕事をしていない」が多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で6割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「はい(仕事をしている)」が41.3%、「いいえ(仕事をしていない)」が56.9%となっています。

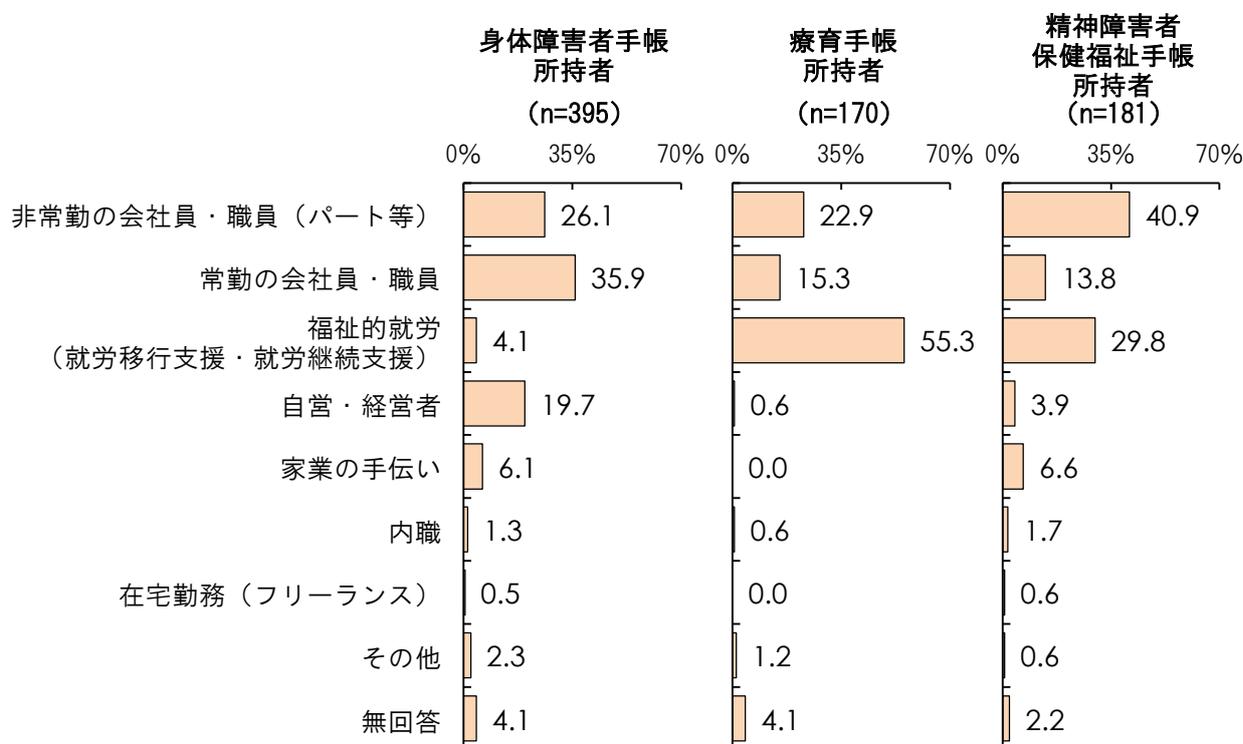
療育手帳所持者は、「はい(仕事をしている)」が45.6%、「いいえ(仕事をしていない)」が54.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「はい(仕事をしている)」が36.2%、「いいえ(仕事をしていない)」が63.2%となっています。

「仕事をしている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21- 1、療育手帳所持者：問 20- 1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21- 1】

あなたの仕事は次のどれですか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「常勤の会社員・職員」、療育手帳所持者は「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援）」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「非常勤の会社員・職員（パート等）」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「常勤の会社員・職員」が3割を超えて多く、療育手帳所持者で「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援）」が半数を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「常勤の会社員・職員」が 35.9%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等）」が 26.1%、「自営・経営者」が 19.7%などとなっています。

療育手帳所持者は、「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援）」が 55.3%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等）」が 22.9%、「常勤の会社員・職員」が 15.3%などとなっています。

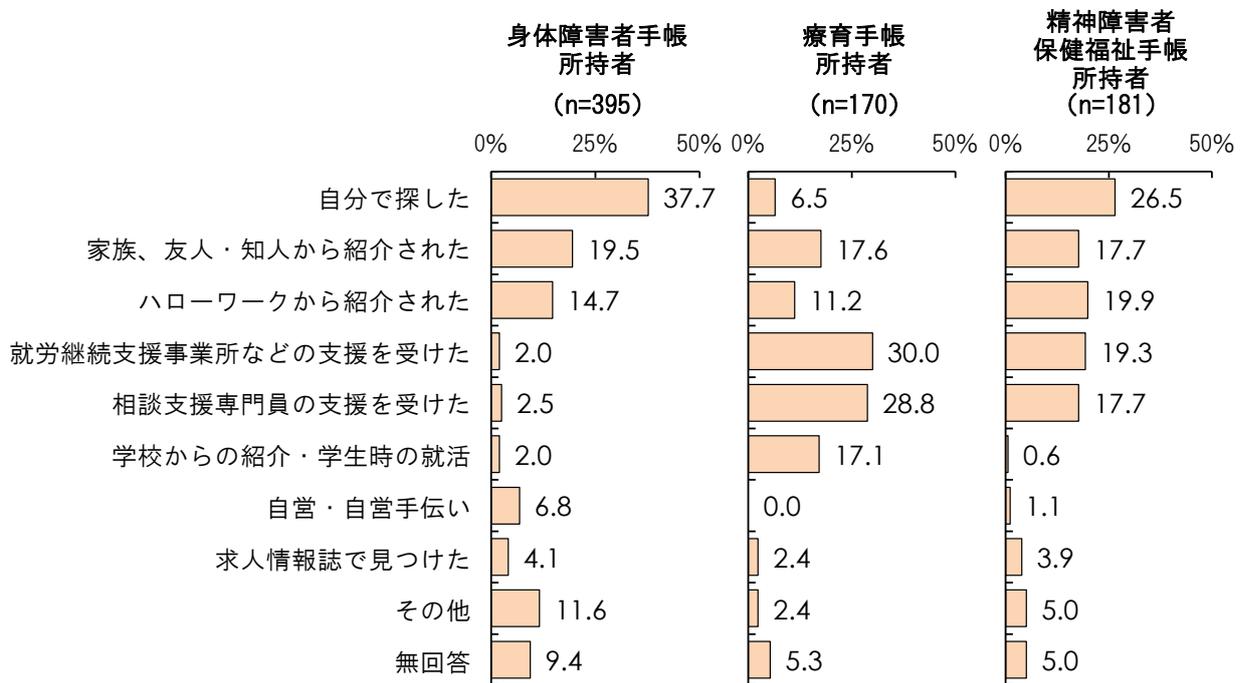
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「非常勤の会社員・職員（パート等）」が 40.9%と最も多く、次いで「福祉的就労（就労移行支援・就労継続支援）」が 29.8%、「常勤の会社員・職員」が 13.8%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

「仕事をしている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21-2、療育手帳所持者：問 20-2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21-2】

あなたは、現在の仕事をどのような方法で見つけましたか。（複数回答可能）



※「学校からの紹介・学生時の就活」、「自営・自営手伝い」は、その他の具体的内容に多く記載されていたため、集計時に追加した選択肢です。

- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「自分で探した」、療育手帳所持者は「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「自分で探した」が4割近くと多く、療育手帳所持者で「相談支援専門員の支援を受けた」、「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が多い。

身体障害者手帳所持者は、「自分で探した」が 37.7%と最も多く、次いで「家族、友人・知人から紹介された」が 19.5%、「ハローワークから紹介された」が 14.7%などとなっています。

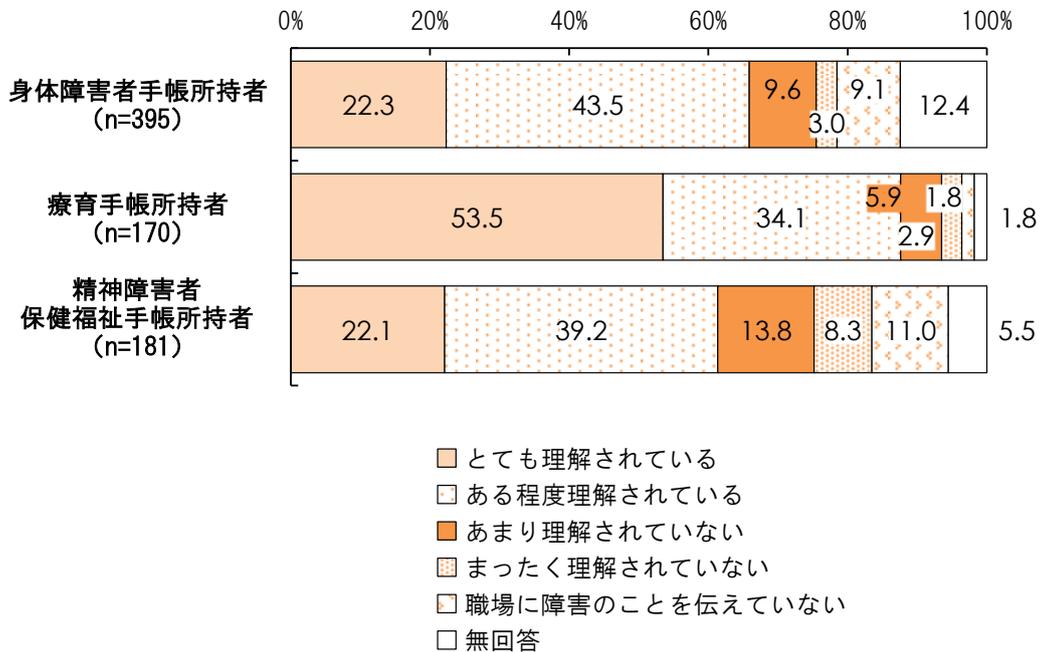
療育手帳所持者は、「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が 30.0%と最も多く、次いで「相談支援専門員の支援を受けた」が 28.8%、「家族、友人・知人から紹介された」が 17.6%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「自分で探した」が 26.5%と最も多く、次いで「ハローワークから紹介された」が 19.9%、「就労継続支援事業所などの支援を受けた」が 19.3%などとなっています。

「仕事をしている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21-3、療育手帳所持者：問 20-3、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21-3】

あなたが働いている職場では、障がい害に対する理解はどの程度進んでいると思いますか。



- ▶ いずれの手帳所持者も『理解されている』が最も多い。特に、療育手帳所持者で9割近くと多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で『理解されていない』が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある程度理解されている」が 43.5%と最も多く、次いで「とても理解されている」が 22.3%、「あまり理解されていない」が 9.6%などとなっています。また、『理解されている』(とても理解されている+ある程度理解されている)は 65.8%、『理解されていない』(まったく理解されていない+あまり理解されていない)は 12.6%と、『理解されている』が6割を超えて多くなっています。

療育手帳所持者は、「とても理解されている」が 53.5%と最も多く、次いで「ある程度理解されている」が 34.1%、「あまり理解されていない」が 5.9%などとなっています。また、『理解されている』は 87.6%、『理解されていない』は 8.8%と、『理解されている』が9割近くで多くなっています。

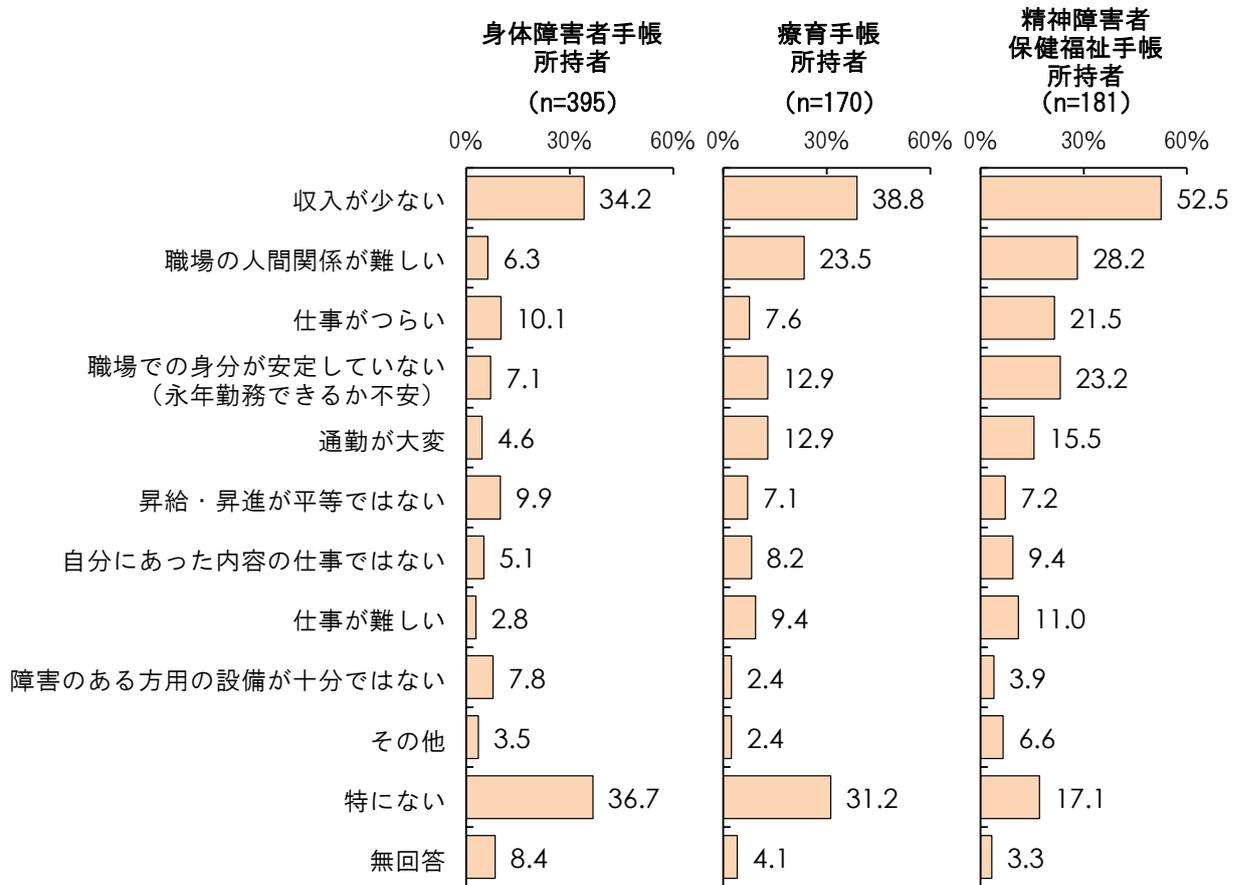
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある程度理解されている」が 39.3%と最も多く、次いで「とても理解されている」が 22.1%、「あまり理解されていない」が 13.8%などとなっています。また、『理解されている』は 61.3%、『理解されていない』は 22.1%と、『理解されている』が約6割で多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

「仕事をしている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21-4、療育手帳所持者：問 20-4、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21-4】

あなたは、仕事をする上でどのようなことに困っていますか。（複数回答可能）



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「特にない」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「収入が少ない」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「職場の人間関係が難しい」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「特にない」が36.7%と最も多く、次いで「収入が少ない」が34.2%、「仕事がつらい」が10.1%などとなっています。

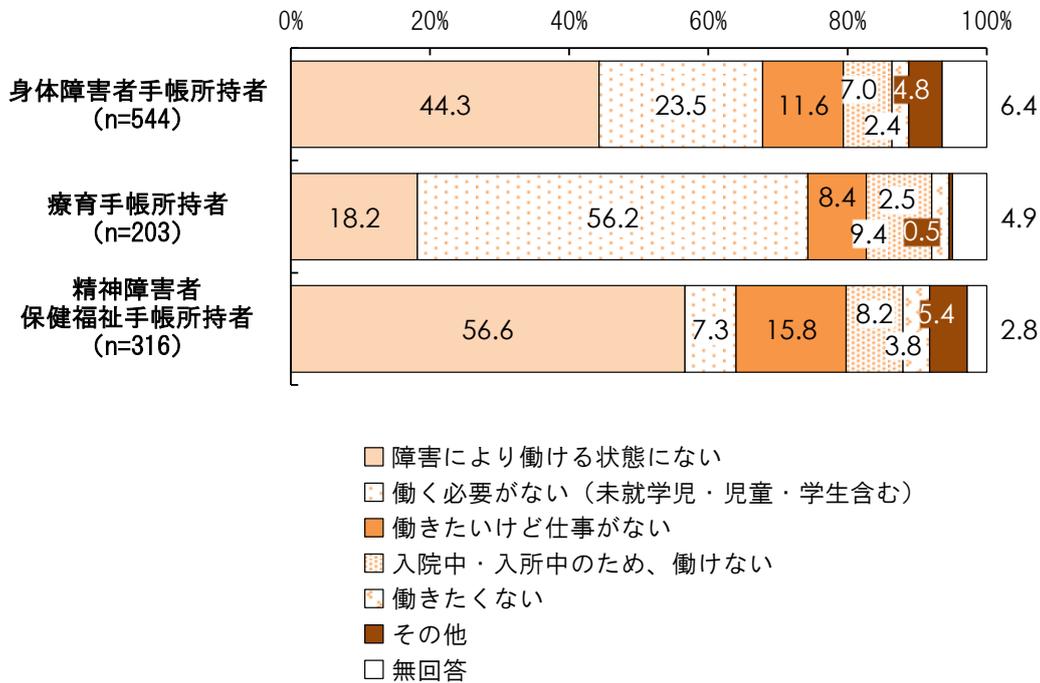
療育手帳所持者は、「収入が少ない」が38.8%と最も多く、次いで「特にない」が31.2%、「職場の人間関係が難しい」が23.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「収入が少ない」が52.5%と最も多く、次いで「職場の人間関係が難しい」が28.2%、「職場での身分が安定していない(永年勤務できるか不安)」が23.2%などとなっています。

「仕事をしていない」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21-5、療育手帳所持者：問 20-5、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21-5】

あなたが働いていない理由は何ですか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいにより働ける状態にない」、療育手帳所持者は「働く必要がない（未就学児・児童・学生含む）」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者で「働く必要がない（未就学児・児童・学生含む）」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「障がいにより働ける状態にない」がそれぞれ半数を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「障がいにより働ける状態にない」が 44.3%と最も多く、次いで「働く必要がない(未就学児・児童・学生含む)」が 23.5%、「働きたいけど仕事がない」が 11.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「働く必要がない(未就学児・児童・学生含む)」が 56.2%と最も多く、次いで「障がいにより働ける状態にない」が 18.2%、「入院中・入所中のため、働けない」が 9.4%などとなっています。

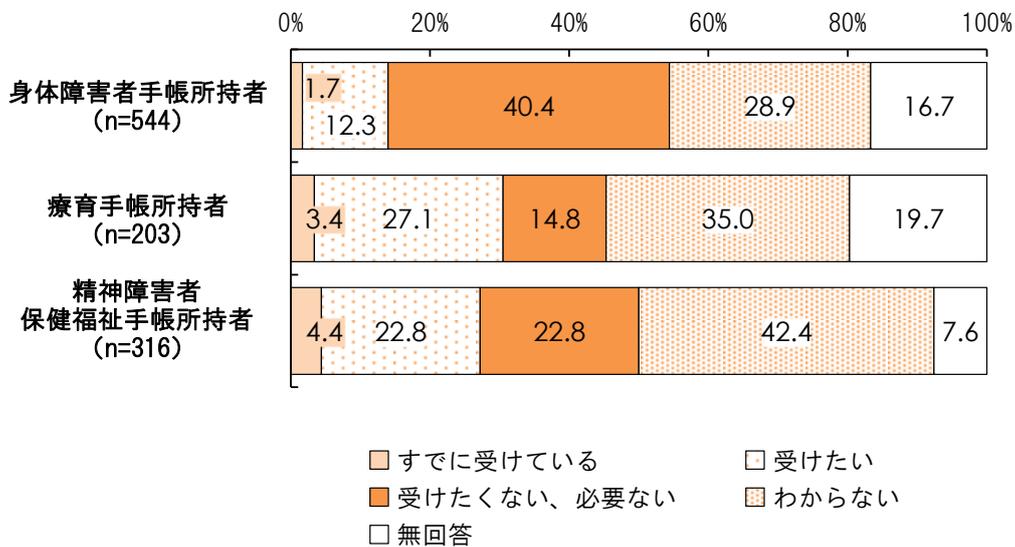
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「障がいにより働ける状態にない」が 56.6%と最も多く、次いで「働きたいけど仕事がない」が 15.8%、「入院中・入所中のため、働けない」が 8.2%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

「仕事をしていない」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 21-6、療育手帳所持者：問 20-6、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 21-6】

あなたは、収入を得る仕事につくために、職業訓練などを受けたいと思いますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「受けたくない、必要ない」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「わからない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「受けたくない、必要ない」が約4割と多い。

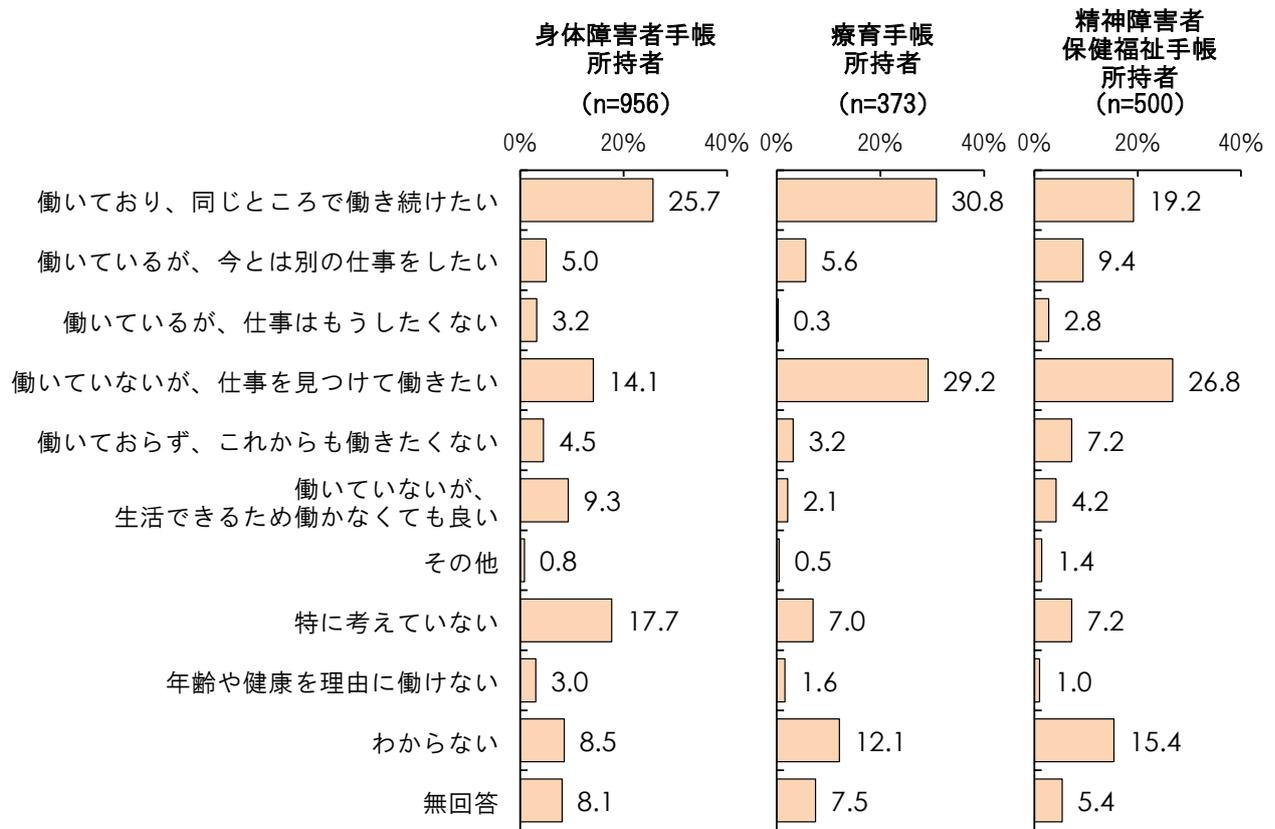
身体障害者手帳所持者は、「受けたくない、必要ない」が 40.4%と最も多く、次いで「わからない」が 28.9%、「受けたい」が 12.3%などとなっています。

療育手帳所持者は、「わからない」が 35.0%と最も多く、次いで「受けたい」が 27.1%、「受けたくない、必要ない」が 14.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「わからない」が 42.4%と最も多く、次いで「受けたい」、「受けたくない、必要ない」がそれぞれ 22.8%、「すでに受けている」が 4.4%となっています。

【身体障害者手帳所持者：問 22、療育手帳所持者：問 21、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 22】

あなたは、今後、仕事（施設・会社）についてどのように考えていますか。



※「年齢や健康を理由に働けない」は、その他の具体的内容に多く記載されていたため、集計時に追加した選択肢です。

- ▶ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は「働いており、同じところで働き続けたい」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が最も多い。
- ▶ 療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「働いており、同じところで働き続けたい」が 25.7%と最も多く、次いで「特に考えていない」が 17.7%、「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が 14.1%などとなっています。

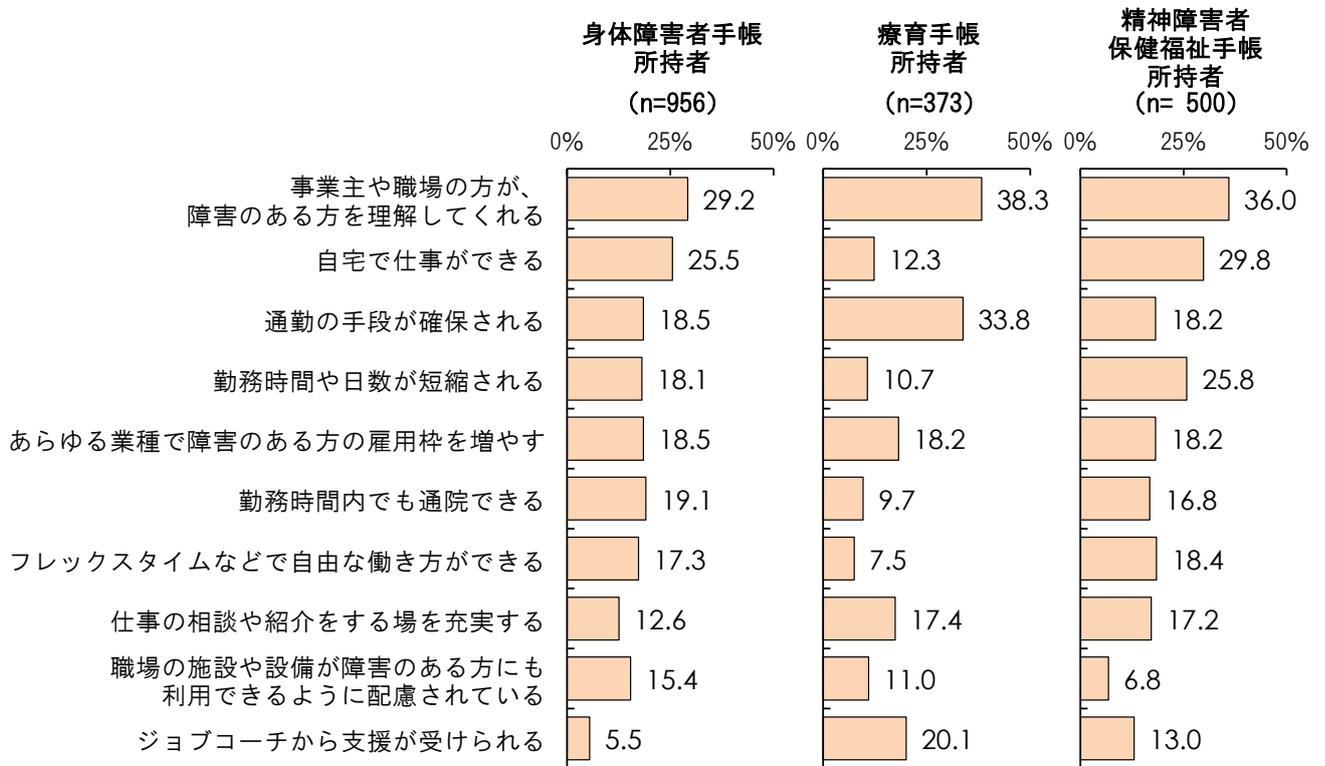
療育手帳所持者は、「働いており、同じところで働き続けたい」が 30.8%と最も多く、次いで「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が 29.2%、「わからない」が 12.1%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「働いていないが、仕事を見つけて働きたい」が 26.8%と最も多く、次いで「働いており、同じところで働き続けたい」が 19.2%、「わからない」が 15.4%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 23、療育手帳所持者：問 22、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 23】

あなたは、今後障がいのある方が働きやすくなるために、
どのような条件や環境整備が必要だと考えますか。(複数回答可能：3つまで)



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ いずれの手帳所持者も「事業主や職場の方が、障がいのある方を理解してくれる」が最も多い。しかし、身体障害者手帳所持者で約3割と少ない。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「自宅で仕事ができる」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「事業主や職場の方が、障がいのある方を理解してくれる」が 29.2%と最も多く、次いで「自宅で仕事ができる」が 25.5%、「勤務時間内でも通院できる」が 19.1%などとなっています。

療育手帳所持者は、「事業主や職場の方が、障がいのある方を理解してくれる」が 38.3%と最も多く、次いで「通勤の手段が確保される」が 33.8%、「ジョブコーチから支援が受けられる」が 20.1%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「事業主や職場の方が、障がいのある方を理解してくれる」が 36.0%と最も多く、次いで「自宅で仕事ができる」が 29.8%、「勤務時間や日数が短縮される」が 25.8%などとなっています。

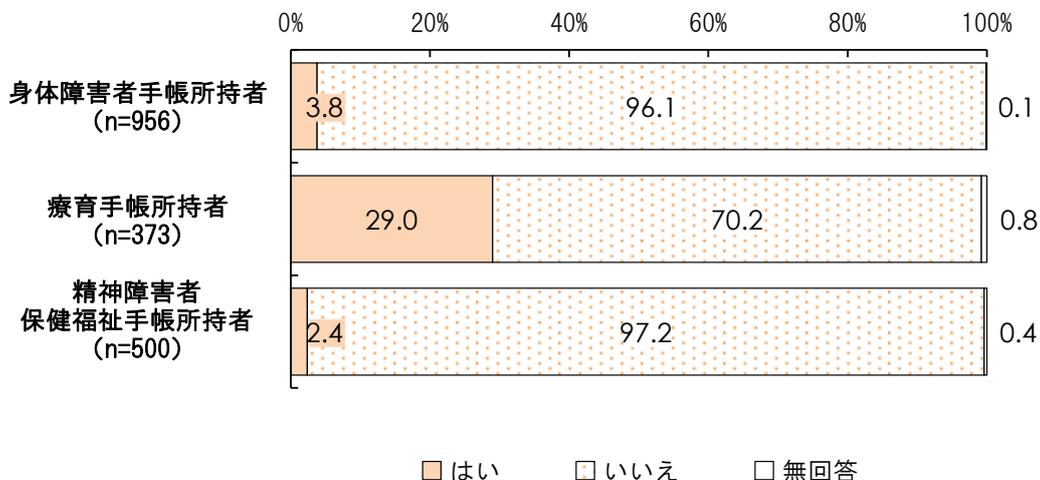
	調査数	事業主や職場の方が、障害のある方を理解してくれる	自宅で仕事ができる	通勤の手段が確保される	勤務時間や日数が短縮される	あらゆる業種で障害のある方の雇用枠を増やす	勤務時間内でも通院できる	フレックスタイムなどで自由な働き方ができる	仕事の相談や紹介をする場を充実する	職場の施設や設備が障害のある方にも利用できるように配慮される
身体障害者手帳所持者	956 100.0	279 29.2	244 25.5	177 18.5	173 18.1	177 18.5	183 19.1	165 17.3	120 12.6	147 15.4
療育手帳所持者	373 100.0	143 38.3	46 12.3	126 33.8	40 10.7	68 18.2	36 9.7	28 7.5	65 17.4	41 11.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	180 36.0	149 29.8	91 18.2	129 25.8	91 18.2	84 16.8	92 18.4	86 17.2	34 6.8

		ジョブコーチから支援が受けられる	職業訓練を充実し、就労のための技術を身につける	就労継続支援事業所などへの支援（注文を増やすなど）を充実する	職場での介助者が保障されている	その他	特にない	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者		53 5.5	64 6.7	33 3.5	54 5.6	9 0.9	95 9.9	89 9.3	63 6.6
療育手帳所持者		75 20.1	60 16.1	65 17.4	46 12.3	3 0.8	30 8.0	35 9.4	9 2.4
精神障害者保健福祉手帳所持者		65 13.0	55 11.0	27 5.4	19 3.8	13 2.6	25 5.0	47 9.4	24 4.8

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 24、療育手帳所持者：問 23、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 24】

あなたは、現在児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に通っていますか。



▶ いずれの手帳所持者も「通っていない」が多い。しかし、療育手帳所持者で約7割と少ない。

身体障害者手帳所持者は、「はい(通っている)」が 3.8%、「いいえ(通っていない)」が 96.1%となっています。

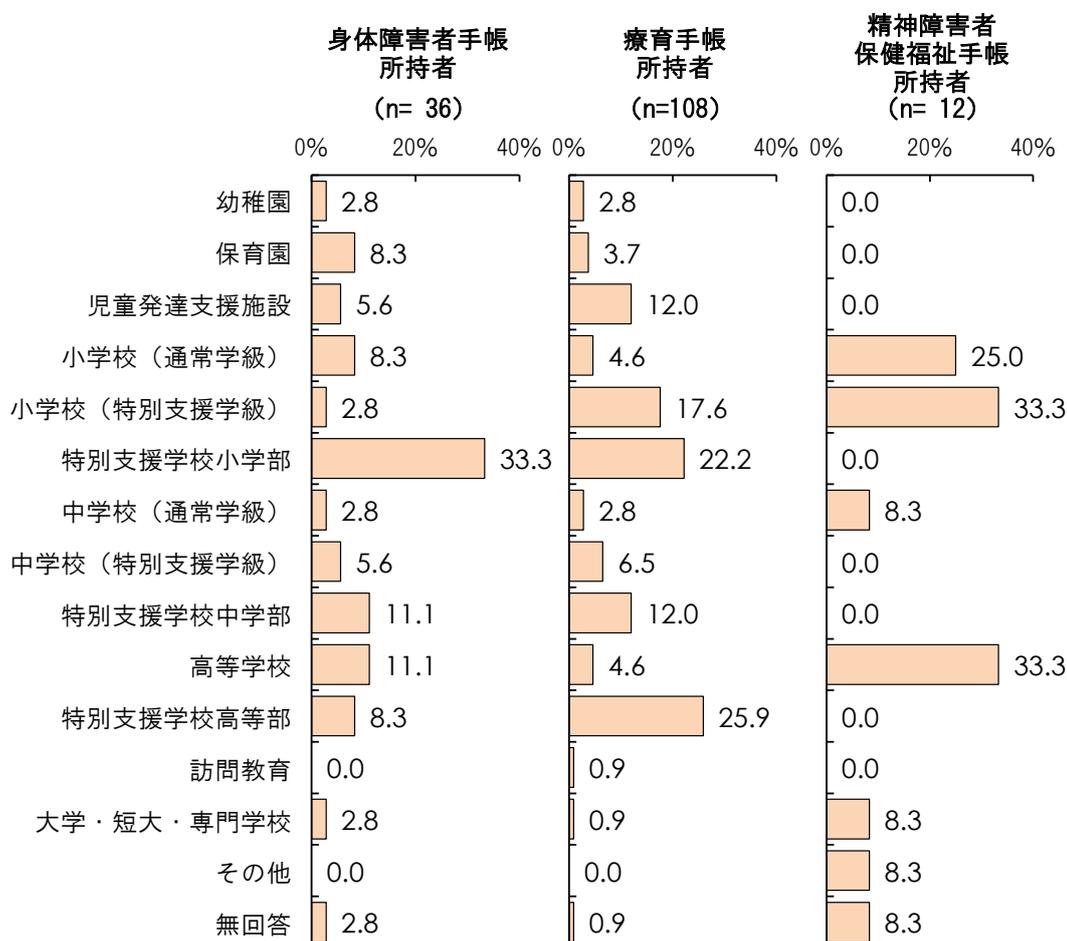
療育手帳所持者は、「はい(通っている)」が 29.0%、「いいえ(通っていない)」が 70.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「はい(通っている)」が 2.4%、「いいえ(通っていない)」が 97.2%となっています。

児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に「通っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 24-1、療育手帳所持者：問 23-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 24-1】

あなたが現在通っているところはどこですか。（複数回答可能）



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「特別支援学校小学部」、療育手帳所持者は「特別支援学校高等部」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「特別支援学校小学部」が3割を超えて多く、療育手帳所持者で「小学校（特別支援学級）」、「特別支援学校高等部」が多い。

身体障害者手帳所持者は、「特別支援学校小学部」が 33.3%と最も多く、次いで「特別支援学校中学部」、「高等学校」がそれぞれ 11.1%、「保育園」、「小学校(通常学級)」、「特別支援学校高等部」がそれぞれ 8.3%などとなっています。

療育手帳所持者は、「特別支援学校高等部」が 25.9%と最も多く、次いで「特別支援学校小学部」が 22.2%、「小学校(特別支援学級)」が 17.6%などとなっています。

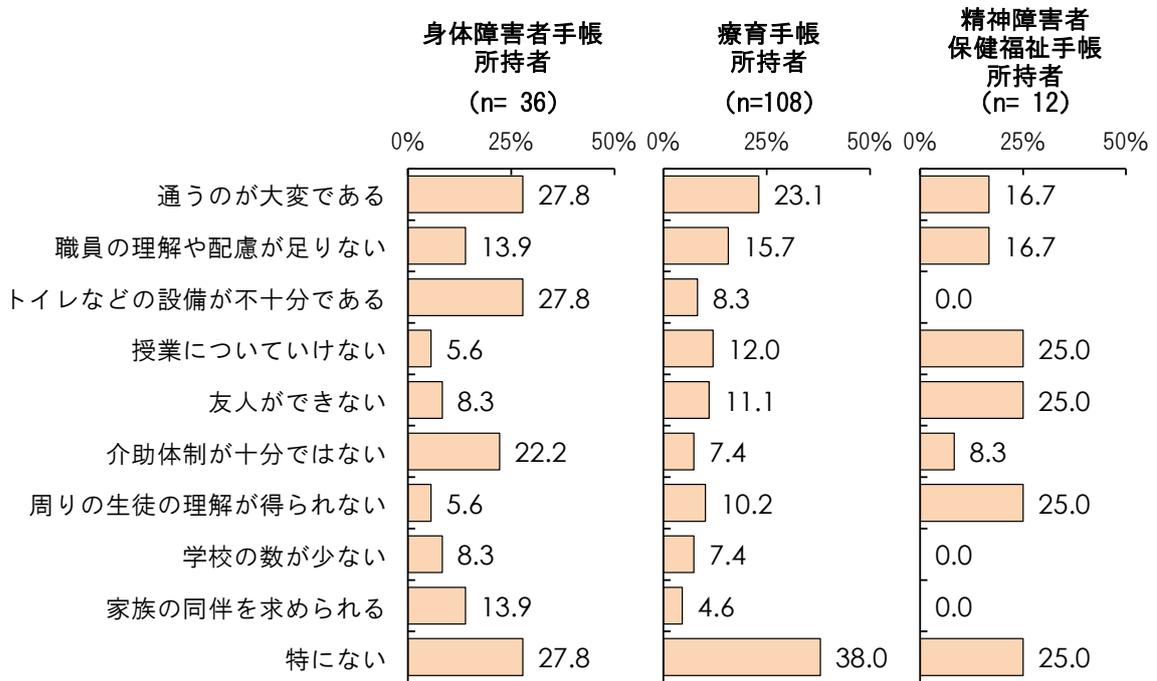
(精神障害者保健福祉手帳所持者は、サンプル数が少ないため、コメントを割愛します。)

第4次松本市障がい者計画

児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に「通っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 24-2、療育手帳所持者：問 23-2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 24-2】

あなたは、通園・通学をする上でどのようなことに困っていますか。(複数回答可能)



※スペースの関係で上位10項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ 身体障害者手帳所持者は「通うのが大変である」、「トイレなどの設備が不十分である」、「特にない」、療育手帳所持者は「特にない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「トイレなどの設備が不十分である」が3割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「通うのが大変である」、「トイレなどの設備が不十分である」、「特にない」がそれぞれ 27.8%と最も多く、次いで「介助体制が十分ではない」が 22.2%、「職員の理解や配慮が足りない」、「家族の同伴を求められる」がそれぞれ 13.9%などとなっています。

療育手帳所持者は、「特にない」が 38.0%と最も多く、次いで「通うのが大変である」が 23.1%、「職員の理解や配慮が足りない」が 15.7%などとなっています。

(精神障害者保健福祉手帳所持者は、サンプル数が少ないため、コメントを割愛します。)

	調査数	通うのが大変である	職員の理解や配慮が足りない	トイレなどの設備が不十分である	授業についていけない	友人ができない	介助体制が十分ではない	周りの生徒の理解が得られない	学校の数が少ない
身体障害者手帳所持者	36 100.0	10 27.8	5 13.9	10 27.8	2 5.6	3 8.3	8 22.2	2 5.6	3 8.3
療育手帳所持者	108 100.0	25 23.1	17 15.7	9 8.3	13 12.0	12 11.1	8 7.4	11 10.2	8 7.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	12 100.0	2 16.7	2 16.7	- -	- -	3 25.0	3 25.0	1 8.3	3 25.0

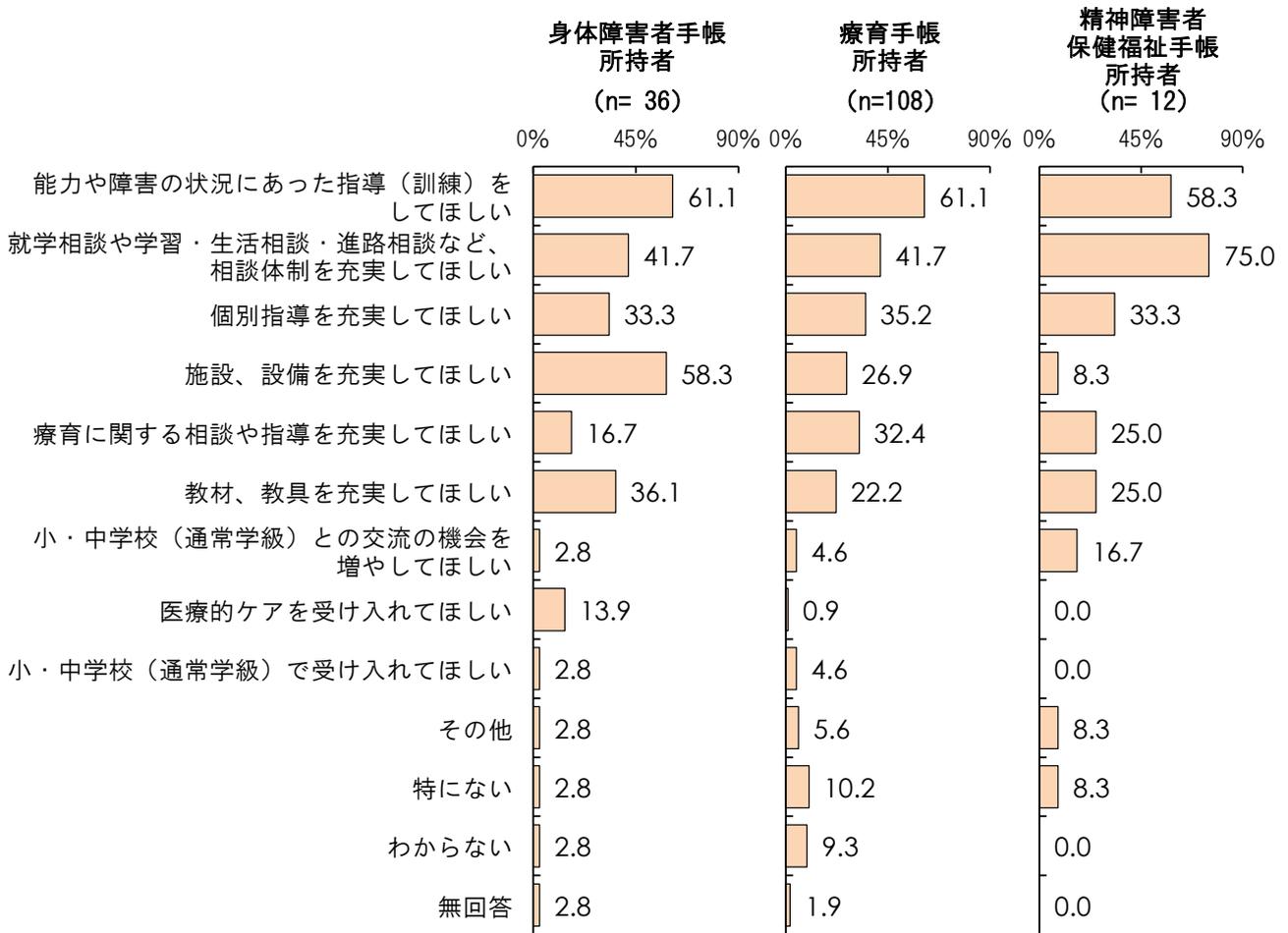
		家族の同伴を求められる	通常学級に入れない	受け入れてくれる学校がない	医療的ケア（吸引・経管栄養など）が受けられない	その他	特になし	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者		5 13.9	- -	1 2.8	1 2.8	1 2.8	10 27.8	1 2.8	1 2.8
療育手帳所持者		5 4.6	4 3.7	- -	- -	3 2.8	41 38.0	7 6.5	3 2.8
精神障害者保健福祉手帳所持者		- -	- -	- -	- -	- -	3 25.0	- -	- -

第4次松本市障がい者計画

児童発達支援施設・幼稚園・保育園・学校に「通っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 24-3、療育手帳所持者：問 23-3、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 24-3】

あなたは、どのようなことを学校教育に望みますか。(複数回答可能)



- ▶ いずれの手帳所持者も「能力や障がいの状況にあった指導(訓練)をしてほしい」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「施設、設備を充実してほしい」が約6割と多い。

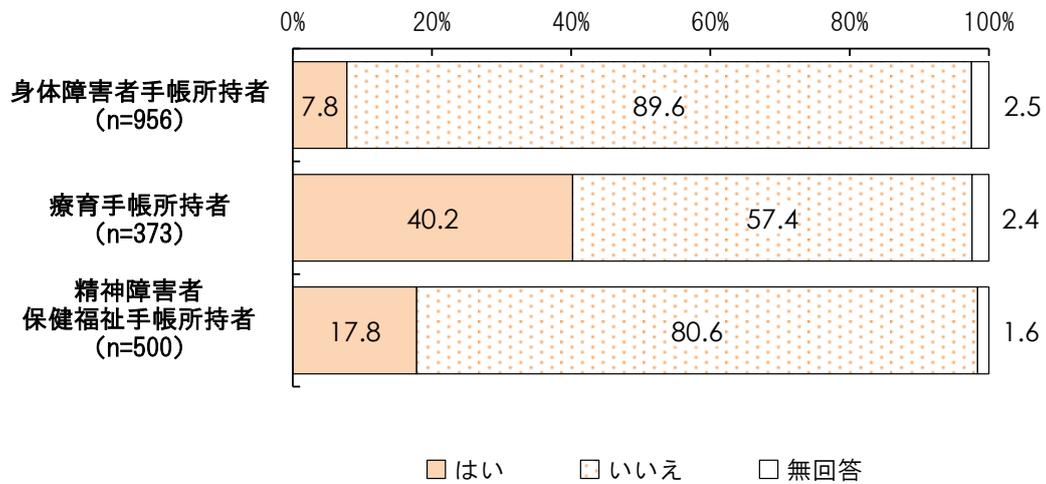
身体障害者手帳所持者は、「能力や障がいの状況にあった指導(訓練)をしてほしい」が 61.1%と最も多く、次いで「施設、設備を充実してほしい」が 58.3%、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実してほしい」が 41.7%などとなっています。

療育手帳所持者は、「能力や障がいの状況にあった指導(訓練)をしてほしい」が 61.1%と最も多く、次いで「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実してほしい」が 41.7%、「個別指導を充実してほしい」が 35.2%などとなっています。

(精神障害者保健福祉手帳所持者は、サンプル数が少ないため、コメントを割愛します。)

【身体障害者手帳所持者：問 25、療育手帳所持者：問 24、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 25】

あなたは、障害福祉サービス事業所などに通っていますか。



▶ いずれの手帳所持者も「通っていない」が多い。しかし、療育手帳所持者で6割近くと少ない。

身体障害者手帳所持者は、「はい(通っている)」が 7.8%、「いいえ(通っていない)」が 89.6%となっています。

療育手帳所持者は、「はい(通っている)」が 40.2%、「いいえ(通っていない)」が 57.4%となっています。

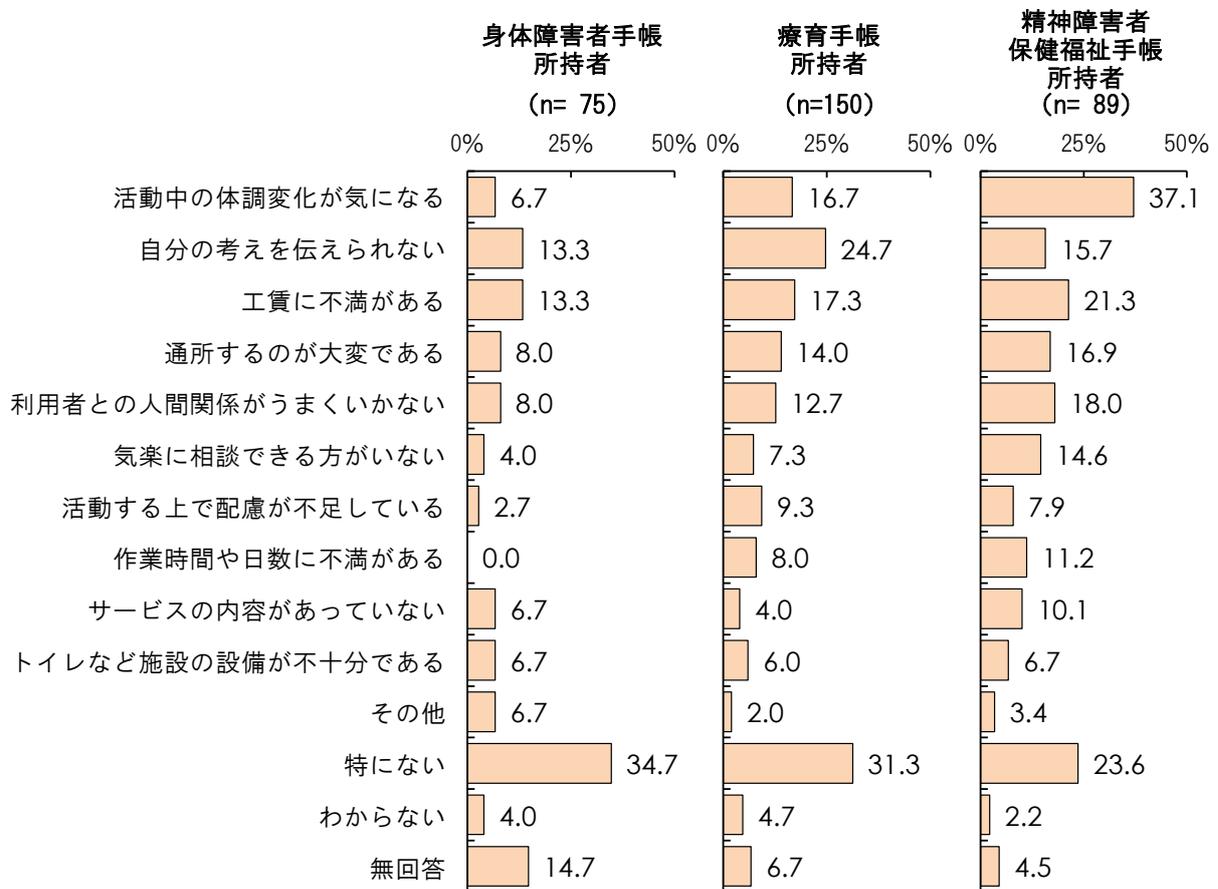
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「はい(通っている)」が 17.8%、「いいえ(通っていない)」が 80.6%となっています。

第4次松本市障がい者計画

障害福祉サービス事業所などに「通っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 25-1、療育手帳所持者：問 24-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 25-1】

あなたは、通所する上でどのようなことに困っていますか。(複数回答可能)



- ▶ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は「特にない」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「活動中の体調変化が気になる」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「活動中の体調変化が気になる」が4割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「特にない」が 34.7%と最も多く、次いで「自分の考えを伝えられない」、「工賃に不満がある」がそれぞれ 13.3%、「通所するのが大変である」、「利用者との人間関係がうまくいかない」がそれぞれ 8.0%などとなっています。

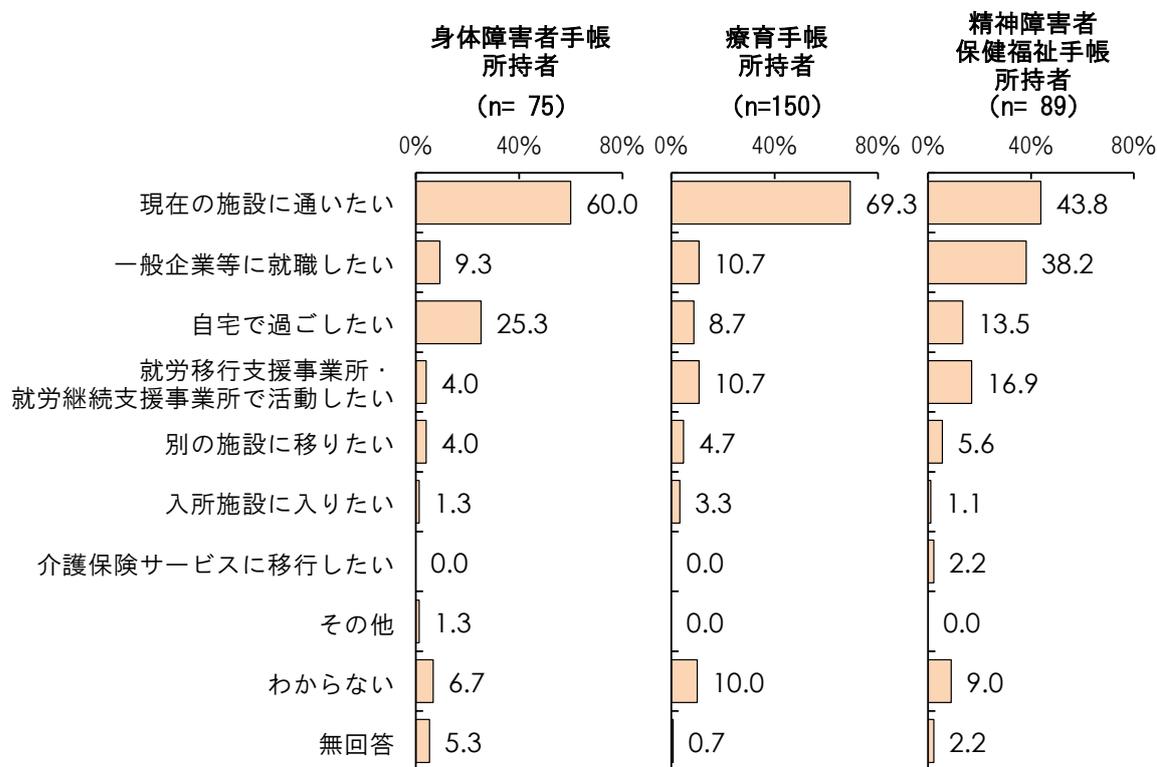
療育手帳所持者は、「特にない」が 31.3%と最も多く、次いで「自分の考えを伝えられない」が 24.7%、「工賃に不満がある」が 17.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「活動中の体調変化が気になる」が 37.1%と最も多く、次いで「特にない」が 23.6%、「工賃に不満がある」が 21.3%などとなっています。

障害福祉サービス事業所などに「通っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 25-2、療育手帳所持者：問 24-2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 25-2】

あなたは、今後どのような過ごし方を希望しますか。(複数回答可能)



- ▶ いずれの手帳所持者も「現在の施設に通いたい」が最も多い。しかし、精神障害者保健福祉手帳所持者で半数を下回って少ない。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「一般企業等に就職したい」が約4割と多い。

身体障害者手帳所持者は、「現在の施設に通いたい」が60.0%と最も多く、次いで「自宅で過ごしたい」が25.3%、「一般企業等に就職したい」が9.3%などとなっています。

療育手帳所持者は、「現在の施設に通いたい」が69.3%と最も多く、次いで「一般企業等に就職したい」、「就労移行支援事業所・就労継続支援事業所で活動したい」がそれぞれ10.7%、「わからない」が10.0%などとなっています。

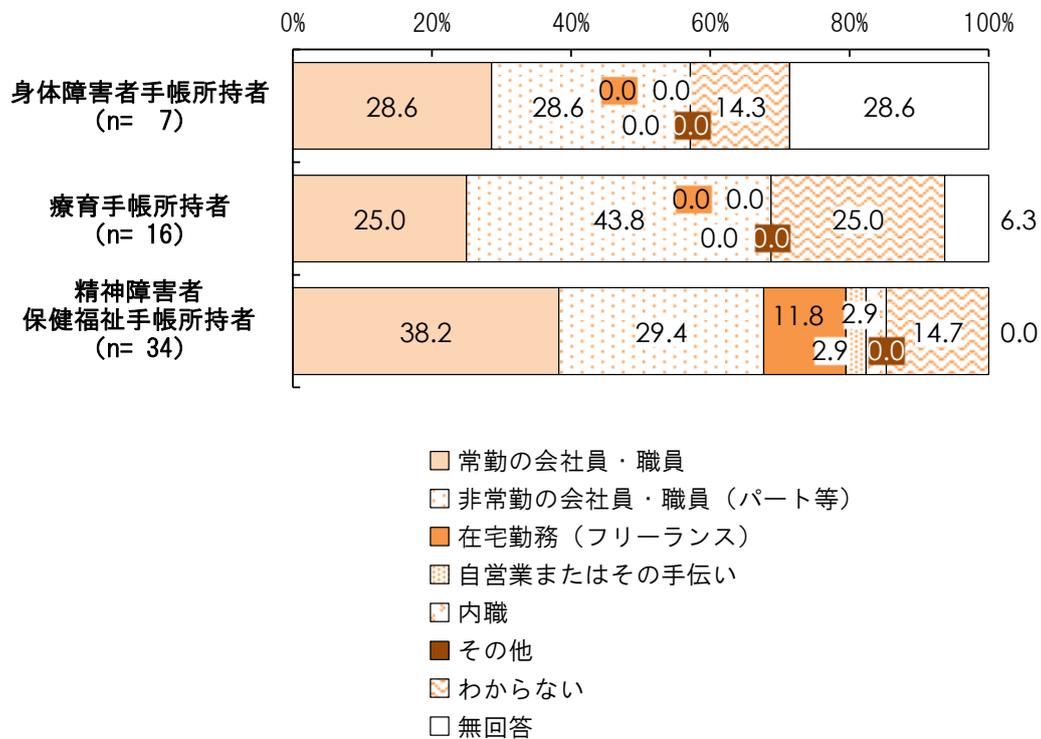
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「現在の施設に通いたい」が43.8%と最も多く、次いで「一般企業等に就職したい」が38.2%、「就労移行支援事業所・就労継続支援事業所で活動したい」が16.9%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

「一般企業等に就職したい」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 25-2-1、療育手帳所持者：問 24-2-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 25-2-1】

あなたは、どのような働き方をしたいですか。



▶ 「常勤の会社員・職員」が約4割と最も多い。

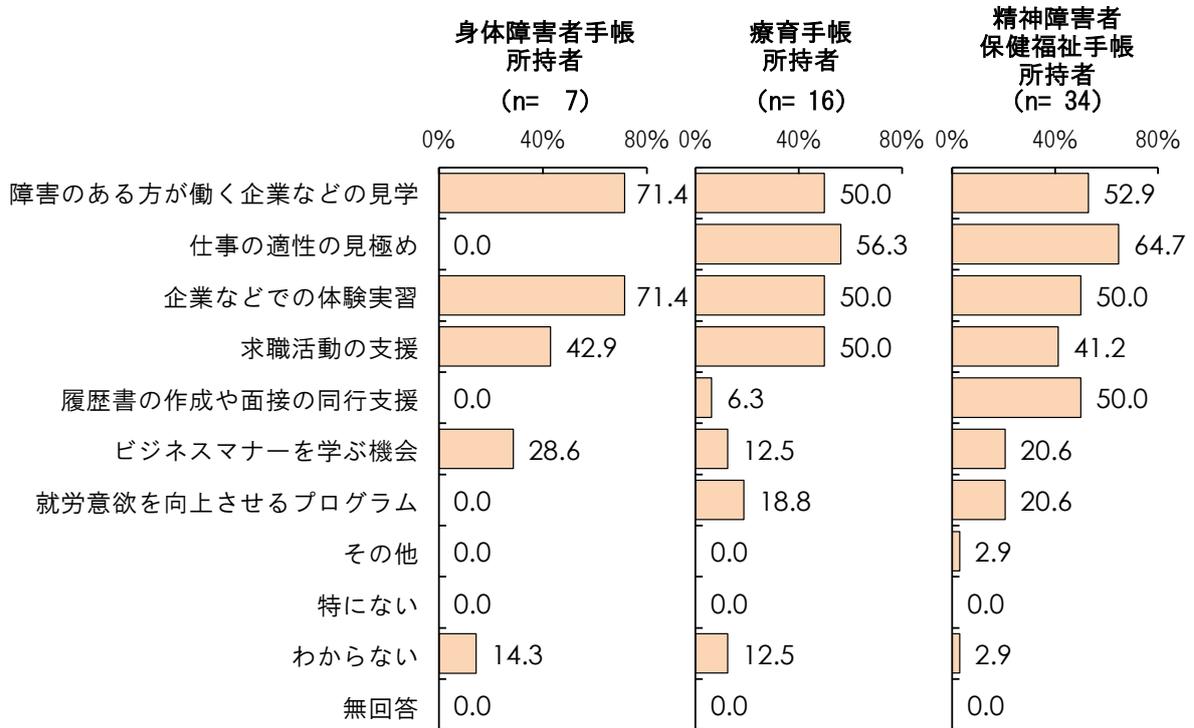
（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は、サンプル数が少ないため、コメントを割愛します。）

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「常勤の会社員・職員」が 38.2%と最も多く、次いで「非常勤の会社員・職員（パート等）」が 29.4%、「わからない」が 14.7%などとなっています。

「一般企業等に就職したい」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 25-2-2、療育手帳所持者：問 24-2-2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 25-2-2】

あなたは、就職するために、どのような支援を希望しますか。（複数回答可能）



▶ 「仕事の適性を見極め」が6割を超えて最も多い。

（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は、サンプル数が少ないため、コメントを割愛します。）

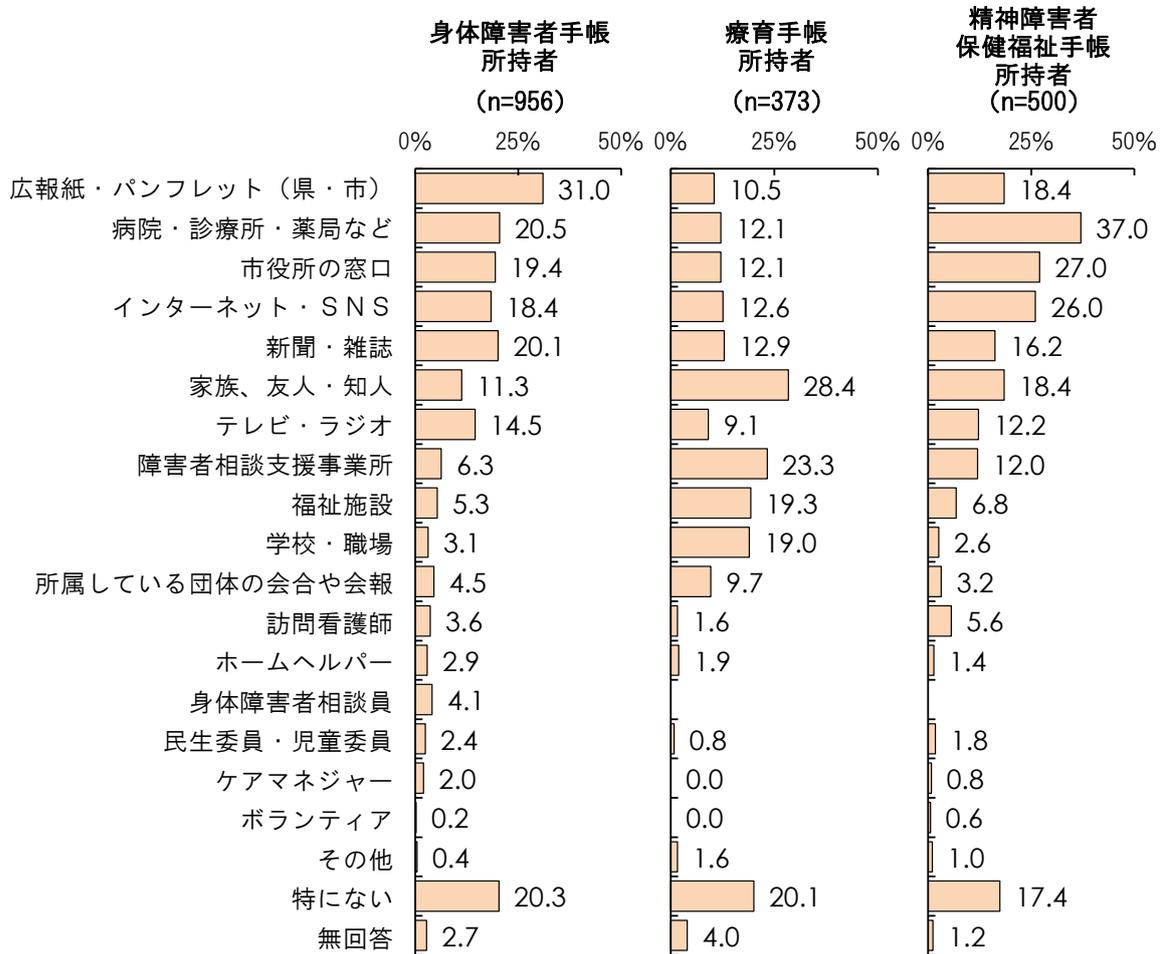
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「仕事の適性を見極め」が 64.7%と最も多く、次いで「障がいのある方が働く企業などの見学」が 52.9%、「企業などでの体験実習」、「履歴書の作成や面接の同行支援」がそれぞれ 50.0%などとなっています。

5. 情報収集・相談体制について

【身体障害者手帳所持者：問 26、療育手帳所持者：問 25、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 26】

あなたは、ふだん、福祉サービスに関する情報を、主にどこから得ていますか。

(複数回答可能)



※「ケアマネジャー」は、その他の具体的内容に多く記載されていたため、集計時に追加した選択肢です。

※「身体障害者相談員」は、身体障害者手帳所持者のみの選択肢です。

- ▶ 身体障害者手帳所持者は「広報紙・パンフレット(県・市)」、療育手帳所持者は「家族・友人・知人」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「病院・診療所・薬局など」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「病院・診療所・薬局など」が4割近くと多い。

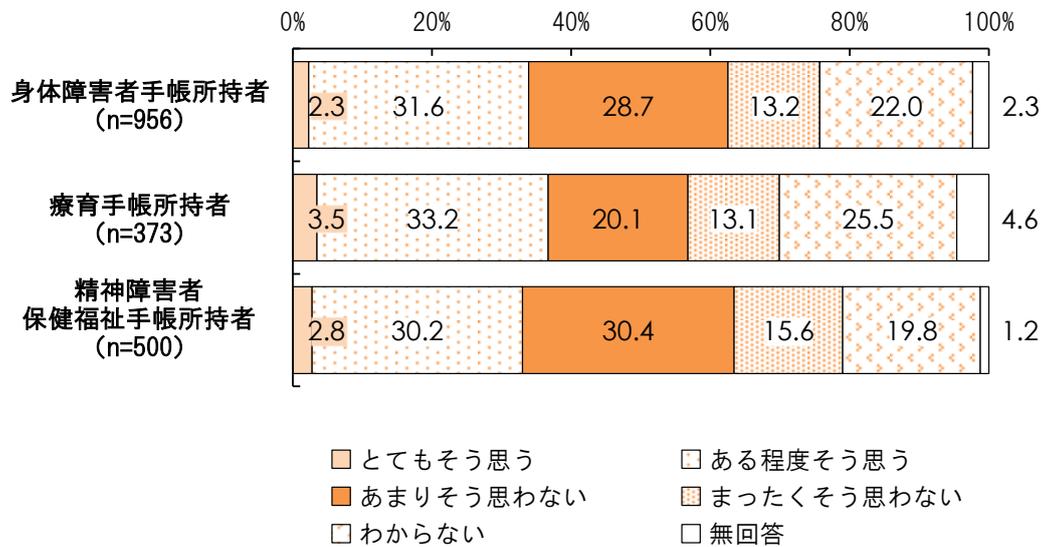
身体障害者手帳所持者は、「広報紙・パンフレット(県・市)」が31.0%と最も多く、次いで「病院・診療所・薬局など」が20.5%、「特にない」が20.3%などとなっています。

療育手帳所持者は、「家族・友人・知人」が28.4%と最も多く、次いで「障害者相談支援事業所」が23.3%、「特にない」が20.1%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「病院・診療所・薬局など」が37.0%と最も多く、次いで「市役所の窓口」が27.0%、「インターネット・SNS」が26.0%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 27、療育手帳所持者：問 26、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 27】

あなたにとって、現在の福祉に関する情報の入手方法は十分だと思いますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は『そう思わない』が最も多く、療育手帳所持者は『そう思う』と『そう思わない』がほぼ同率。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で『そう思わない』が4割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある程度そう思う」が31.6%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が28.7%、「わからない」が22.0%などとなっています。また、『そう思う』(とてもそう思う+ある程度そう思う)は33.9%、『そう思わない』(まったくそう思わない+あまりそう思わない)は41.9%と、『そう思わない』が約4割で多くなっています。

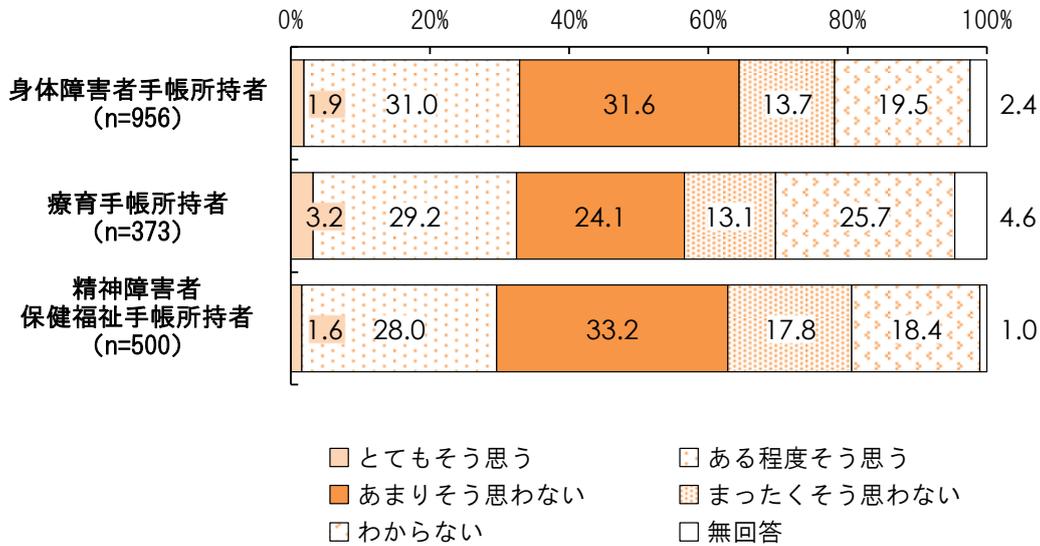
療育手帳所持者は、「ある程度そう思う」が33.2%と最も多く、次いで「わからない」が25.5%、「あまりそう思わない」が20.1%などとなっています。また、『そう思う』は36.7%、『そう思わない』は33.2%と、大きな差異はみられません。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「あまりそう思わない」が30.4%と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が30.2%、「わからない」が19.8%などとなっています。また、『そう思う』は33.0%、『そう思わない』は46.0%と、『そう思わない』が4割を超えて多くなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 28、療育手帳所持者：問 27、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 28】

あなたは、現在福祉に関する知りたい情報を十分に得られていると思いますか。



▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は『そう思わない』が最も多く、療育手帳所持者は『そう思う』と『そう思わない』がほぼ同率。

身体障害者手帳所持者は、「あまりそう思わない」が 31.6%と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が 31.0%、「わからない」が 19.5%などとなっています。また、『そう思う』（とてもそう思う＋ある程度そう思う）は 32.9%、『そう思わない』（まったくそう思わない＋あまりそう思わない）は 45.3%と、『そう思わない』が4割を超えて多くなっています。

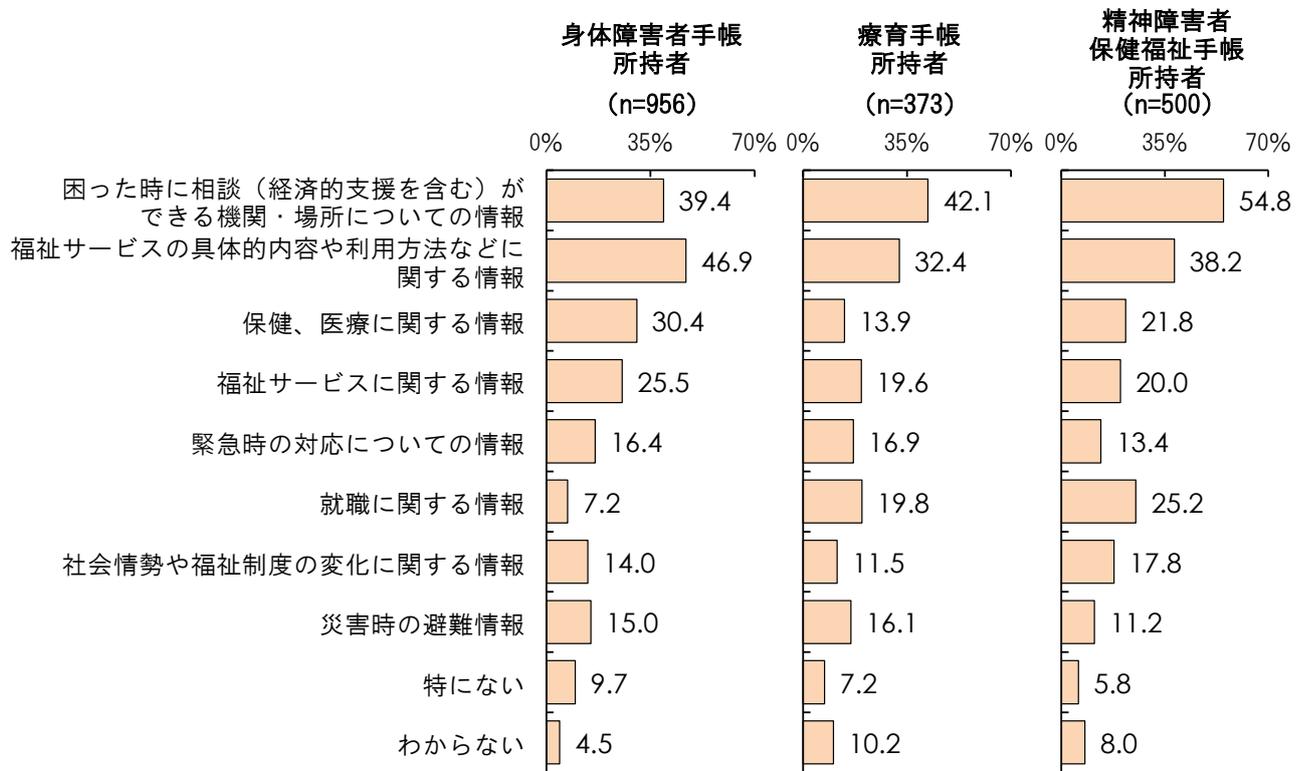
療育手帳所持者は、「ある程度そう思う」が 29.2%と最も多く、次いで「わからない」が 25.7%、「あまりそう思わない」が 24.1%などとなっています。また、『そう思う』は 32.4%、『そう思わない』は 37.2%と、大きな差異はみられません。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「あまりそう思わない」が 33.2%と最も多く、次いで「ある程度そう思う」が 28.0%、「わからない」が 18.4%などとなっています。また、『そう思う』は 29.6%、『そう思わない』は 51.0%と、『そう思わない』が約半数で多くなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 29、療育手帳所持者：問 28、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 29】

あなたは、今後どのような情報を充実してほしいと思いますか。

(複数回答可能：3つまで)



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ 身体障害者手帳所持者は「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「困った時に相談（経済的支援を含む）ができる機関・場所についての情報」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「就職に関する情報」が 2 割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 46.9%と最も多く、次いで「困った時に相談（経済的支援を含む）ができる機関・場所についての情報」が 39.4%、「保健、医療に関する情報」が 30.4%などとなっています。

療育手帳所持者は、「困った時に相談（経済的支援を含む）ができる機関・場所についての情報」が 42.1%と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 32.4%、「就職に関する情報」が 19.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「困った時に相談（経済的支援を含む）ができる機関・場所についての情報」が 54.8%と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 38.2%、「就職に関する情報」が 25.2%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

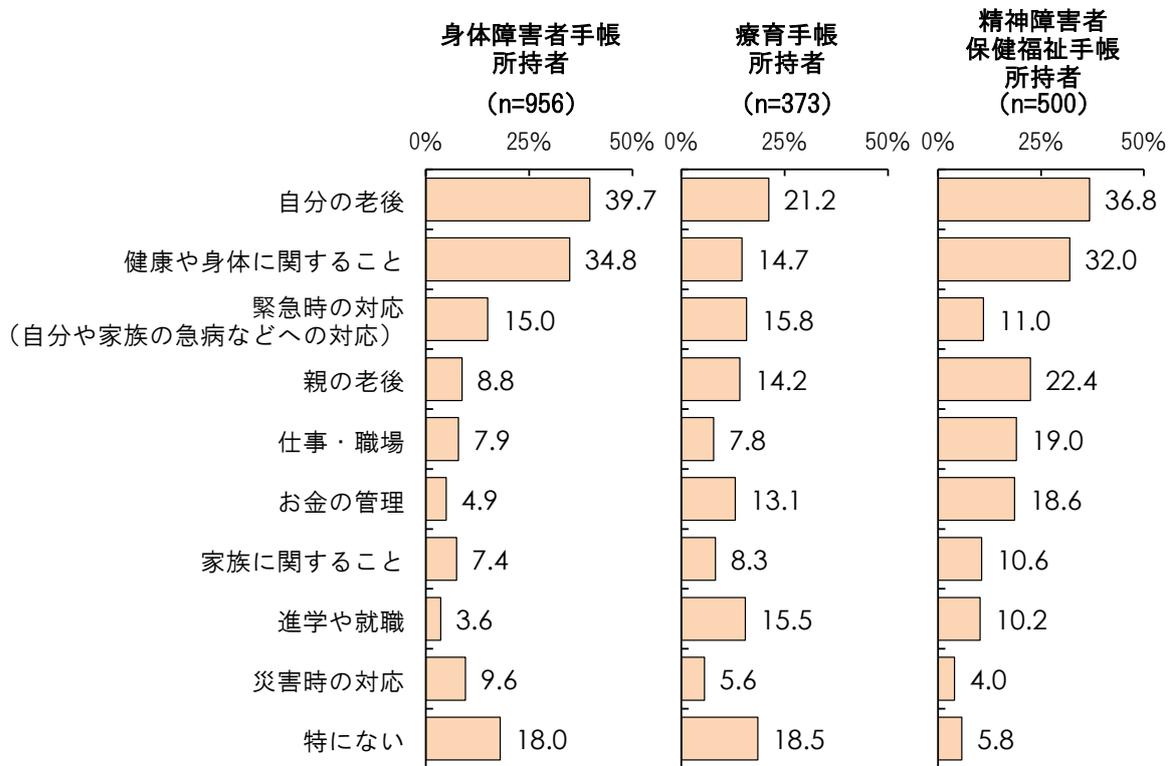
	調査数	困った時に相談（経済的支援を含む）ができる機関・場所についての情報	福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報	保健、医療に関する情報	福祉サービスに関する情報	緊急時の対応についての情報	就職に関する情報	社会情勢や福祉制度の変化に関する情報	災害時の避難情報
身体障害者手帳所持者	956 100.0	377 39.4	448 46.9	291 30.4	244 25.5	157 16.4	69 7.2	134 14.0	143 15.0
療育手帳所持者	373 100.0	157 42.1	121 32.4	52 13.9	73 19.6	63 16.9	74 19.8	43 11.5	60 16.1
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	274 54.8	191 38.2	109 21.8	100 20.0	67 13.4	126 25.2	89 17.8	56 11.2

	余暇活動・レジャーに関する情報	就学に関する相談・情報提供窓口	ボランティア団体などについての情報	その他	特になし	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者	42 4.4	28 2.9	24 2.5	2 0.2	93 9.7	43 4.5	19 2.0
療育手帳所持者	52 13.9	38 10.2	16 4.3	- -	27 7.2	38 10.2	17 4.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	26 5.2	28 5.6	18 3.6	3 0.6	29 5.8	40 8.0	8 1.6

【身体障害者手帳所持者：問 30、療育手帳所持者：問 29、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 30】

あなたは、現在どのようなことに困ったり、悩んだりしていますか。

(複数回答可能：3つまで)



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ いずれの手帳所持者も「自分の老後」が最も多い。しかし、療育手帳所持者で約 2 割と少ない。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「健康や身体に関すること」が 3 割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「自分の老後」が 39.7%と最も多く、次いで「健康や身体に関すること」が 34.8%、「特にない」が 18.0%などとなっています。

療育手帳所持者は、「自分の老後」が 21.2%と最も多く、次いで「特にない」が 18.5%、「緊急時の対応(自分や家族の急病などへの対応)」が 15.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「自分の老後」が 36.8%と最も多く、次いで「健康や身体に関すること」が 32.0%、「親の老後」が 22.4%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

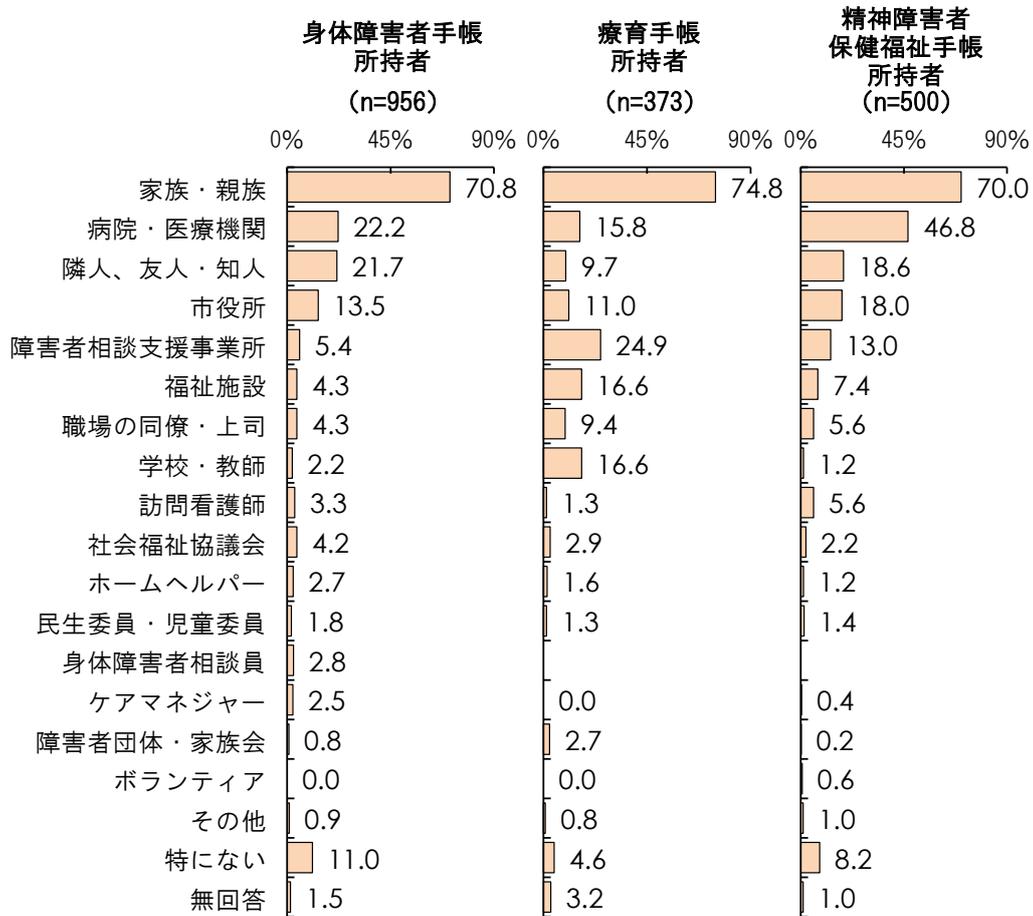
	調査数	自分の老後	健康や身体に関する事	緊急時の対応（自分や家族の急病などへの対応）	親の老後	仕事・職場	お金の管理	家族に関する事	進学や就職
身体障害者手帳所持者	956 100.0	380 39.7	333 34.8	143 15.0	84 8.8	76 7.9	47 4.9	71 7.4	34 3.6
療育手帳所持者	373 100.0	79 21.2	55 14.7	59 15.8	53 14.2	29 7.8	49 13.1	31 8.3	58 15.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	184 36.8	160 32.0	55 11.0	112 22.4	95 19.0	93 18.6	53 10.6	51 10.2

	災害時の対応	住まいに関する事	家事・家族の世話	友だちづくり	福祉・保健サービスの利用	恋愛・結婚	余暇（趣味、旅行など）の過ごし方	市役所・銀行などの手続き
身体障害者手帳所持者	92 9.6	68 7.1	62 6.5	18 1.9	59 6.2	21 2.2	42 4.4	30 3.1
療育手帳所持者	21 5.6	24 6.4	14 3.8	50 13.4	22 5.9	33 8.8	33 8.8	23 6.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	20 4.0	39 7.8	43 8.6	49 9.8	24 4.8	50 10.0	24 4.8	38 7.6

	買い物	社会情勢や福祉制度の変化への対応	近所との付き合い	子育てや子どもの教育	学校生活	その他	特になし	無回答
身体障害者手帳所持者	42 4.4	45 4.7	19 2.0	24 2.5	7 0.7	18 1.9	172 18.0	24 2.5
療育手帳所持者	16 4.3	12 3.2	12 3.2	2 0.5	27 7.2	8 2.1	69 18.5	16 4.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	27 5.4	28 5.6	23 4.6	23 4.6	9 1.8	26 5.2	29 5.8	15 3.0

【身体障害者手帳所持者：問 31、療育手帳所持者：問 30、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 31】

あなたが困った時の主な相談先はどこですか。(複数回答可能：3つまで)



※「ケアマネジャー」は、その他の具体的内容に多く記載されていたため、集計時に追加した選択肢です。
 ※「身体障害者相談員」は、身体障害者手帳所持者のみの選択肢です。

- ▶ いずれの手帳所持者も「家族・親族」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「病院・医療機関」が4割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「家族・親族」が70.8%と最も多く、次いで「病院・医療機関」が22.2%、「隣人、友人・知人」が21.7%などとなっています。

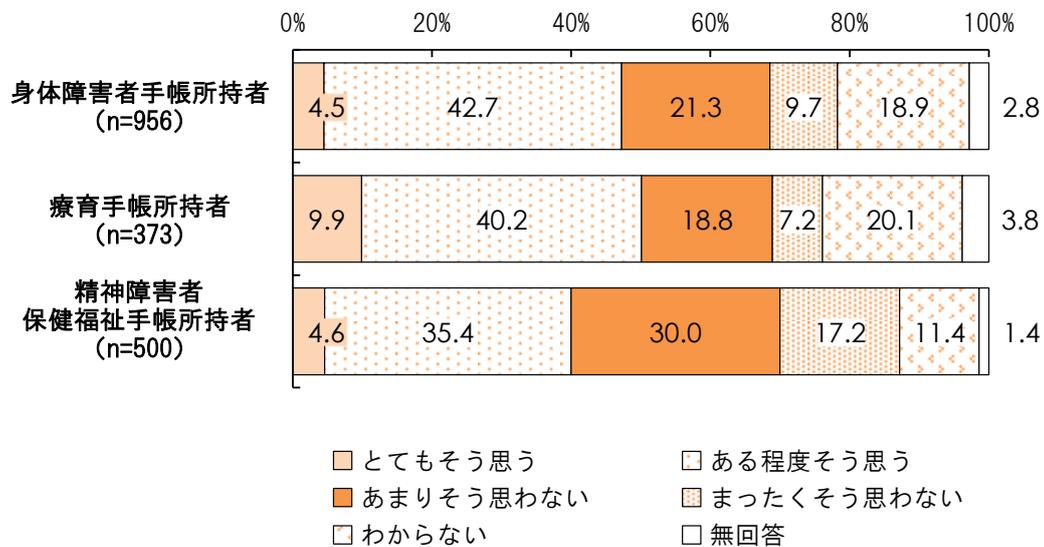
療育手帳所持者は、「家族・親族」が74.8%と最も多く、次いで「障害者相談支援事業所」が24.9%、「福祉施設」、「学校・教師」がそれぞれ16.6%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「家族・親族」が70.0%と最も多く、次いで「病院・医療機関」が46.8%、「隣人、友人・知人」が18.6%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 32、療育手帳所持者：問 31、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 32】

あなたにとって、現在の困った時の相談体制は十分だと思いますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は『そう思う』、精神障害者保健福祉手帳所持者は『そう思わない』が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で『そう思わない』が半数近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある程度そう思う」が 42.7%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が 21.3%、「わからない」が 18.9%などとなっています。また、『そう思う』（とてもそう思う＋ある程度そう思う）は 47.2%、『そう思わない』（まったくそう思わない＋あまりそう思わない）は 31.0%と、『そう思う』が半数近くで多くなっています。

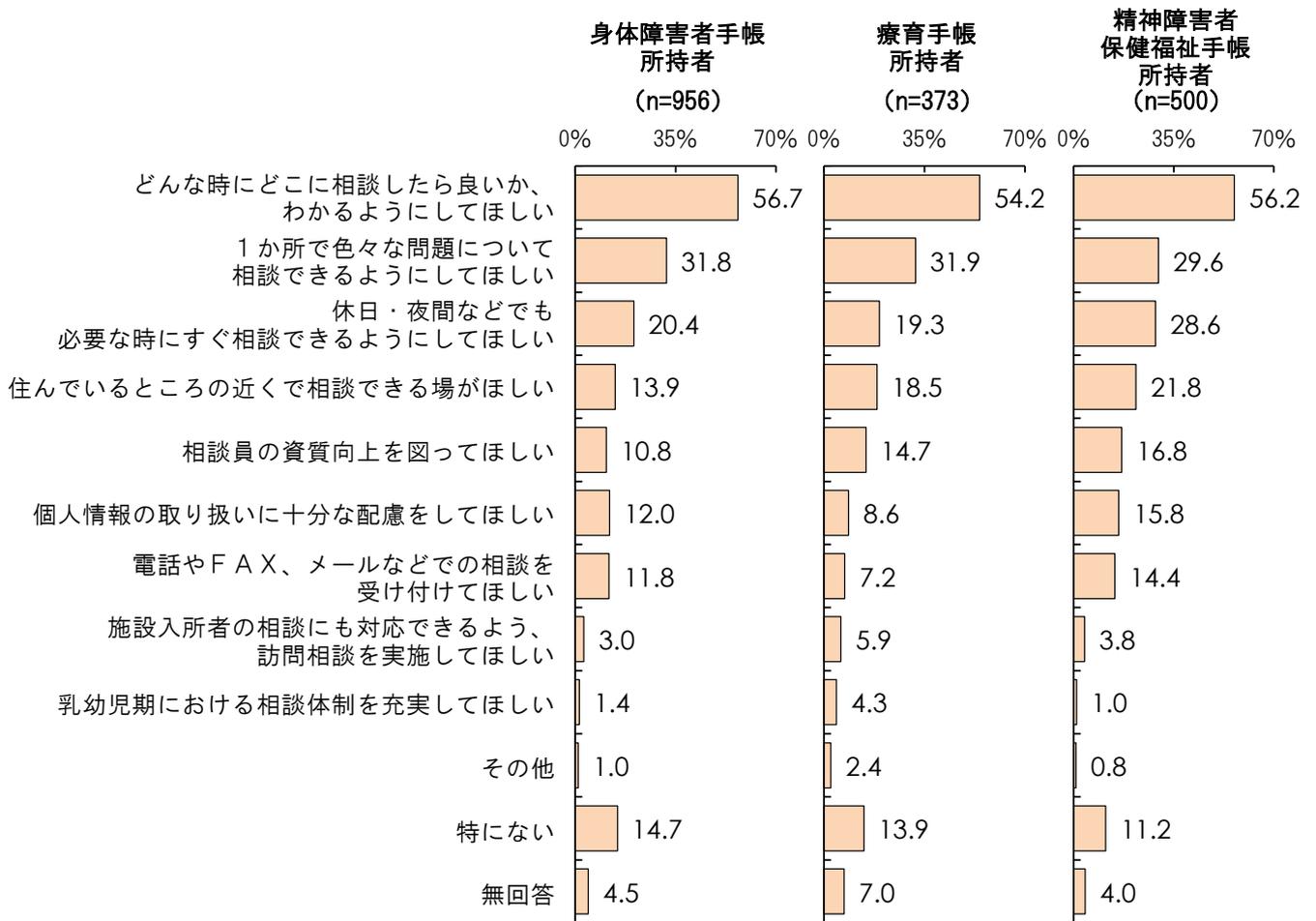
療育手帳所持者は、「ある程度そう思う」が 40.2%と最も多く、次いで「わからない」が 20.1%、「あまりそう思わない」が 18.8%などとなっています。また、『そう思う』は 50.1%、『そう思わない』は 26.0%と、『そう思う』が約半数で多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある程度そう思う」が 35.4%と最も多く、次いで「あまりそう思わない」が 30.0%、「まったくそう思わない」が 17.2%などとなっています。また、『そう思う』は 40.0%、『そう思わない』は 47.2%と、『そう思わない』が半数近くで多くなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 33、療育手帳所持者：問 32、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 33】

あなたは、今後福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。

(複数回答可能：3つまで)



▶ いずれの手帳所持者も「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が最も多い。

身体障害者手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が56.7%と最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が31.8%、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が20.4%などとなっています。

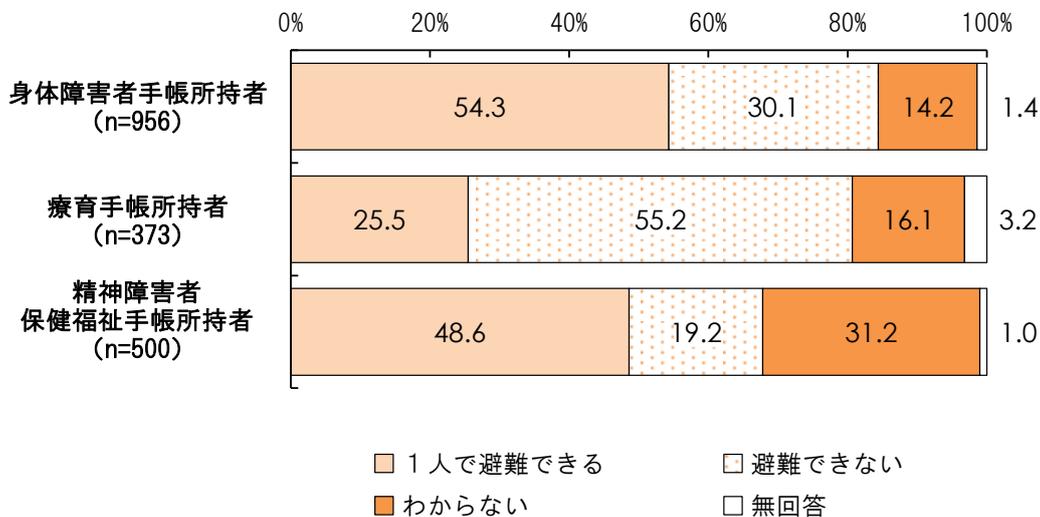
療育手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が54.2%と最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が31.9%、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が19.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「どんな時にどこに相談したら良いか、わかるようにしてほしい」が56.2%と最も多く、次いで「1か所で色々な問題について相談できるようにしてほしい」が29.6%、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が28.6%などとなっています。

6. 災害時のことについて

【身体障害者手帳所持者：問 34、療育手帳所持者：問 33、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 34】

あなたは、災害が発生した時に、1人で避難できますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「1人で避難できる」、療育手帳所持者は「避難できない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「1人で避難できる」、療育手帳所持者で「避難できない」がそれぞれ半数を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「1人で避難できる」が 54.3%と最も多く、次いで「避難できない」が 30.1%、「わからない」が 14.2%となっています。

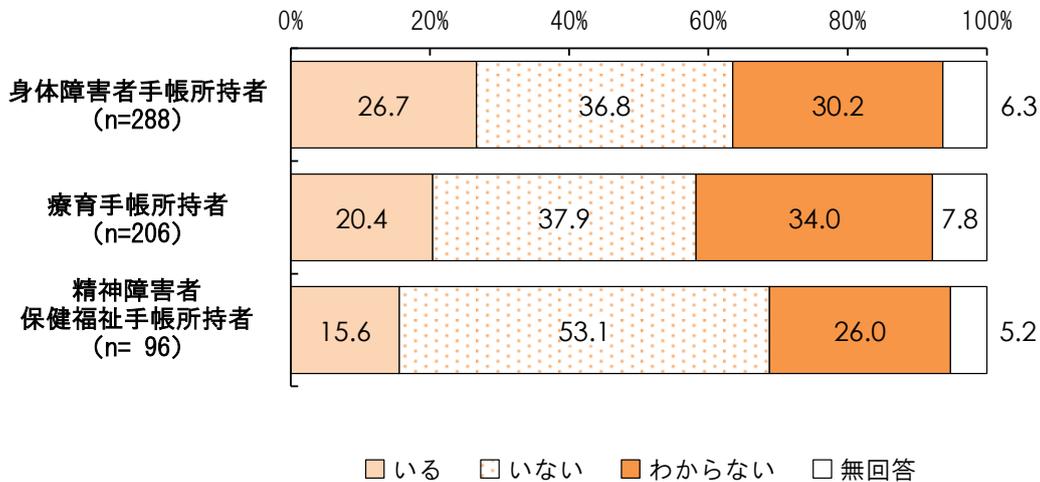
療育手帳所持者は、「避難できない」が 55.2%と最も多く、次いで「1人で避難できる」が 25.5%、「わからない」が 16.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「1人で避難できる」が 48.6%と最も多く、次いで「わからない」が 31.2%、「避難できない」が 19.2%となっています。

災害が発生した時に、1人で「避難できない」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 34-1、療育手帳所持者：問 33-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 34-1】

あなたが1人である時に災害が発生した場合、あなたのご近所に助けてくれる方はいますか。



▶ いずれの手帳所持者も「いない」が最も多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で半数を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「いない」が 36.8%と最も多く、次いで「わからない」が 30.2%、「いる」が 26.7%となっています。

療育手帳所持者は、「いない」が 37.9%と最も多く、次いで「わからない」が 34.0%、「いる」が 20.4%となっています。

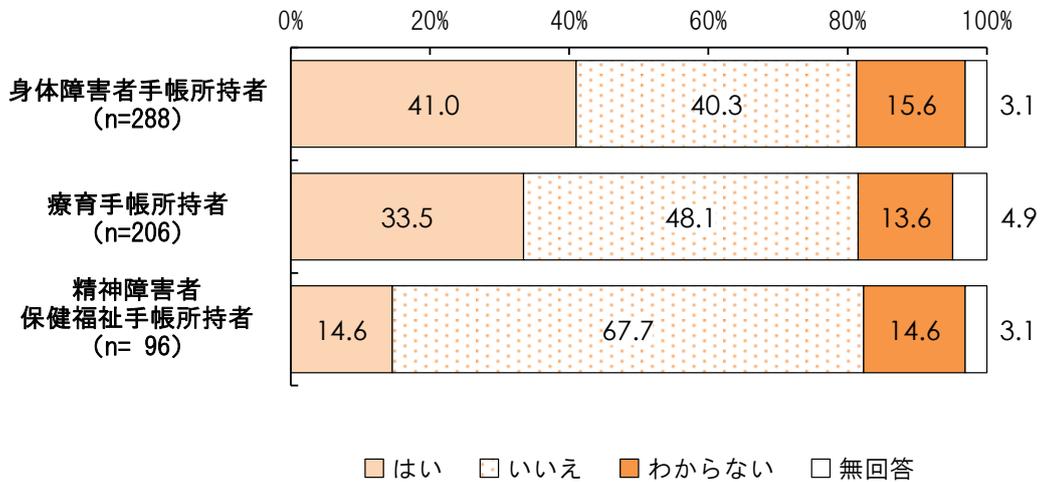
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「いない」が 53.1%と最も多く、次いで「わからない」が 26.0%、「いる」が 15.6%となっています。

第4次松本市障がい者計画

災害が発生した時に、1人で「避難できない」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 34-2、療育手帳所持者：問 33-2、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 34-2】

あなたは、災害が発生した時のために、町会・自治会や民生委員・児童委員等の周囲の方に、あなたが要援護者であることを申し出ていますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「申し出ている」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「申し出ていない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「申し出ている」が約4割と多く、精神障害者保健福祉手帳所持者で「申し出ていない」が7割近くと多い。

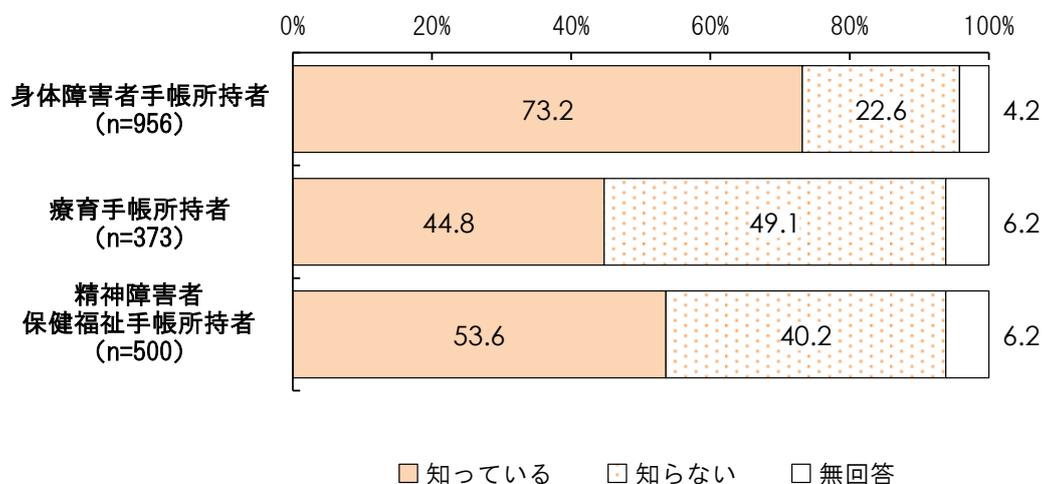
身体障害者手帳所持者は、「はい(申し出ている)」が41.0%と最も多く、次いで「いいえ(申し出ていない)」が40.3%、「わからない」が15.6%となっています。

療育手帳所持者は、「いいえ(申し出ていない)」が48.1%と最も多く、次いで「はい(申し出ている)」が33.5%、「わからない」が13.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「いいえ(申し出ていない)」が67.7%と最も多く、次いで「はい(申し出ている)」、「わからない」がそれぞれ14.6%となっています。

【身体障害者手帳所持者：問 35、療育手帳所持者：問 34、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 35】

あなたは、災害が発生した時の避難場所を知っていますか。



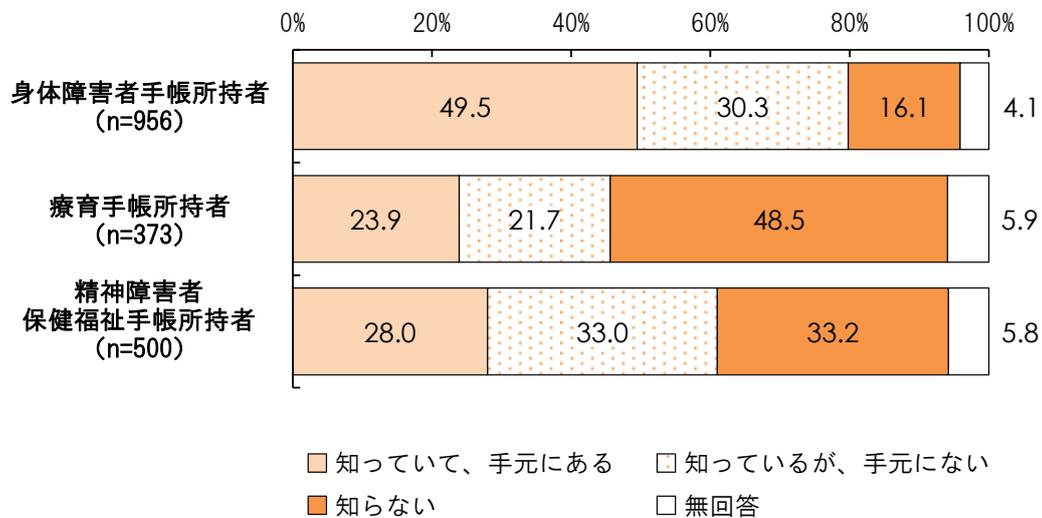
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「知っている」、療育手帳所持者は「知らない」が多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「知っている」が7割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「知っている」が73.2%、「知らない」が22.6%となっています。
 療育手帳所持者は、「知っている」が44.8%、「知らない」が49.1%となっています。
 精神障害者保健福祉手帳所持者は、「知っている」が53.6%、「知らない」が40.2%となっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 36、療育手帳所持者：問 35、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 36】

あなたは、松本市が発行している防災マップを知っていますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「知っている、手元にある」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「知らない」が最も多い。
- ▶ 身体者手帳所持者で『知っている』が約8割と多い。

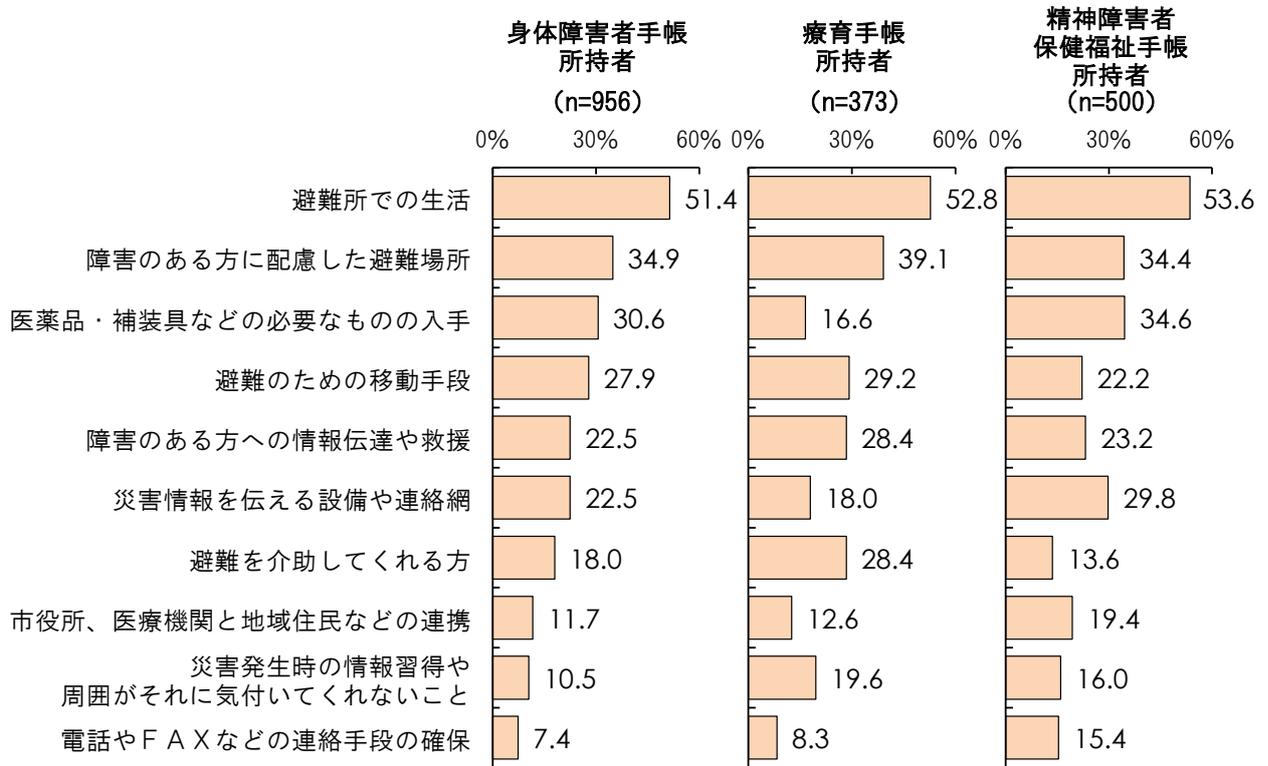
身体障害者手帳所持者は、「知っている、手元にある」が 49.5%と最も多く、次いで「知っているが、手元がない」が 30.3%、「知らない」が 16.1%となっています。また、『知っている』（知っている、手元にある＋知っているが、手元がない）は 79.8%と、約8割になっています。

療育手帳所持者は、「知らない」が 48.5%と最も多く、次いで「知っている、手元にある」が 23.9%、「知っているが、手元がない」が 21.7%となっています。また、『知っている』は 45.6%と、4割を超えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「知らない」が 33.2%と最も多く、次いで「知っているが、手元がない」が 33.0%、「知っている、手元にある」が 28.0%となっています。また、『知っている』は 61.0%と、約6割になっています。

【身体障害者手帳所持者：問 37、療育手帳所持者：問 36、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 37】

あなたは、災害が発生した時、どのようなことが不安ですか。(複数回答可能)



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ いずれの手帳所持者も「避難所での生活」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「医薬品・補装具などの必要なものの入手」が3割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「避難所での生活」が51.4%と最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した避難場所」が34.9%、「医薬品・補装具などの必要なものの入手」が30.6%などとなっています。

療育手帳所持者は、「避難所での生活」が52.8%と最も多く、次いで「障がいのある方に配慮した避難場所」が39.1%、「避難のための移動手段」が29.2%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「避難所での生活」が53.6%と最も多く、次いで「医薬品・補装具などの必要なものの入手」が34.6%、「障がいのある方に配慮した避難場所」が34.4%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

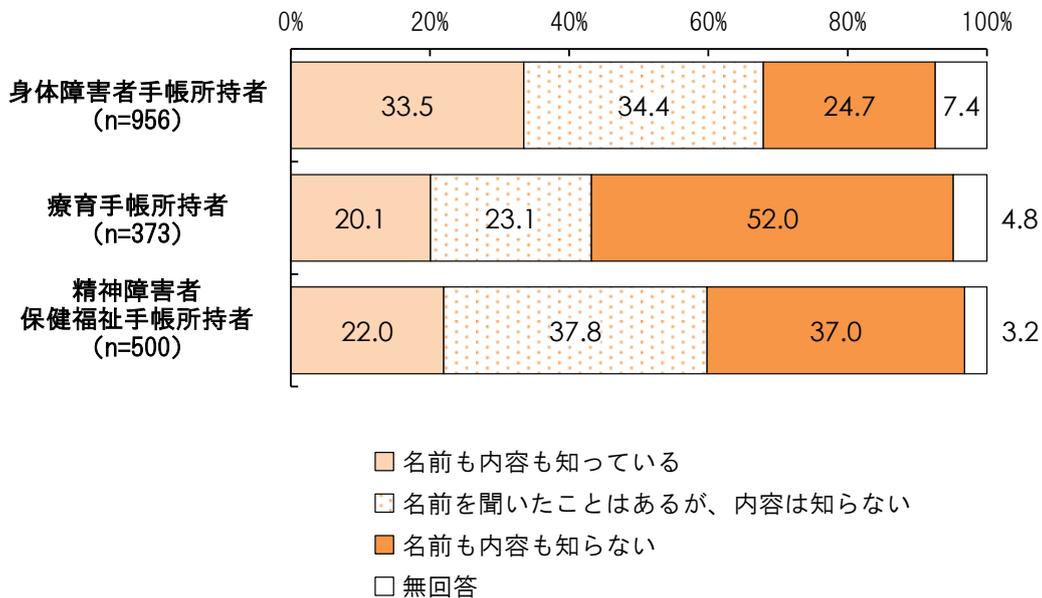
	調査数	避難所での生活	障害のある方に配慮した避難場	医薬品の入手	避難のための移動手段	障害のある方への情報伝達や救援	災害情報を伝える設備や連絡網	避難を介助してくれる方	市役所、医療機関と地域住民などの連携
身体障害者手帳所持者	956 100.0	491 51.4	334 34.9	293 30.6	267 27.9	215 22.5	215 22.5	172 18.0	112 11.7
療育手帳所持者	373 100.0	197 52.8	146 39.1	62 16.6	109 29.2	106 28.4	67 18.0	106 28.4	47 12.6
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	268 53.6	172 34.4	173 34.6	111 22.2	116 23.2	149 29.8	68 13.6	97 19.4

		災害発生時の情報習得や周囲が	確認電話やFAXなどの連絡手段の	人工透析や在宅酸素などの専門	手話通訳やガイドヘルパーなど	その他	特にな	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者		100 10.5	71 7.4	109 11.4	27 2.8	14 1.5	62 6.5	35 3.7	66 6.9
療育手帳所持者		73 19.6	31 8.3	6 1.6	9 2.4	3 0.8	18 4.8	50 13.4	17 4.6
精神障害者保健福祉手帳所持者		80 16.0	77 15.4	15 3.0	7 1.4	21 4.2	28 5.6	32 6.4	18 3.6

7. 今後の取り組みについて

【身体障害者手帳所持者：問 38、療育手帳所持者：問 37、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 38】

あなたは、成年後見制度について知っていますか。



- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」、療育手帳所持者は「名前も内容も知らない」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で『名前を知っている』が7割近くと多い。

身体障害者手帳所持者は、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 34.4%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が 33.5%、「名前も内容も知らない」が 24.7%となっています。また、『名前を知っている』（名前も内容も知っている＋名前を聞いたことはあるが、内容は知らない）は 67.9%と、7割近くになっています。

療育手帳所持者は、「名前も内容も知らない」が 52.0%と最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 23.1%、「名前も内容も知っている」が 20.1%となっています。また、『名前を知っている』は 43.2%と、4割を超えています。

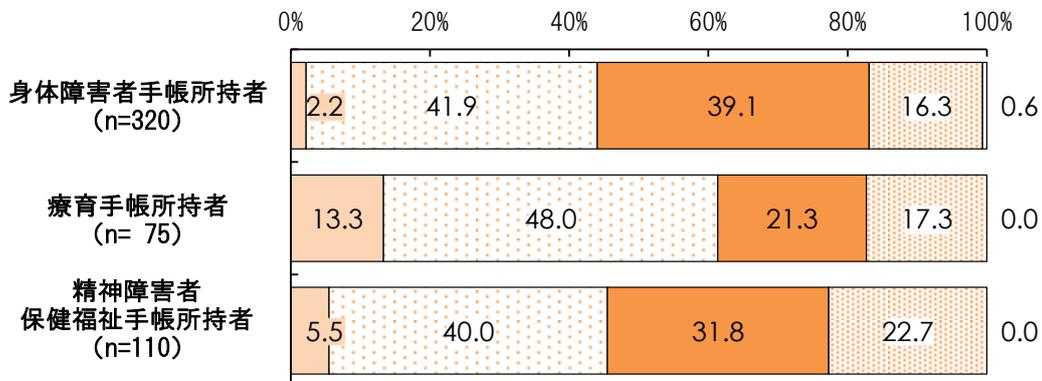
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 37.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が 37.0%、「名前も内容も知っている」が 22.0%となっています。また、『名前を知っている』は 59.8%と、約6割になっています。

第4次松本市障がい者計画

成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 38-1、療育手帳所持者：問 37-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 38-1】

あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。



- すでに利用している
- 今は必要ないが、将来必要なら利用したい
- 利用したいとは思わない
- わからない
- 無回答

- ▶ いずれの手帳所持者も「今は必要ないが、将来必要なら利用したい」が最も多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「利用したいとは思わない」が3割を超えて多い。

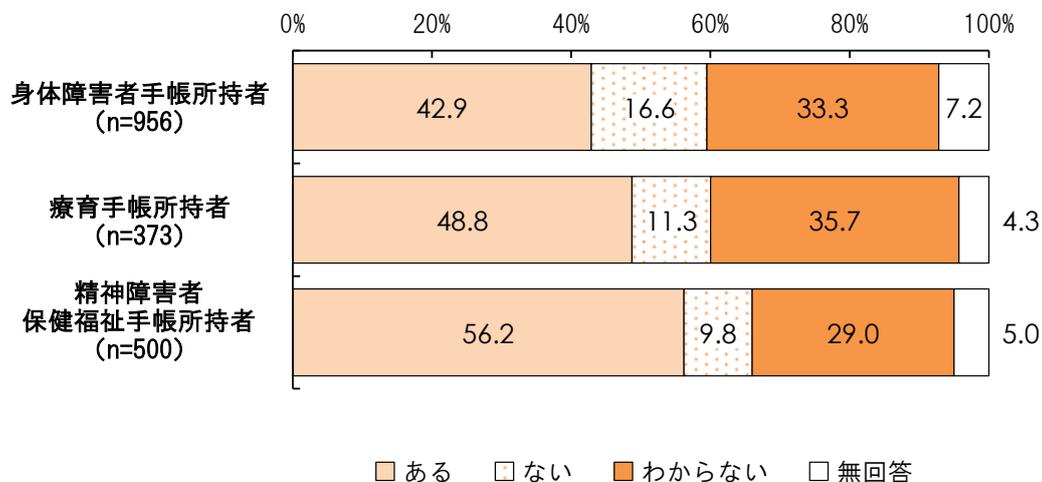
身体障害者手帳所持者は、「今は必要ないが、将来必要なら利用したい」が 41.9%と最も多く、次いで「利用したいとは思わない」が 39.1%、「わからない」が 16.3%などとなっています。

療育手帳所持者は、「今は必要ないが、将来必要なら利用したい」が 48.0%と最も多く、次いで「利用したいとは思わない」が 21.3%、「わからない」が 17.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「今は必要ないが、将来必要なら利用したい」が 40.0%と最も多く、次いで「利用したいとは思わない」が 31.8%、「わからない」が 22.7%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 39、療育手帳所持者：問 38、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 39】

あなたは、障がいのある方への差別や偏見があると思いますか。



▶ いずれの手帳所持者も「ある」が最も多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で半数を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「ある」が 42.9%と最も多く、次いで「わからない」が 33.3%、「ない」が 16.6%となっています。

療育手帳所持者は、「ある」が 48.8%と最も多く、次いで「わからない」が 35.7%、「ない」が 11.3%となっています。

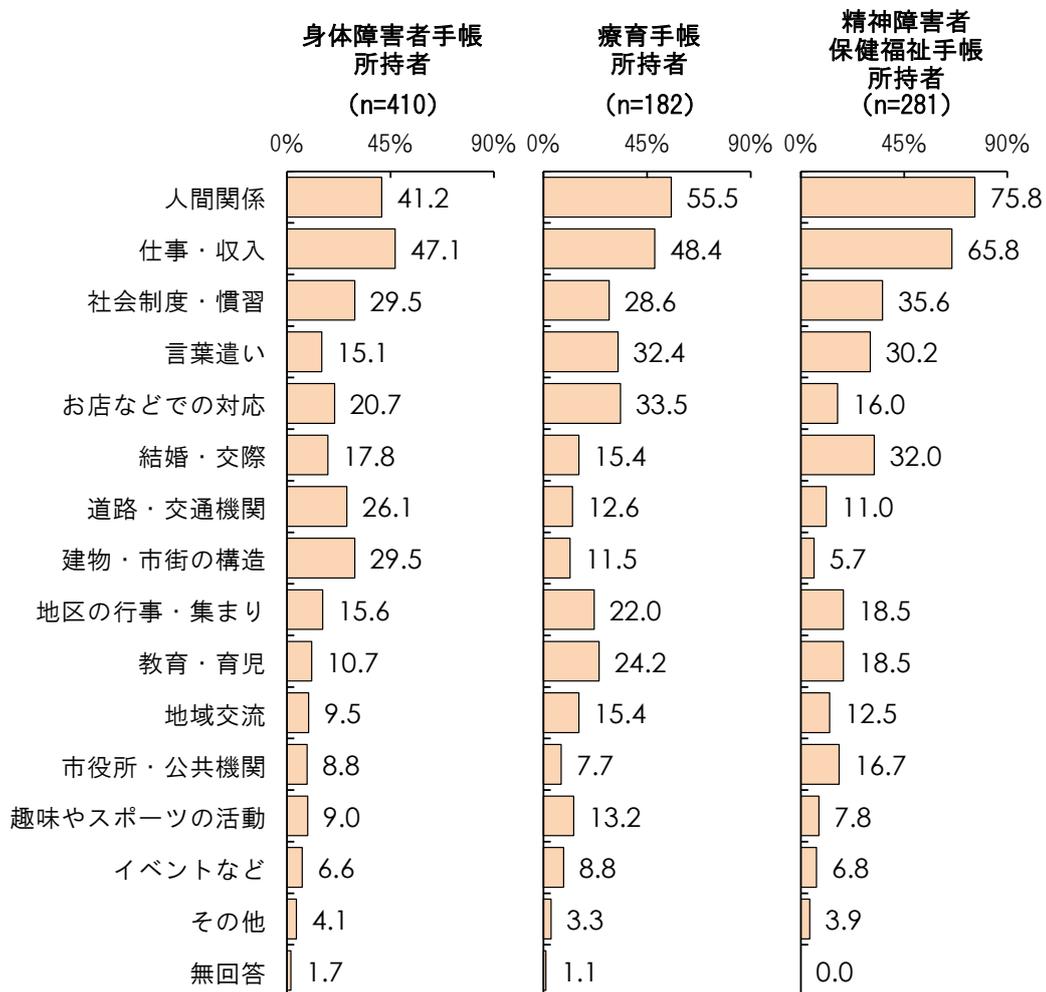
精神障害者保健福祉手帳所持者は、「ある」が 56.2%と最も多く、次いで「わからない」が 29.0%、「ない」が 9.8%となっています。

第4次松本市障がい者計画

障がいのある方への差別や偏見が「ある」と回答した方のみ

【身体障害者手帳所持者：問 39-1、療育手帳所持者：問 38-1、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 39-1】

あなたは、どのような場面で差別や偏見を感じますか。(複数回答可能)



- ▶ 身体障害者手帳所持者は「仕事・収入」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「人間関係」が最も多い。
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者で「人間関係」が7割を超えて多い。

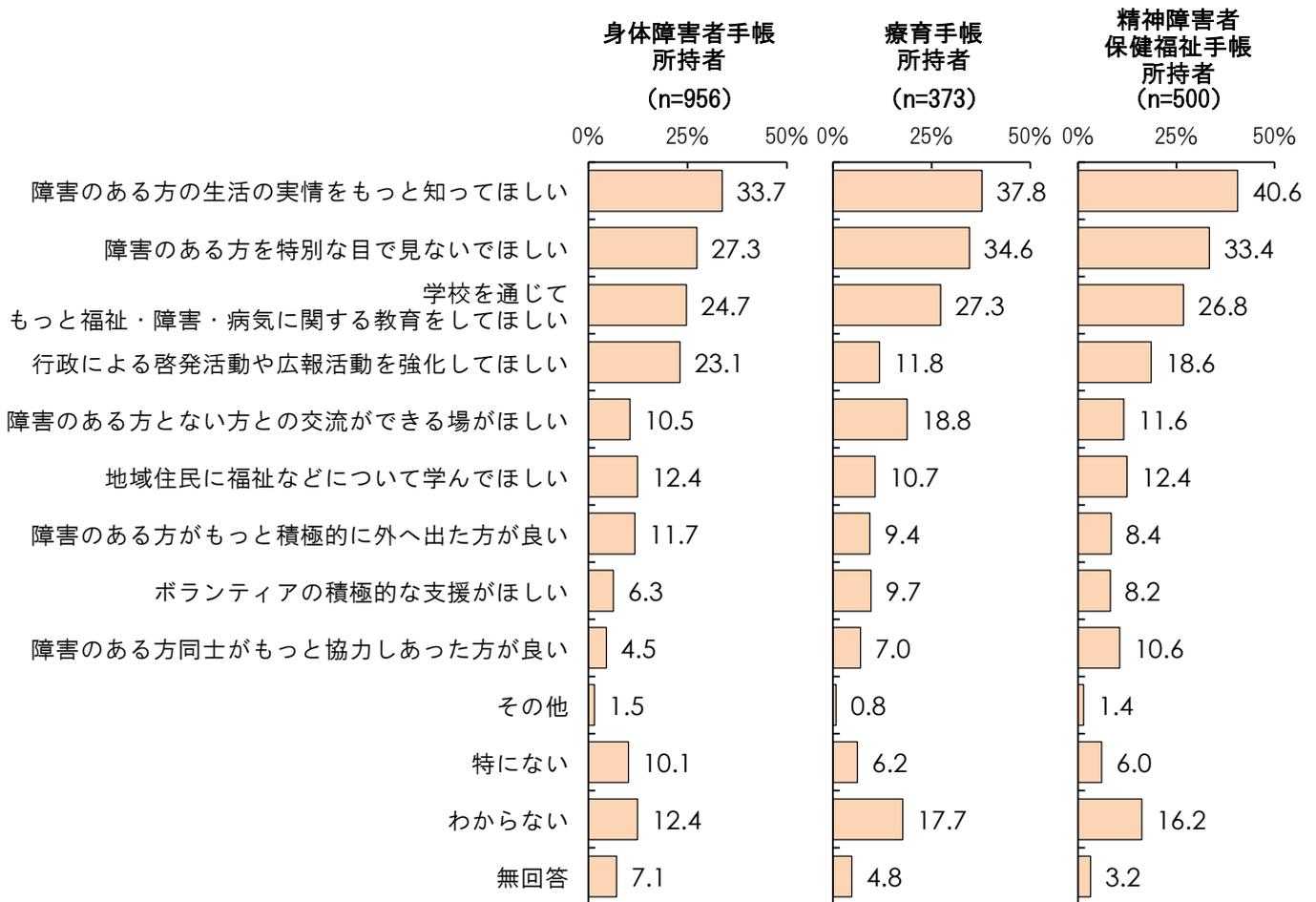
身体障害者手帳所持者は、「仕事・収入」が 47.1%と最も多く、次いで「人間関係」が 41.2%、「社会制度・慣習」、「建物・市街の構造」がそれぞれ 29.5%などとなっています。

療育手帳所持者は、「人間関係」が 55.5%と最も多く、次いで「仕事・収入」が 48.4%、「お店などでの対応」が 33.5%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「人間関係」が 75.8%と最も多く、次いで「仕事・収入」が 65.8%、「結婚・交際」が 32.0%などとなっています。

【身体障害者手帳所持者：問 40、療育手帳所持者：問 39、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 40】

あなたは、障がいのある方とない方が互いに認めあって暮らすために、
どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可能：3つまで)



- ▶ いずれの手帳所持者も「障がいのある方の生活の実情をもっと知ってほしい」が最も多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で約4割と多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「行政による啓発活動や広報活動を強化してほしい」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「障がいのある方の生活の実情をもっと知ってほしい」が 33.7%と最も多く、次いで「障がいのある方を特別な目で見ないでほしい」が 27.3%、「学校を通じてもっと福祉・障がい・病気に関する教育をしてほしい」が 24.7%などとなっています。

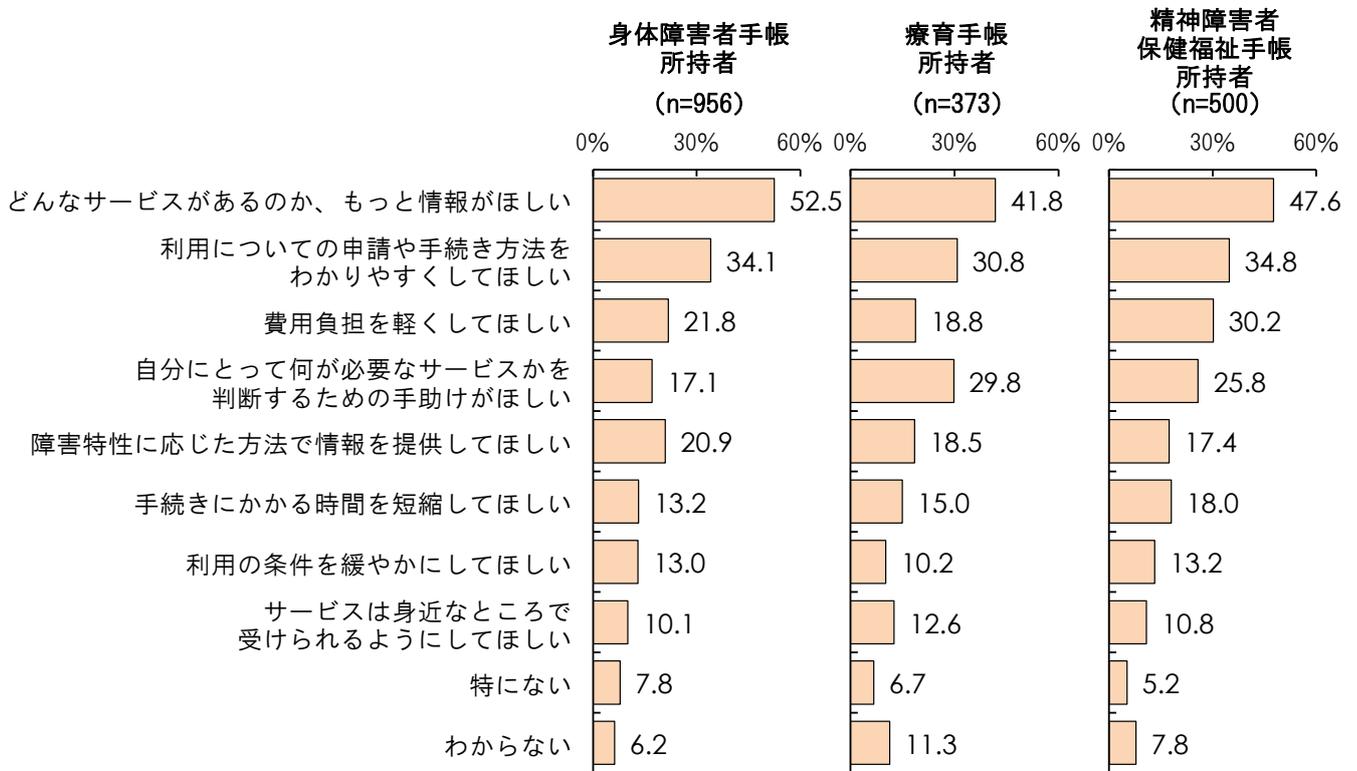
療育手帳所持者は、「障がいのある方の生活の実情をもっと知ってほしい」が 37.8%と最も多く、次いで「障がいのある方を特別な目で見ないでほしい」が 34.6%、「学校を通じてもっと福祉・障がい・病気に関する教育をしてほしい」が 27.3%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「障がいのある方の生活の実情をもっと知ってほしい」が 40.6%と最も多く、次いで「障がいのある方を特別な目で見ないでほしい」が 33.4%、「学校を通じてもっと福祉・障がい・病気に関する教育をしてほしい」が 26.8%などとなっています。

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 41、療育手帳所持者：問 40、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 41】

あなたは、今後障害福祉サービスをより利用しやすくするために、
どのようなことを希望しますか。（複数回答可能：3つまで）



※スペースの関係で上位10項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ いずれの手帳所持者も「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多い。特に、身体障害者手帳所持者で半数を超えて多い。
- ▶ 療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で「自分にとって何が必要なサービスかを判断するための手助けがほしい」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が52.5%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が34.1%、「費用負担を軽くしてほしい」が21.8%などとなっています。

療育手帳所持者は、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が41.8%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が30.8%、「自分にとって何が必要なサービスかを判断するための手助けがほしい」が29.8%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が47.6%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が34.8%、「費用負担を軽くしてほしい」が30.2%などとなっています。

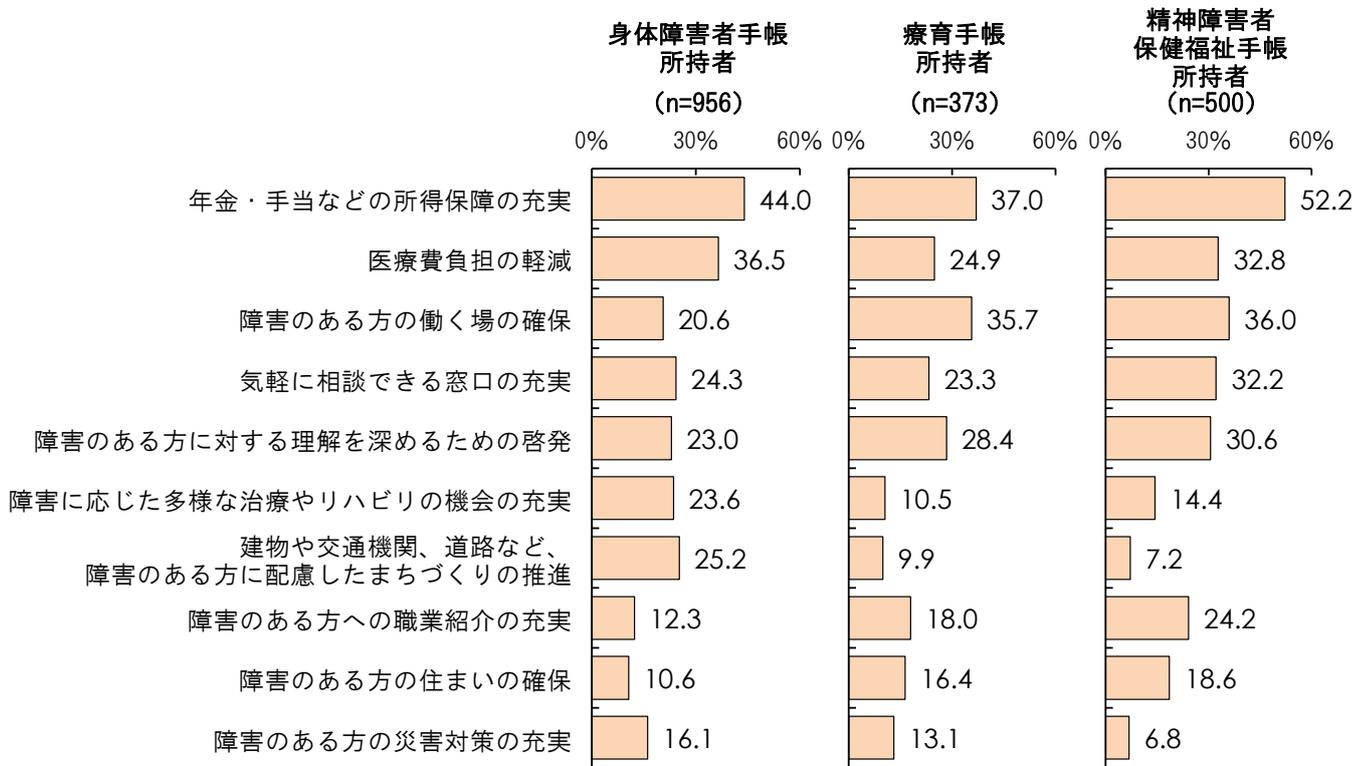
	調査数	もどんなサービ ス情報があるの か、	利用について申 請や手続き方 法をわかりやす くしてほしい	費用負担を軽く してほしい	自分にとって何 が必要か判断す るための手助け がほしい	障害特性に応じ た方法で情報を 提供してほしい	手続きにかかる 時間を短縮して ほしい	利用の条件を緩 やかにしてほしい
身体障害者手帳所持者	956 100.0	502 52.5	326 34.1	208 21.8	163 17.1	200 20.9	126 13.2	124 13.0
療育手帳所持者	373 100.0	156 41.8	115 30.8	70 18.8	111 29.8	69 18.5	56 15.0	38 10.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	238 47.6	174 34.8	151 30.2	129 25.8	87 17.4	90 18.0	66 13.2

		らサービ スは身近な ところで受け られるように してほしい	い支 援者の資 質向上を図 ってほしい	てサー ビスの回 数や時間を 増やしてほ しい	そ 他	特 にない	わ から ない	無 回 答
身体障害者手帳所持者		97 10.1	47 4.9	47 4.9	13 1.4	75 7.8	59 6.2	58 6.1
療育手帳所持者		47 12.6	31 8.3	32 8.6	2 0.5	25 6.7	42 11.3	19 5.1
精神障害者保健福祉手帳所持者		54 10.8	38 7.6	27 5.4	4 0.8	26 5.2	39 7.8	16 3.2

第4次松本市障がい者計画

【身体障害者手帳所持者：問 42、療育手帳所持者：問 41、精神障害者保健福祉手帳所持者：問 42】

あなたは、今後松本市に障がい福祉分野のどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。（複数回答可能：5つまで）



※スペースの関係で上位 10 項目をグラフにしています。全選択肢の集計結果は次のページの集計表をご確認ください。

- ▶ いずれの手帳所持者も「年金・手当などの所得保障の充実」が最も多い。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者で半数を超えて多い。
- ▶ 身体障害者手帳所持者で「建物や交通機関、道路など、障がいのある方に配慮したまちづくりの推進」が2割を超えて多い。

身体障害者手帳所持者は、「年金・手当などの所得保障の充実」が 44.0%と最も多く、次いで「医療費負担の軽減」が 36.5%、「建物や交通機関、道路など、障がいのある方に配慮したまちづくりの推進」が 25.2%などとなっています。

療育手帳所持者は、「年金・手当などの所得保障の充実」が 37.0%と最も多く、次いで「障がいのある方の働く場の確保」が 35.7%、「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が 28.4%などとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「年金・手当などの所得保障の充実」が 52.2%と最も多く、次いで「障がいのある方の働く場の確保」が 36.0%、「医療費負担の軽減」が 32.8%などとなっています。

	調査数	年金・手当などの所得保障の充実	医療費負担の軽減	障害のある方の働く場の確保	気軽に相談できる窓口の充実	障害のある方に対する理解を深めるための啓発	障害に応じた多様な治療やリハビリの機会の実現	建物や交通機関、道路など、障害のある方に配慮したまちづくりの推進	障害のある方への職業紹介の充実	障害のある方の住まいの確保
身体障害者手帳所持者	956 100.0	421 44.0	349 36.5	197 20.6	232 24.3	220 23.0	226 23.6	241 25.2	118 12.3	101 10.6
療育手帳所持者	373 100.0	138 37.0	93 24.9	133 35.7	87 23.3	106 28.4	39 10.5	37 9.9	67 18.0	61 16.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	500 100.0	261 52.2	164 32.8	180 36.0	161 32.2	153 30.6	72 14.4	36 7.2	121 24.2	93 18.6

		障害のある方の災害対策の充実	障害のある方の権利や財産を守ることを支援する機関の充実	ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実	介護者が休養をとることができるとするサービスの充実	公共交通機関の運賃の割引	早期発見・早期療育の充実	能力に応じた職業訓練の実施	提供の充実 め、趣味・娯楽など、各種情報	福祉に関するお知らせをはじめ、各種情報	日中活動の場として必要な福祉施設の整備
身体障害者手帳所持者		154 16.1	79 8.3	110 11.5	111 11.6	109 11.4	81 8.5	47 4.9	96 10.0	48 5.0	
療育手帳所持者		49 13.1	52 13.9	55 14.7	37 9.9	32 8.6	51 13.7	60 16.1	34 9.1	54 14.5	
精神障害者保健福祉手帳所持者		34 6.8	73 14.6	34 6.8	50 10.0	55 11.0	53 10.6	72 14.4	46 9.2	38 7.6	

		教育施策の充実	ボランティアの育成	スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する施策の充実	福祉機器の開発、普及	放課後や土曜日などにおける放課後児童クラブの充実	その他	特にない	わからない	無回答
身体障害者手帳所持者		52 5.4	51 5.3	36 3.8	71 7.4	19 2.0	16 1.7	43 4.5	31 3.2	26 2.7
療育手帳所持者		37 9.9	34 9.1	29 7.8	10 2.7	40 10.7	5 1.3	13 3.5	28 7.5	11 2.9
精神障害者保健福祉手帳所持者		28 5.6	22 4.4	24 4.8	7 1.4	3 0.6	12 2.4	15 3.0	23 4.6	8 1.6

第4次松本市障がい者計画

2 計画の検討経過

令和3年度	
5月25日	松本市社会福祉審議会 ・第4次計画の策定について報告
7月～8月	アンケート調査の実施
9月～10月	アンケート調査の分析
11月11日	第1回 松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・第4次計画案について協議
11月～1月	第4次計画案の検討
1月13日	市議会 厚生委員協議会 ・第4次計画策定期間について報告
1月25日	第2回 松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・第4次計画案について協議
1月～3月	第4次計画案の検討
3月30日	第3回 松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・第4次計画案について協議
令和4年度	
4月～5月	第4次計画案の検討
5月9日	松本市社会福祉審議会 ・第4次計画案について協議
5月12日	松本市社会福祉審議会から答申
6月16日	市議会 厚生委員協議会 ・第4次障がい者計画（案）について協議
6月24日～7月23日	パブリックコメント
9月1日	第1回 松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 ・第4次障がい者計画について報告
9月16日	市議会 厚生委員協議会 ・第4次障がい者計画の策定について報告

3 松本市社会福祉審議会名簿

氏 名	所 属	備 考
渡 辺 聰	松本市社会福祉協議会会長	委員長
丸 山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	副委員長
向 井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科専任講師	
草 深 邦子	民生・児童委員協議会会長	
三 村 仁志	県社会福祉士会（基本構想 2030 委員）	
内 山 博行	町会連合会会長	
廣 瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	
大 下 京子	（一社）ぴあねっと理事 兼 ぴあねっと社会参画室室長	
北 沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会代表	
岩 田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
片 桐 政勝	（福）アルプス福祉会理事	
尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	
唐 沢 保之	松本市医師会老人保健担当理事 長野県弁護士会松本在住会代表	
青 木 厚	松本市高齢者クラブ連合会会長	
平 林 優子	信州大学医学部保健学科教授	
内 藤 美智子	松本短期大学幼児保育学科教授	
海 野 暁光	私立保育園・認定こども園代表 （松本市基本構想 2030 市民会議委員）	
赤 堀 順子	松本市私立幼稚園連盟代表	
久 保 愛	児童館長代表	

第4次松本市障がい者計画

4 障害者福祉専門分科会名簿

氏名	所属	備考
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	会長
大下 京子	(一社)ぴあねっと理事兼 ぴあねっと社会参画室室長	副会長
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
片桐 政勝	(福)アルプス福祉会理事	
杉山 敦	松本市医師会	
鮎野 美和	ちごちごの会	
宮内 かつら	松本養護学校教諭	
前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会	
山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ	
林 律子	(特非)こすもけあくらぶ 雲のポッケ	
白井 尚子	(福)信濃友愛会理事	
紅林 奈美夫	松本圏域障がい者基幹相談支援センター	
西村 昭太	公募委員	

5 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称
I o t	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語
医療的ケア児・者	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な障がい児・者
SNS	Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
か行	
強度行動障がい	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態
権利擁護	高齢者や障がい者等の人権など様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組みなどが挙げられる。
さ行	
災害時要援護者支援プラン	風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として策定された計画
障害福祉サービス	障がいのある方の支援などについて定めた法律である、「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービス。主に、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練などの支援を提供する「訓練等給付」と、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」の2種類がある。

第4次松本市障がい者計画

重層的支援体制整備事業	地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するための制度
た行	
地域生活支援事業	障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み
な行	
ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人としてその尊厳が重んぜられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方
は行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。
福祉ひろば	市内35地区に設置し、福祉活動等の事業を通じて、健康増進や生きがいづくりなどに取り組む、松本市独自の地域福祉の拠点
ヘルプマーク （ヘルプカード）	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで、平成29年にはJISの案内用図記号に追加され、全国に普及が進んでいる。

第4次松本市障がい者計画
令和4年9月発行

発行 松本市
編集 松本市 健康福祉部 障がい福祉課
こども部 こども福祉課
〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
電話 0263-34-3212 FAX 0263-36-9119
URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>
Mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp
